田村市高齢者福祉計画・
第8期田村市介護保険事業計画

［令和３年度 ～ 令和５年度］

令和 3年 3月

田 村 市

はじめに

わが国では、総人口が減少に転じるなか、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）には、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上に、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）には、85 歳以上が高齢人口の 3 割近くを占めるなど、「高齢者世代の高齢化」が進んでいくものと予測されています。

本市における高齢化率は、令和 2 年 10 月現在 35.2%と高い水準にあり、今後、一人暮らしや高齢者のみの世帯、医療や介護の支援を必要とする方、認知症状がある方などが増加することが予想され、膨らみ続ける介護サービス需要への対策、担い手である介護人材の確保、さらには、感染症や災害への対応力強化など、高齢者を取り巻く様々な課題への対策はますます重要となってまいります。

こうした状況を踏まえ、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、制度の持続可能性の確保を図るため、この度、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「田村市高齢者福祉計画・第 8 期田村市介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいをもち、自己の意思が十分に尊重されながら、いきいきと安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、高齢者を含めたすべての人々を対象とする地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を目指してまいります。

この計画の実現には、医療・介護・福祉等の各関係機関との連携はもとより、市民の皆さまのご協力が不可欠となります。市民の皆さまと一体となって、計画の基本理念である「生きがいをもって、元気で暮らせる、支えあいあふれるまちづくり」の実現に向けて、計画の推進に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員の皆さま、アンケート調査等を通じ、貴重なご意見・ご提言を賜りました多くの市民の皆さまに心から御礼と感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

田村市長　本田仁一

目　　次

第１章　計画策定の概要

第１節　計画策定の趣旨 …… 1
第２節　計画の性格と位置づけ …… 1
第３節　計画の期間及び見直しの時期 …… 3
第４節　計画の策定体制 …… 3
第５節　日常生活圏域の設定 …… 4

第２章　高齢者を取り巻く現状

第１節　人口構造の推移 …… 5
第２節　要支援・要介護認定者の状況 …… 8
第３節　介護給付の状況 …… 10
第４節　地域支援事業の状況 …… 15
第５節　サービス事業者の状況 …… 22
第６節　福祉サービスの状況 …… 24
第７節　アンケート結果による市民の意識 …… 25

第３章　基本理念・基本目標

第１節　将来人口の推計 …… 39
第２節　計画の基本理念 …… 42
第３節　計画の基本目標 …… 42
第４節　新しい高齢者施策への対応 …… 44
第５節　施策の体系 …… 46

第４章　基本目標と施策の展開

第１節　生きがいづくりと介護予防の推進

1　在宅支援の強化 …… 47
2　敬老事業の充実 …… 50
3　地域高齢者等見守り支援 …… 51
4　施設福祉サービス …… 52
5　介護予防・日常生活支援総合事業 …… 52
6　包括的支援事業 …… 55
7　任意事業 …… 58

第２節　安心して暮らすことができる基盤の整備

1　地域包括ケア体制の推進 …… 60
2　認知症対策の充実 …… 61
3　社会参加活動の支援 …… 64

4　福祉意識の高揚 …… 65
5　高齢者の虐待防止と権利擁護の推進 …… 65
6　医療機関、地域組織との連携 …… 66
7　防犯・防災対策の推進 …… 68

第3節　介護保険サービスの充実
1　居宅サービス・介護予防サービス …… 69
2　地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス …… 78
3　居宅介護支援・介護予防支援 …… 83
4　施設サービス …… 84
5　給付費等の見込み …… 87
6　介護人材の育成・確保 …… 89
7　感染症対策に係る体制整備 …… 90
8　保険料の設定 …… 92
9　介護給付適正化計画 …… 95

第5章　計画の推進
第1節　計画の進行管理 …… 99
第2節　サービス提供体制の整備 …… 99
第3節　国・県・近隣地域等との連携 …… 100

資料編
1　田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会　設置要綱…… 101
2　田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会　委員名簿…… 102
3　田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画　策定の経過…… 103

第 1章　計画策定の概要

第１節　計画策定の趣旨

日本の高齢化は急速に進行しており、「令和 2 年版高齢社会白書」によると、総人口が減少に転じるなか、2019 年（令和元年）10 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者人口は 3,589 万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は 28.4%となっています。65～74 歳人口の総人口に占める割合は 13.8%、75 歳以上人口の総人口に占める割合は 14.7%と、65～74 歳人口を上回っています。

65 歳以上人口は、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）には、3,677 万人に、また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）には、3,920 万人に達し、高齢化率は 35.3%になると見込まれています。その後も 65 歳以上人口は増加傾向が続き、2042 年（令和 24 年）に 3,935 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

特に、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれるとともに、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面（フェーズ）が変化することが予想され、膨らみ続ける介護サービス需要への対策、高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護、介護予防、医療、住まい及び日常生活支援が包括的に確保される体制を整備し、「2025 年を見据えた地域包括ケア計画」により「地域包括ケアシステム」を構築することが示されてきました。また、2017 年（平成 29 年）5 月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法などの一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、制度の持続可能性の確保が求められています。

田村市においても、市の地域包括ケアシステムを一層推進することとし、2025 年（令和 7 年）、2040 年（令和 22 年）の地域のあり方、地域包括ケアシステムのあるべき姿を念頭に置きながら、各種施策の見直しを行うとともに、市内のすべての高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができ、安心して、いきいきと生活することができる社会、さらには、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を目指し、田村市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画を策定するものです。

第２節　計画の性格と位置づけ

1　法令等の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく「市町村高齢者福祉計画」であり、高齢者の自立支援や生きがいづくりなど、高齢者に関する施策全般を策定するものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」であり、介護給付のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込量の確保のための方策、サービス事業者間の連携の確保など、サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項、保険給付の円滑な実施を図るために必要と認める事項などについて、その内容を策定するものです。

両計画は一体のものとして作成することとされており、整合性を図りながら、本市の基本理念である『生きがいをもって、元気で暮らせる、支えあいあふれるまちづくり』にふさわしい長寿社会の実現、地域共生社会の実現を目指していくものとして策定します。

2　関連計画との関係

本計画は、最上位計画である田村市総合計画の分野別計画に位置づけられ、本市における高齢者の介護・福祉に関する基本的な考え方及び施策を示すものです。福祉部門の上位計画である田村市地域福祉計画をはじめ、保健・医療・福祉に関連する他分野の計画との整合性を図るとともに、「第 9 次福島県高齢者福祉計画・第 8 次福島県介護保険事業支援計画」の内容等も踏まえ、本計画を策定します。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関連

本計画を推進することで、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に向けた取り組みにもつなげていきます。ＳＤＧｓは、17 の目標（ゴール）と 169 の取組（ターゲット）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として 3 10 11 が挙げられます。

第 3 節　計画の期間及び見直しの時期

本計画は、2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 3 年間を計画期間とし、「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者に到達する 2025 年度（令和 7 年度）の高齢者のあるべき姿と、さらには、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる 2040 年度（令和 22 年度）を見据えた、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

◇　計画期間

<table>
<tr><td>H30年度
(2018)</td><td>R1年度
(2019)</td><td>R2年度
(2020)</td><td>R3年度
(2021)</td><td>R4年度
(2022)</td><td>R5年度
(2023)</td><td>R6年度
(2024)</td><td>R7年度
(2025)</td><td>R8年度
(2026)</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">第 7 期計画</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">見直し</td><td colspan="3" rowspan="3">第 8 期計画</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">（見直し）</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">第 9 期計画(予定)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第 4 節　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、被保険者代表や地域の福祉医療等の各分野を代表する関係者の方々で構成される「田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を開催し、これまでの介護給付実績や、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」により寄せられた幅広い意見や高齢者の実態などを参考に、高齢者に関する問題や課題、対策、今後の方向性など、計画内容全般について協議・検討を行いました。

また、計画への市民意見を反映させるため、市ホームページなどを通じてパブリックコメントを実施し、計画を策定しました。

計画策定後は、サービスの種類ごとの利用状況など、計画の実施状況について毎年度とりまとめ、計画を推進する上での課題分析を行うほか、必要な対策を講じるものとします。

第５節　日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるように、地理的条件、人口、地域づくり活動の単位、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案し、本市では、合併前の旧町村単位である、「滝根地区」、「大越地区」、「都路地区」、「常葉地区」、「船引地区」の５圏域を日常生活圏域として設定しています。

本計画における取組の実施にあたっては、市全域で進めるとともに、日常生活圏域単位で、サービス提供基盤の整備や福祉・保健サービスなどについて検討を行います。

◇　日常生活圏域図

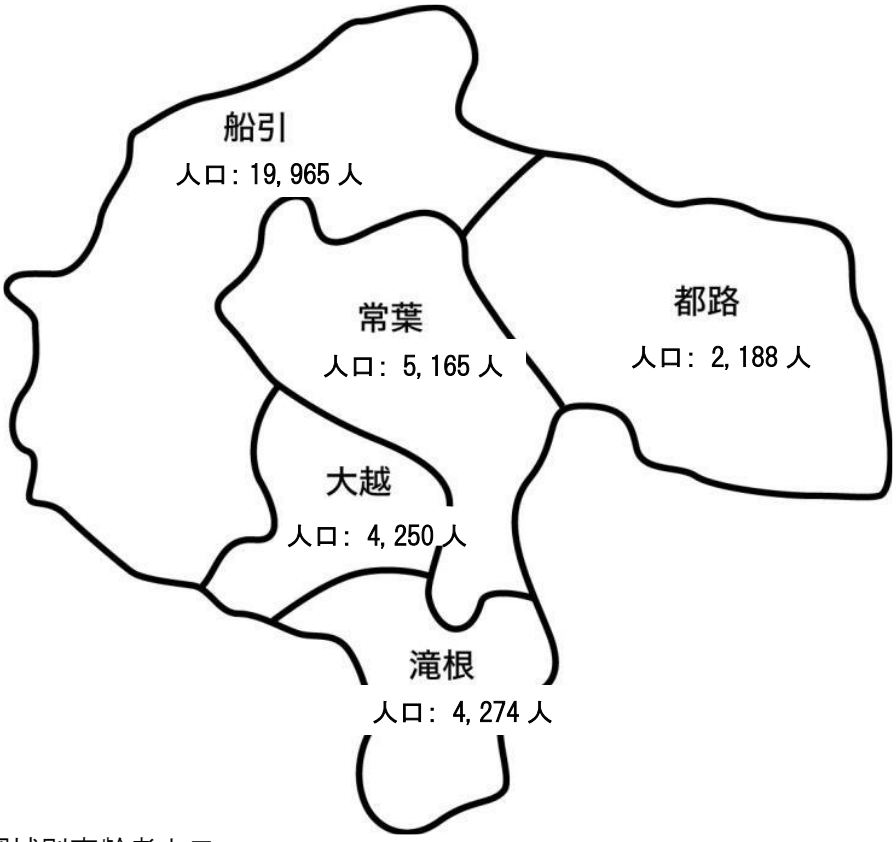

◇　日常生活圏域別高齢者人口

単位：人、（%）

区　　分			滝　根	大　越	都　路	常　葉	船　引	合　計
総人口			4,274	4,250	2,188	5,165	19,965	35,842
	65 歳以上		1,521	1,634	984	1,918	6,543	12,600
			(35.6)	(38.4)	(44.9)	(37.1)	(32.8)	(35.2)
		65～74 歳	695	707	423	912	2,992	5,729
			(16.3)	(16.6)	(19.3)	(17.7)	(15.0)	(16.0)
		75 歳以上	826	927	561	1,006	3,551	6,871
			(19.3)	(21.8)	(25.6)	(19.4)	(17.8)	(19.2)

資料：住民基本台帳（令和2年10月1日）

第 2章　高齢者を取り巻く現状

第１節　人口構造の推移

1　高齢者人口と高齢化率

本市の人口（住民基本台帳）は、令和2年10月１日現在で35,842人であり、平成27年の39,037人から3,195人の減少となっています。

年齢3区分別人口をみると、「0～14歳」の年少人口と、「15～64歳」の生産年齢人口は減少傾向にあるのに対し、「65歳以上」の高齢者人口は毎年増加を続け、令和2年には12,600人、高齢化率は35.2%と市民の3人に1人が高齢者となっています。

令和2年の高齢者の内訳をみると、「65～74歳」の前期高齢者は5,729人（16.0%）、「75歳以上」の後期高齢者は6,871人（19.2%）となっています。福島県の「75歳以上」の比率は16.3%であり、本市はこれを2.9ポイント上回っています。

◇　年齢３区分別人口の推移

単位：人、（%）

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口		39,037	38,431	37,806	37,266	36,500	35,842
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
0～14 歳		4,343	4,166	4,074	3,957	3,760	3,633
		(11.1)	(10.8)	(10.8)	(10.6)	(10.3)	(10.1)
15～64 歳		22,712	22,130	21,459	20,917	20,233	19,609
		(58.2)	(57.6)	(56.8)	(56.1)	(55.4)	(54.7)
65 歳以上		11,982	12,135	12,273	12,392	12,507	12,600
		(30.7)	(31.6)	(32.5)	(33.3)	(34.3)	(35.2)
	65～74 歳	5,007	5,141	5,278	5,436	5,497	5,729
		(12.8)	(13.4)	(14.0)	(14.6)	(15.1)	(16.0)
	75 歳以上	6,975	6,994	6,995	6,956	7,010	6,871
		(17.9)	(18.2)	(18.5)	(18.7)	(19.2)	(19.2)
高齢化率	福島県 65 歳以上	(28.7)	(29.5)	(30.2)	(30.9)	(31.5)	(32.2)
	福島県 75 歳以上	(15.0)	(15.3)	(15.6)	(15.9)	(16.2)	(16.3)
	全　国 65 歳以上	(26.6)	(27.3)	(27.7)	(28.1)	(28.4)	(28.7)

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）
福島県の高齢化率は現住人口調査、全国の高齢化率は総務省「人口推計」より

◇　年齢３区分別人口の推移（田村市）

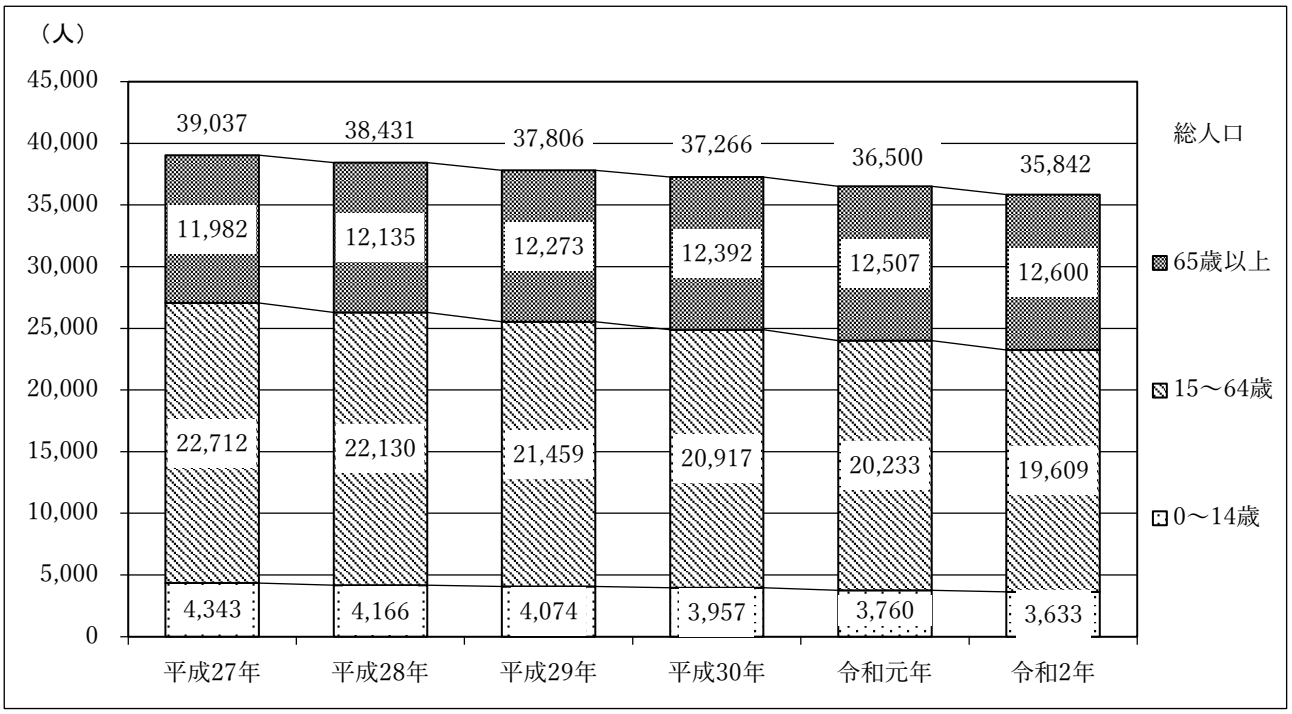

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

◇　高齢者人口と高齢化率の推移（田村市）

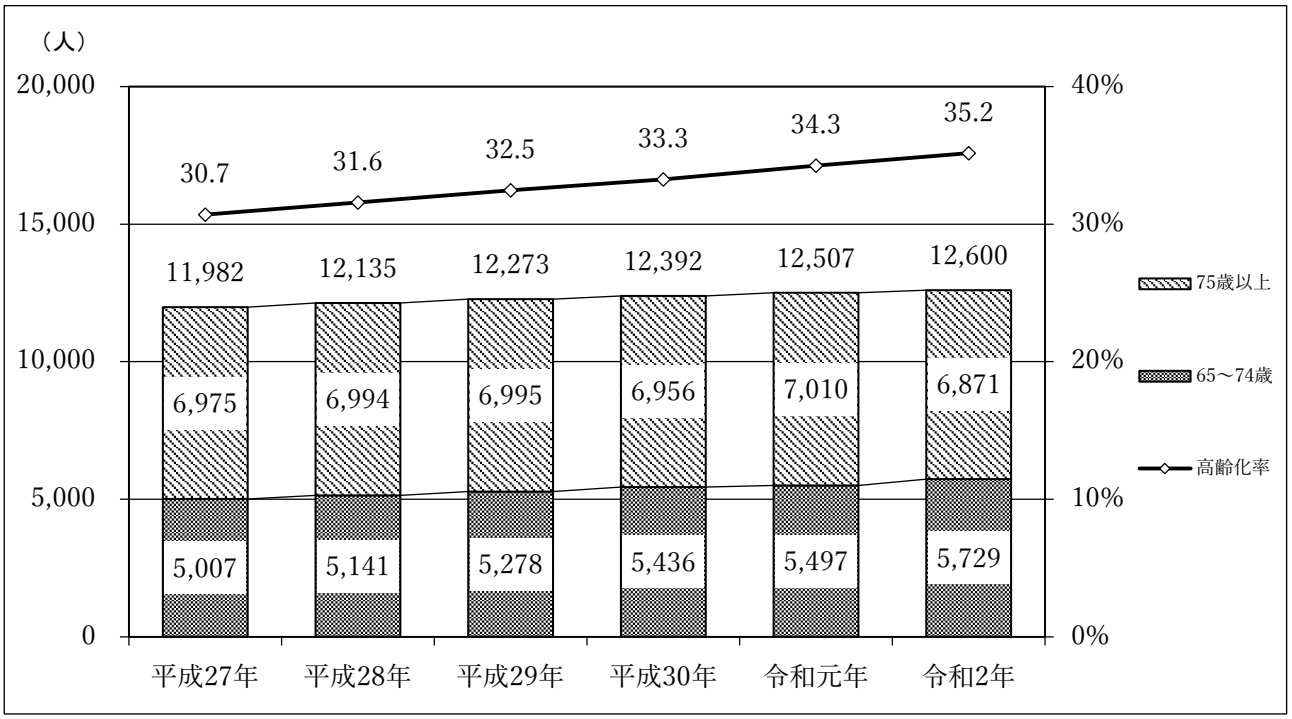

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

2　高齢者世帯の状況

本市の平成27年（国勢調査）の総世帯数は12,708世帯で、平成22年の11,918世帯から790世帯増加しました。

「高齢者のいない世帯」は、平成22年までは減少していましたが、平成22年～平成27年の5年間で696世帯の増加となりました。

「高齢者のいる世帯」は、94世帯の増加となっており、「高齢者単独世帯」（254世帯増）及び「高齢者夫婦世帯」（145世帯増）と高齢者のみの世帯が増加する一方、「高齢者のいるその他の世帯」は、305世帯の減少となっています。

◇　高齢者世帯の推移

単位：人、（%）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減 平成12～17年	増減 平成17～22年	増減 平成22～27年
総世帯数	11,800	11,891	11,918	12,708	91	27	790
高齢者のいない世帯	4,723	4,435	4,427	5,123	▲ 288	▲ 8	696
高齢者のいる世帯	7,077	7,456	7,491	7,585	379	35	94
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			
高齢者単独世帯	617	775	880	1,134	158	105	254
	(8.7)	(10.4)	(11.7)	(15.0)			
高齢者夫婦世帯	819	935	1,068	1,213	116	133	145
	(11.6)	(12.5)	(14.3)	(16.0)			
高齢者のいるその他の世帯	5,641	5,746	5,543	5,238	105	▲ 203	▲ 305
	(79.7)	(77.1)	(74.0)	(69.1)			

資料：国勢調査（各年10月1日）

第２節　要支援・要介護認定者の状況

1　第1号被保険者と認定者数の推移

令和2年9月末現在の認定者数は2,609人で、うち、第1号被保険者は2,557人、第2号被保険者は52人となっています。

高齢者数（第1号被保険者）に占める認定者数の割合を示す「認定率」をみると、令和2年9月末現在は20%を超え、20.3%となっています。高齢者数は毎年増加していることから、認定者数も増加しており、令和元年からの１年間で95人の増加となっています。

◇　要支援・要介護認定者数の推移

単位：人、（%）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
高齢者数（第１号被保険者数）	11,984	12,150	12,287	12,413	12,502	12,593
認定者数	2,262	2,313	2,384	2,417	2,514	2,609
第１号被保険者	2,211	2,266	2,332	2,363	2,450	2,557
第２号被保険者	51	47	52	54	64	52
認定率	(18.5)	(18.7)	(19.0)	(19.0)	(19.6)	(20.3)

注：認定率＝（第１号被保険者の認定者数）／（第１号被保険者数）

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

◇　認定率の推移

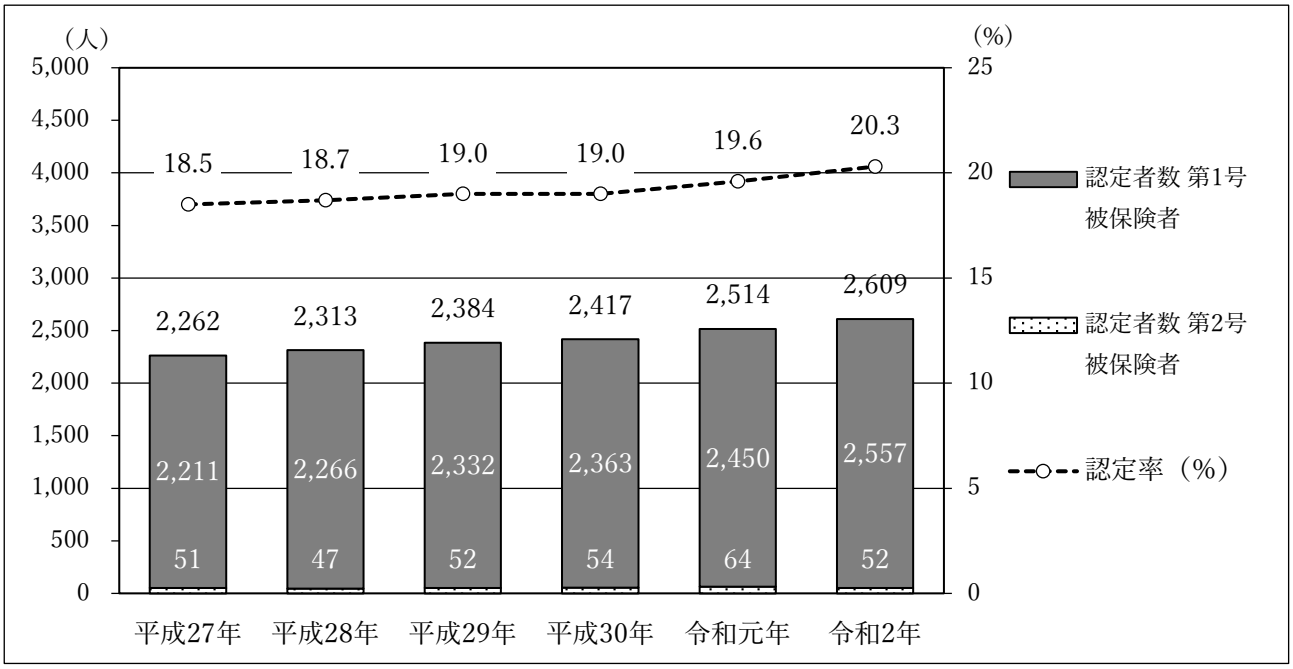

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

2　介護度別認定者数の推移

令和2年9月末現在の介護度の内訳をみると、「要介護1」が482人、「要介護2」が443人、「要介護3」が469人と多く、中度の介護度の方が比較的多くなっています。

◇要支援・要介護認定者の介護度

単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
認定者の内訳	要支援 1	157	133	189	179	194	172
	要支援 2	258	274	279	299	317	316
	要介護 1	387	409	454	496	508	482
	要介護 2	433	473	409	399	420	443
	要介護 3	388	406	414	392	391	469
	要介護 4	357	352	341	328	369	395
	要介護 5	282	266	298	324	315	332
	合　　計	2, 262	2, 313	2, 384	2, 417	2, 514	2, 609

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

◇　要支援・要介護認定者の推移

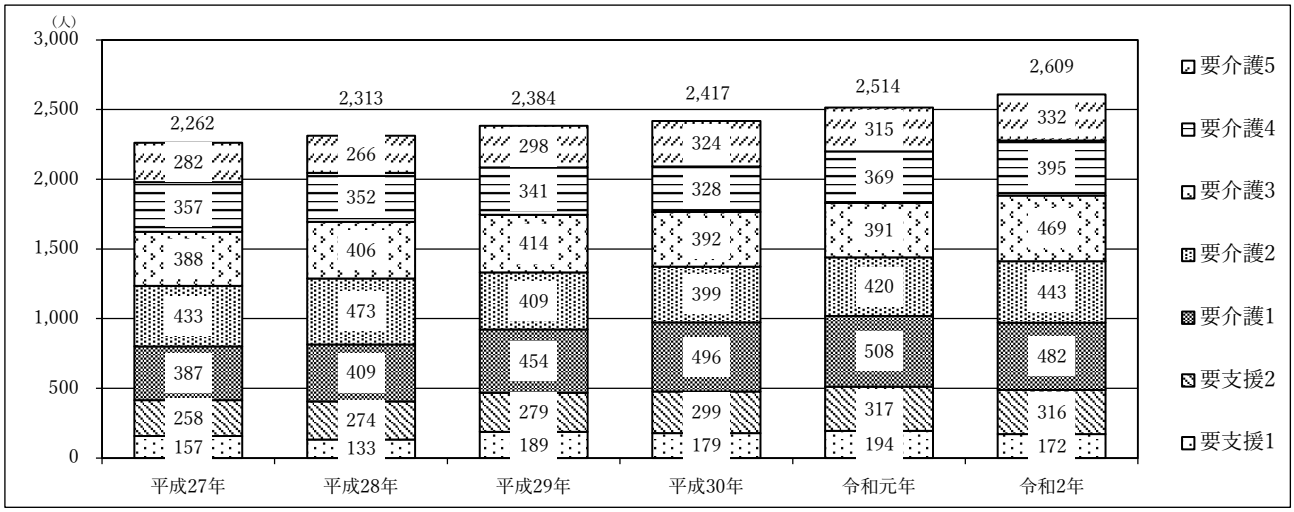

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

◇　要支援・要介護認定者　介護度構成比の推移

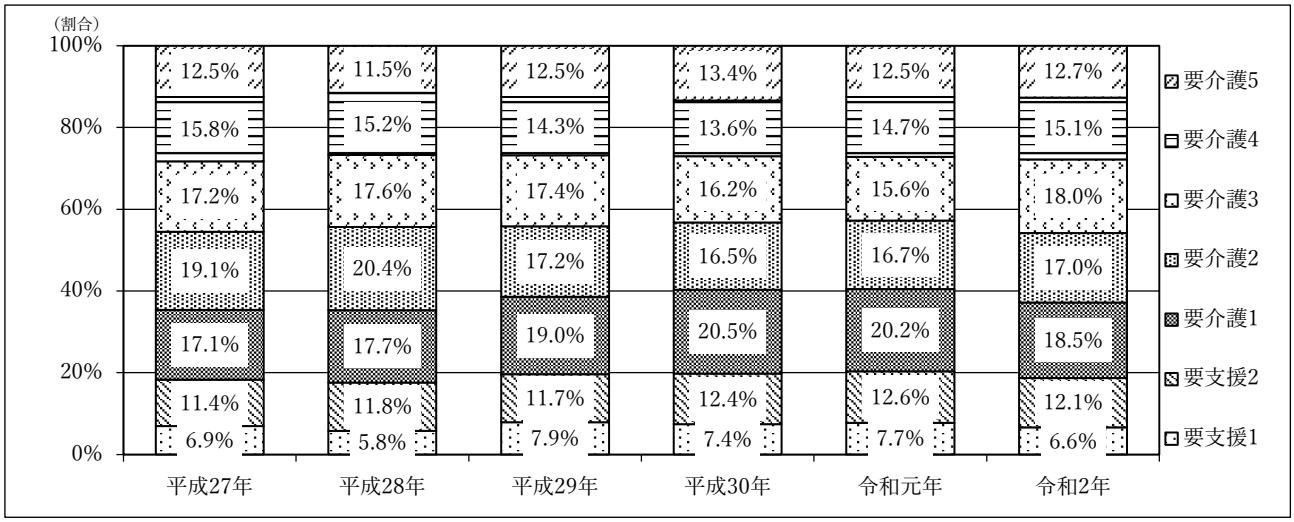

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

第３節　介護給付の状況

1　介護保険給付費の推移

(1) 介護保険事業の給付費の推移

介護保険事業の給付費は、総額で平成29年度と平成30年度は約34億5千万円、令和元年度は約35億8千万円、令和2年度は約37億3千万円（見込値）と年々増加しています。令和2年度の内訳をみると、在宅サービスが46.6%、居住系サービスが10.8%、施設サービスが42.6%となっています。

◇　介護保険事業の給付費の推移

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
在宅サービス	給付費（千円）	1,681,617	1,624,938	1,638,183	1,739,454
	構成比　(%)	(48.6)	(47.0)	(45.7)	(46.6)
居住系サービス	給付費（千円）	360,004	389,981	386,141	403,230
	構成比　(%)	(10.4)	(11.3)	(10.8)	(10.8)
施設サービス	給付費（千円）	1,416,811	1,438,972	1,559,607	1,592,881
	構成比　(%)	(41.0)	(41.7)	(43.5)	(42.6)
合　　計	給付額（千円）	3,458,432	3,453,891	3,583,931	3,735,564
	構成比　(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

注：令和 2 年度は見込値
資料：地域包括ケア「見える化」システムより

(2) 施設・居住系サービスの利用状況

施設サービスの給付額の合計をみると、平成29年度は約14億1千万円、平成30年度は約14億3千万円、令和元年度は約15億5千万円、令和2年度は約15億9千万円（見込値）と年々増加しています。令和2年度の内訳をみると、介護老人福祉施設が65.1%、介護老人保健施設が34.6%、介護療養型医療施設が0.3%となっています。

◇　施設サービス給付額の推移

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護老人福祉施設	給付費（千円）	811,370	868,962	1,029,628	1,037,019
	構成比　(%)	(57.3)	(60.4)	(66.0)	(65.1)
介護老人保健施設	給付費（千円）	577,382	551,465	516,358	551,426
	構成比　(%)	(40.7)	(38.3)	(33.1)	(34.6)
介護医療院	給付費（千円）	0	0	2,794	0
	構成比　(%)	-	(0.0)	(0.2)	(0.0)
介護療養型医療施設	給付費（千円）	28,059	18,545	10,325	4,436
	構成比　(%)	(2.0)	(1.3)	(0.7)	(0.3)
合　　計	給付額（千円）	1,416,811	1,438,972	1,559,105	1,592,881
	構成比　(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

注：令和 2 年度は見込値
資料：地域包括ケア「見える化」システムより

居住系サービスの給付額をみると、特定施設入居者生活介護は、第6期の平成29年度では約1千8百万円であったのに対し、第7期では約2千7百万円～約3千6百万円で推移し、認知症対応型共同生活介護は、第6期の平成29年度では約3億4千万円であったのに対し、第7期では約3億6千万円で推移しています。

◇　居住系サービス給付額の推移

単位：千円

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(1) 居宅（介護予防）サービス				
特定施設入居者生活介護	18,563	29,489	27,756	36,589
(2) 地域密着型（介護予防）サービス				
認知症対応型共同生活介護	341,441	360,492	358,386	366,640
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	501	0
合　　計	360,004	389,981	386,643	403,230

注：令和 2 年度は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システムより

2　第7期計画の達成状況

（1）介護給付費

介護給付費全体でみると、平成30年度の達成率は92%、令和元度は86%と、計画値を下回っています。

サービス別にみると、地域密着型通所介護や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、計画達成率が低く（10%未満）、訪問看護、訪問リハビリテーションなどは、計画達成率が高くなっています。

◇　介護給付費状況

単位：千円

区分		平成29年度計画値	平成29年度実績値	達成率（%）	平成30年度計画値	平成30年度実績値	達成率（%）	令和元年度計画値	令和元年度実績値	達成率（%）
居宅サービス	訪問介護	217,313	165,004	(72)	167,950	137,875	(82)	167,857	118,591	(71)
	訪問入浴介護	44,577	28,202	(63)	28,036	25,492	(91)	26,898	25,900	(96)
	訪問看護	63,782	66,745	(105)	66,207	70,546	(107)	70,945	77,724	(110)
	訪問リハビリテーション	2,467	1,062	(43)	885	1,684	(190)	886	2,189	(247)
	居宅療養管理指導	7,171	4,477	(62)	6,048	5,472	(91)	6,804	7,390	(109)
	通所介護	462,065	512,872	(111)	494,954	518,900	(105)	535,200	548,444	(103)
	通所リハビリテーション	185,600	166,190	(90)	194,742	159,035	(82)	214,106	148,907	(70)
	短期入所生活介護	176,618	222,530	(126)	186,793	193,184	(103)	167,588	187,613	(112)
	短期入所療養介護	56,214	34,473	(61)	49,981	29,179	(58)	53,167	30,064	(57)
	特定施設入居者生活介護	124,488	18,223	(15)	15,356	29,489	(192)	20,124	27,756	(138)
	福祉用具貸与	93,330	97,771	(105)	89,717	93,880	(105)	90,530	98,318	(109)
	特定福祉用具購入	3,048	4,675	(153)	4,870	4,015	(83)	5,962	3,461	(58)
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	294	-	8,973	985	(11)	11,047	0	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	1,789	0	-	2,136	0	-
	認知症対応型通所介護	2,891	0	-	5,099	0	-	5,875	1,605	(27)
	小規模多機能型居宅介護	16,633	50,707	(305)	46,042	49,465	(107)	88,281	55,921	(63)
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	436,753	337,171	(77)	421,223	358,402	(85)	421,412	358,386	(85)
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	-	-	-	-	-	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	-	-	-	89,253	501	(1)
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	98,799	54,377	(55)	60,355	61,392	(102)	60,306	59,303	(98)
	地域密着型通所介護	0	2,050	-	11,135	1,078	(10)	11,140	249	(2)
その他	住宅改修	4,782	8,127	(170)	12,263	7,494	(61)	14,702	7,075	(48)
	居宅介護支援	182,961	205,319	(112)	199,775	203,549	(102)	214,293	202,811	(95)
施設サービス	介護老人福祉施設	805,392	811,370	(101)	1,012,999	868,962	(86)	1,097,991	1,029,628	(94)
	介護老人保健施設	637,867	577,382	(91)	591,506	551,465	(93)	685,405	516,358	(75)
	介護医療院	0	0	-	-	-	-	-	2,794	-
	介護療養型医療施設	30,930	28,059	(91)	30,097	18,545	(62)	30,111	10,325	(34)
介護給付費　合計		3,653,681	3,397,080	(93)	3,706,795	3,390,089	(92)	4,092,019	3,521,312	(86)

資料：地域包括ケア「見える化」システムより

(2) 介護予防給付費

介護予防給付費全体でみると、平成30年度の達成率は88%、令和元度は80%と、計画値を下回っています。

サービス別にみると、介護予防特定施設入居者生活介護や介護予防居宅療養管理指導は、計画達成率が低く（30%未満）、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援などは、計画達成率が高くなっています。

◇　介護予防給付費状況

単位：千円

区分		平成29年度計画値	平成29年度実績値	達成率(%)	平成30年度計画値	平成30年度実績値	達成率(%)	令和元年度計画値	令和元年度実績値	達成率(%)
居宅サービス	介護予防訪問介護	10,886	46	-						
	介護予防訪問入浴介護	0	60	-	155	114	(74)	155	0	-
	介護予防訪問看護	8,676	4,999	(58)	7,269	6,102	(84)	7,548	6,012	(80)
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	-	-	0	-	-	0	-
	介護予防居宅療養管理指導	478	304	(64)	1,102	319	(29)	1,345	254	(19)
	介護予防通所介護	48,332	421	(1)						
	介護予防通所リハビリテーション	58,904	29,233	(50)	32,251	33,661	(104)	35,090	34,460	(98)
	介護予防短期入所生活介護	1,298	2,282	(176)	3,301	1,510	(46)	3,700	1,225	(33)
	介護予防短期入所療養介護	3,184	633	(20)	371	436	(118)	742	266	(36)
	介護予防福祉用具貸与	2,486	4,732	(190)	4,394	5,827	(133)	5,082	6,052	(119)
	介護予防特定福祉用具購入	1,365	925	(68)	1,170	768	(66)	1,440	945	(66)
	介護予防特定施設入居者生活介護	17,114	340	(2)	1,766	0	0	677	0	0
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	383	0	-	-	0	-	-	0	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,918	1,091	(57)	3,270	800	(25)	4,208	1,177	(28)
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,788	4,270	(153)	5,231	2,090	(40)	5,234	0	0
その他	介護予防住宅改修	2,781	3,493	(126)	4,105	2,720	(66)	4,105	2,912	(71)
	介護予防支援	18,549	8,523	(46)	8,164	9,455	(116)	8,702	9,315	(107)
予防給付費　合計		179,142	61,352		72,549	63,802	(88)	78,028	62,619	(80)

資料：地域包括ケア「見える化」システムより

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しており、平成30年度の事業費は約9千3百万円、令和元年度の事業費は約1億円となっています。

◇　総合事業達成状況

単位：千円

区　　分	平成29年度 計画値	平成29年度 実績値	達成率 (%)	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	達成率 (%)	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	達成率 (%)
訪問型サービス (旧介護予防訪問介護)	0	14,729	-	0	15,745	-	0	14,841	-
通所型サービス (旧介護予防通所介護)	0	59,120	-	0	67,510	-	0	74,520	-
ケアマネジメント費	0	9,315	-	0	9,998	-	0	10,477	-
審査支払手数料	0	290	-	0	318	-	0	335	-
総合事業　合計	0	83,454	-	0	93,571	-	0	100,173	-

資料：田村市高齢福祉課調

(4) 総給付費

総給付費は、平成30年度は94%、平成元年度は89%と、いずれも計画値を下回っています。

◇　総給付費達成状況

単位：千円

区　　分	平成29年度 計画値	平成29年度 実績値	達成率 (%)	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	達成率 (%)	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	達成率 (%)
介護給付費	3,563,681	3,397,060	(93)	3,706,795	3,390,089	(92)	4,092,019	3,521,312	(86)
予防給付費	179,142	61,352	(34)	72,549	63,802	(88)	78,028	62,619	(80)
総合事業	-	83,454	-	-	93,571	-	-	100,173	-
その他の給付費	183,380	224,302	(122)	223,687	226,856	(101)	237,052	252,713	(107)
総給付費	3,926,203	3,766,168	(96)	4,003,031	3,774,318	(94)	4,407,099	3,936,817	(89)

資料：田村市高齢福祉課調

第 4 節　地域支援事業の状況

1　介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

本市では、平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、従前の訪問・通所介護に加え、令和元年度より、訪問型サービスＢ、通所型サービスＡ、令和2年度より、通所型サービスＢ、通所型サービスＣのサービス提供を開始しました。

項　　目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問型サービス　（延人数／年）	実績値	773	785	735
訪問型サービスＢ（延人数／年）	実績値	－	－	65
通所型サービス　（延人数／年）	実績値	2, 121	2, 444	2, 658
通所型サービスＡ（延人数／年）	実績値	－	－	0
通所型サービスＢ（実施団体数）	実績値	－	－	－
通所型サービスＣ（延人数／年）	実績値	－	－	－

(2) 一般介護予防事業の状況

①　介護予防把握事業

保健師、民生児童委員等の地域活動及び運動サロン活動により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげています。

②　介護予防普及啓発事業

介護予防活動に資する運動、栄養、口腔等に係る知識を広く普及啓発するとともに、社会参加による個別の介護予防の効果と地域にもたらす効果について、「住民主体の通いの場」の立ち上げ支援、いきいき田村元気フェスティバル等において、介護予防に必要な知識の啓発を行いました。

項　　目			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
運動サロン体験教室	実施回数　（回）	計画値	18	20	30
		実績値	18	14	14
	参加延人数（人）	実績値	195	128	152
いきいき田村元気フェスティバル等のイベント	実施回数　（回）	実績値	1	15	19
	参加延人数（人）	実績値	172	636	643

③　地域介護予防活動支援事業

「住民主体の通いの場」の継続支援及び「いきいき健康サポーター」の養成・育成を行い、住民主体の通いの場による介護予防活動の推進を支援しました。

項　　目			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
運動サロン	箇所数	計画値	40	60	90
		実績値	44	58	70
	参加延人数（人）	実績値	604	775	1,043
運動サロン 介護予防教室 （運動・栄養・口腔等）	実施回数　（回）	計画値	200	200	240
		実績値	204	224	252
	参加延人数（人）	実績値	2,195	2,296	2,303
ボランティア 育成のための 研修会等	実施回数　（回）	計画値	40	18	18
		実績値	41	12	10
	参加延人数（人）	実績値	194	282	105

④　地域リハビリテーション活動支援事業

自立支援に向けた介護予防の取組を強化するため、専門的見地からの助言を要する方の、自宅等へリハビリ専門職等を派遣し、対象者の有する能力を評価し、生活課題の改善に向けた助言を行いました。

項　　目			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
リハビリ専門職の訪問	訪問回数　（回）	実績値	－	－	5
	指導延人数（人）	実績値	－	－	5

2　包括的支援事業の状況

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターと委託事業所において、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

◇　介護予防ケアマネジメント事業

項　　目			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護予防 ケアマネジメント事業	延対応件数（件）	計画値	9,458	8,250	8,300
		実績値	8,200	8,140	8,148
	実人数　　（人）	計画値	350	350	370
		実績値	313	377	337

(2) 総合的相談支援事業・権利擁護事業

地域包括支援センターにおいて、高齢者の相談事業及び権利擁護事業を実施しています。

◇　総合的相談支援事業・権利擁護事業

項　　目			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総合相談支援事業	延対応件数　（件）	計画値	2, 406	3, 500	3, 740
		実績値	2, 239	2, 473	3, 190
	新規実対応件数（件）	実績値	226	248	242
権利擁護事業	延対応件数　（件）	計画値	300	360	380
		実績値	117	271	499
	新規実対応件数（件）	実績値	5	8	10
その他	延対応件数　（件）	計画値	20	40	60
		実績値	27	23	35
	新規実対応件数（件）	実績値	3	12	2

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携のもとで、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行っています。

◇　包括的・継続的マネジメント事業

項　　目			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
包括的・継続的マネジメント事業	延対応件数　（件）	計画値	200	600	700
		実績値	414	590	202
	新規実対応件数（件）	実績値	11	44	31

(4) 認知症総合支援事業

認知症の早期発見・予防及び認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進しています。

また、地域包括支援センターを中心として、認知症サポーターの養成や徘徊高齢者の見守り等、行政区長、民生委員などの関係者によるネットワークを構築し、認知症高齢者を抱える家族の負担軽減を図っています。

①　認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症についての正しい知識と対応について、広く知っていただくための出前講座やセミナーを開催しています。

◇　認知症サポーター養成講座

項　　目			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症サポーター養成講座	開催回数　（回）	実績値	38	18	11
	受講者数　（人）	実績値	325	840	153
	サポーター数（人）	実績値	3, 607	4, 447	4, 600

②　認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

◇　運動サロン

運動、口腔機能の向上、趣味活動などの日常生活における取組が、認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運動サロンの立ち上げ、継続の支援を行っています。

◇　認知症初期集中支援チームの設置

医療・介護の専門職が、家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援について、包括的・集中的に行うチームを地域包括支援センターに設置しています。

項　　目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症初期集中支援チームの相談・支援件数　（件）	計画値	－	2	3
	実績値	－	14	32

◇　認知症安心ガイドの推奨

認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう活用の推奨を図りました。

◇　認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援、認知症の人やその家族等への相談支援の充実を図ります。

項　　目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症地域支援推進員数　（人）	計画値	0	2	2
	実績値	1	3	3

③　認知症の方や介護者への支援

認知症の方やその家族が、地域の方や専門家と相互に情報共有し、お互いに理解しあう、認知症カフェの開催を支援しています。

④　認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

◇　高齢者おかえり支援事業

認知症の方が自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるよう、高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人とご家族への支援を図ります。

項　　目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者おかえり支援事業・登録者数　（人）	計画値	20	26	28
	実績値	25	31	34

◇　おかえりネット模擬訓練

「高齢者おかえり支援事業」が適切に運用され、地域において、認知症の方とその家族を支え、見守るといった意識の高まりと、認知症の理解を推進していくことを目的に、おかえりネット模擬訓練を実施しています。

◇　認知症高齢者個人賠償保険事業

高齢者おかえり支援事業に登録されている方で、在宅生活をしている方が、日常生活で法律上の損害賠償責任を負った場合や、交通事故等による死亡、後遺障害の保障等について、市が契約者となり、保険加入し、認知症高齢者及びその家族が、地域で安心して生活できる環境を整備するための事業を実施しています。

◇　緊急情報カードの推奨

かかりつけ医や、持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を、事前にカードに記載し、冷蔵庫に貼って保管しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。

(5) 生活支援体制整備事業

①　協議体の設置

多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、第1層協議体、生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の生活支援について協議を行いました。

また、日常生活圏域において、多様な日常生活上の支援体制が図られるよう、勉強会等を行い、第2層協議体の設置を推進しました。

項　　目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
第 2 層協議体設立数　（件）	計画値	－	2	4
	実績値	－	2	2

②　支えあう地域を考える勉強会

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための体制（地域包括ケアシステム）を構築するため、目指す地域像を市民と共有し、概ね中学校区を対象とする住民主体の第2層協議体を立ち上げる構成員を発掘し、併せて協働の地域づくりの考え方の普及啓発を目指して活動に取り組んでいます。

③　担い手養成講座

住民相互の助け合いによる、生活援助を提供していく担い手を養成する講座を開催しました。

(6) 在宅医療・介護連携

本市が属する県中医療圏では、切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の一環として、「退院調整ルール」を策定・実施しています。今後も引き続き、関係者間での連携が密に行われるよう協議を進めていきます。

また、医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するための研修会を実施しました。

(7) 地域ケア会議

高齢者が自立した日常生活を送るために必要な支援体制の検討を行う場として、多職種連携による、自立支援型地域ケア会議を平成29年度から開催しています。

項　　目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援型地域ケア会議開催回数　（回）	計画値	2	15	30
	実績値	2	20	23

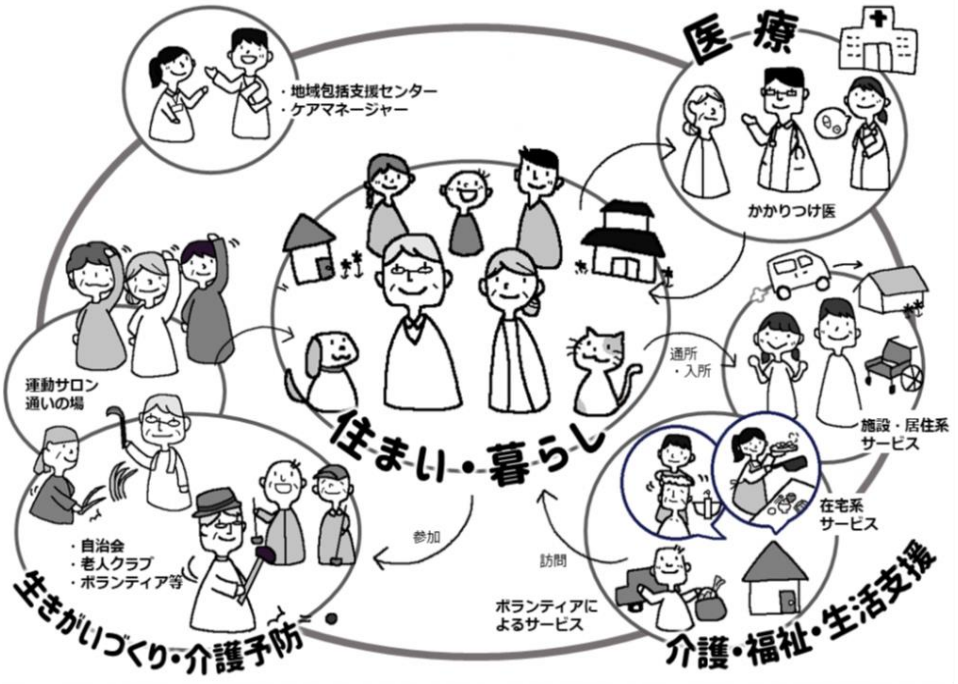

3　任意事業の状況

任意事業としては、以下の事業に取り組んでいます。

◇　任意事業の状況

項　　目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
成年後見制度利用支援事業	利用実人員　（人）	0	2	1
自立支援ホームヘルプサービス事業	対象人員　　（人）	6	6	1
	実施回数　　（回）	182	186	30
配食サービス事業	対象人員　　（人）	21	24	37
	実施回数　　（回）	1, 575	2, 215	3, 416
生活支援ショートステイ事業	対象人員　　（人）	0	0	0
	実施回数　　（回）	0	0	0
介護相談員派遣事業	相談員人数　（人）	4	4	4
	派遣回数　（延回数）	96	96	100

第5節　サービス事業者の状況

1　介護サービス事業者数

本市で介護保険サービスを提供している事業所は、居宅介護支援事業所が7ヶ所、居宅サービス事業所が35ヶ所、地域密着型サービス事業所（グループホーム等）が12ヶ所、介護保険施設が9ヶ所(令和2年度中に整備された介護老人福祉施設、小規模介護老人保健施設を含む)となっています。

圏域別の立地状況をみると、船引地区に集中しており、居宅介護支援事業所は5ヶ所、居宅サービス事業所は21ヶ所、地域密着型サービス事業所は9ヶ所、介護保険施設は5ヶ所と、それぞれ市全体の5～7割以上を占めています。

◇　市内圏域別サービス事業所数

区　　分	滝　根	大　越	都　路	常　葉	船　引	合　計
居宅介護支援事業所	1	1	0	0	5	7
居宅サービス事業所	5	3	2	4	21	35
地域密着型サービス事業所（グループホーム・小規模多機能型居宅介護等）	0	1	0	2	9	12
介護保険施設	2	0	1	1	5	9

資料：田村市高齢福祉課調（同一事業所内で複数サービスを行っている事業所もそれぞれ箇所数に含む。）

令和2年9月1日現在で市内の介護サービス事業所（49事業所）にアンケート調査を行い、回答を得た43事業所が実施している介護サービスの種類は、以下のとおりです。

◇　実施している介護サービスの種類（複数回答）

資料：介護サービス事業者調査

2　令和5年度までに拡充または新規参入を予定しているサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護が 6 事業所、訪問リハビリテーション、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が各 2 事業所、通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が各 1 事業所となっています。

◇　令和5年度までに拡充または新規参入を予定しているサービス（複数回答）

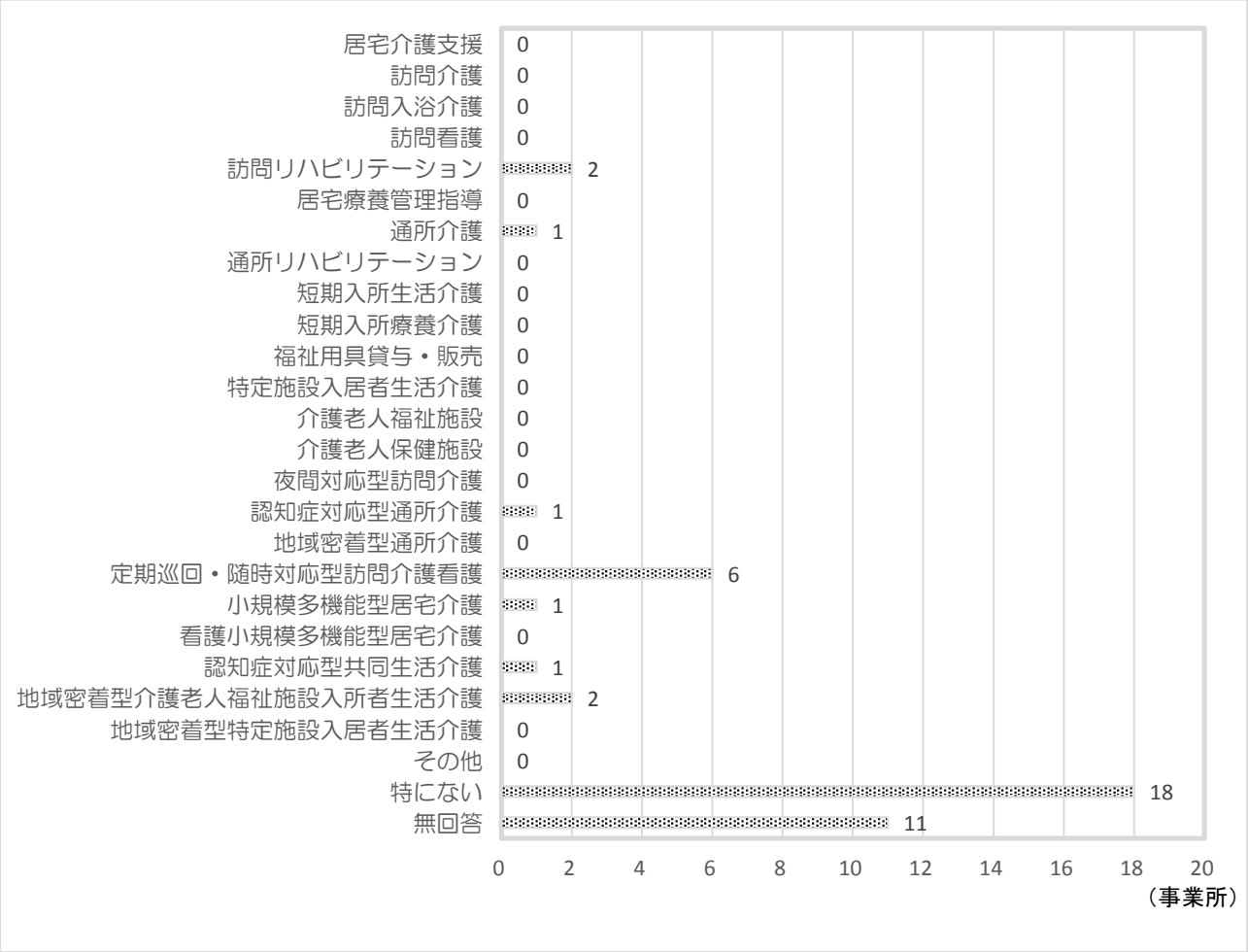

資料：介護サービス事業者調査

第 6 節　福祉サービスの状況

本市では次のような高齢者福祉サービスを実施しています。平成 30 年度及び令和元年度の各種サービスの利用実績は以下のとおりです。

◇　高齢者福祉サービスの状況

項　　目		平成 30 年度	令和元年度
軽度生活援助事業	利用件数　（件）	145	166
	支 出 額　（千円）	374	481
車いす同乗軽自動車貸出事業	利用回数　（回）	89	49
	－	－	－
高齢者住宅改修助成事業	利用件数　（件）	14	9
	支 出 額　（千円）	2, 077	1, 542
介護用品給付券交付事業	利用実人員　（人）	335	328
	支 出 額　（千円）	19, 932	19, 491
要介護高齢者介護者手当支給事業	支給実人員　（人）	432	420
	支 出 額　（千円）	19, 880	19, 265
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	利用実人員　（人）	143	117
	支 出 額　（千円）	812	710
在宅寝たきり高齢者等訪問理髪事業	利用件数　（件）	131	107
	支 出 額　（千円）	479	371
緊急通報システム	利用実人員　（人）	118	108
	支 出 額　（千円）	5, 317	5, 080
長寿者褒賞	対 象 者　（人）	12	14
	支 出 額　（千円）	3, 600	4, 200
敬老会の開催	招待者数　（人）	7, 264	7, 236
	支 出 額　（千円）	40, 008	37, 416
敬老祝金の支給	対 象 者　（人）	1, 204	1, 058
	支 出 額　（千円）	22, 450	20, 240
養護老人ホームへの入所	入所者数　（人）	24	22
	支 出 額　（千円）	47, 853	50, 548

資料：田村市高齢福祉課調

第７節　アンケート結果による市民の意識

1　調査の概要

(1) 調査の目的

田村市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の策定に向け、高齢者の生活や介護の実態、サービスの利用意向などを把握し、今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策を検討するための基礎資料を作成する。

(2) 調査の種類及び対象者

種　　類	対　象　者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和2年3月1日時点で、介護保険の認定を受けていない（要介護1～5の方以外）65歳以上の方から抽出（2,000人）
在宅介護実態調査	令和2年3月1日時点で、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けられている方（1,360人）

(3) 調査実施方法及び期間

種　　類	実施方法・期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	○郵送調査（郵送による配付・回収） 令和2年3月13日（金）～3月31日（火） （令和2年5月12日（火）受け取り分まで集計）
在宅介護実態調査	○郵送調査（郵送による配付・回収）：769人 令和2年3月13日（金）～3月31日（火） （令和2年5月11日（月）受け取り分まで集計） ○聞き取り調査（介護支援専門員による聞き取り）：591人 令和2年3月に実施

(4) アンケート回収結果

種　　類	対象者数	回収数	白紙回答	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000 票	1,247 票	2 票	1,245 票	62.3%
在宅介護実態調査	1,360 票	971 票	2 票	969 票	71.3%

注：有効回収数 ＝ 回収数 － 白紙回答

2　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

【地区】

回答者の居住地区をみると、「船引町」が51.6%と最も高く、以下、「常葉町」（13.6%）、「大越町」（13.2%）、「滝根町」（12.3%）、「都路町」（8.3%）と続いています。

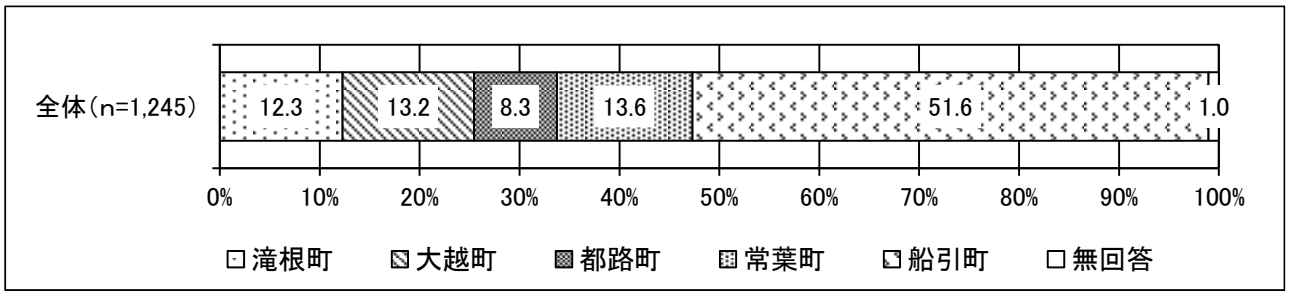

※小数点第 2 位以下の端数処理により、合計 100%にならない場合あり（以下同じ。）

【家族構成】

家族構成は、「息子・娘との2世帯」が31.2%と最も高く、以下、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」（30.0%）、「1人暮らし」（11.6%）、「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」（4.1%）と続いています。なお、「その他」は20.2%となっています。

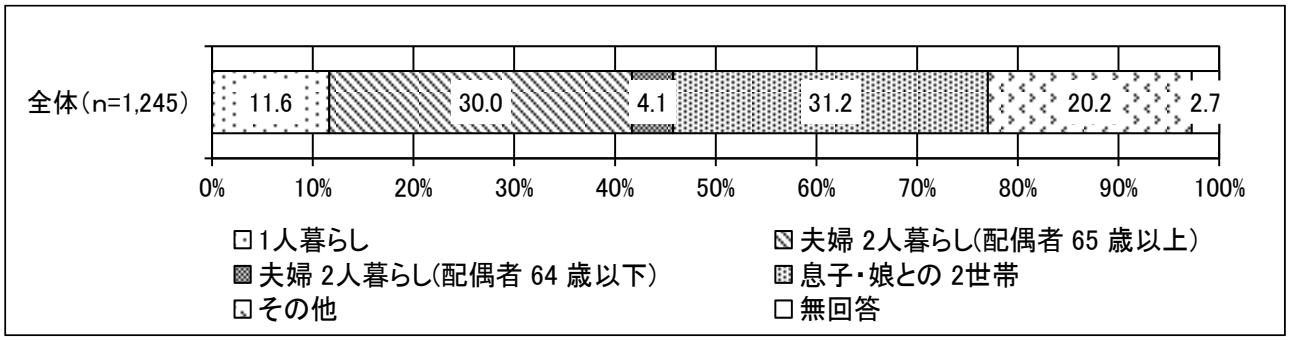

【介護の状況】

普段の生活で介護・介助が必要かについては、「介護・介助は必要ない」が81.4%と多数を占めており、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」は10.6%、「現在、何らかの介護を受けている」は5.3%となっています。

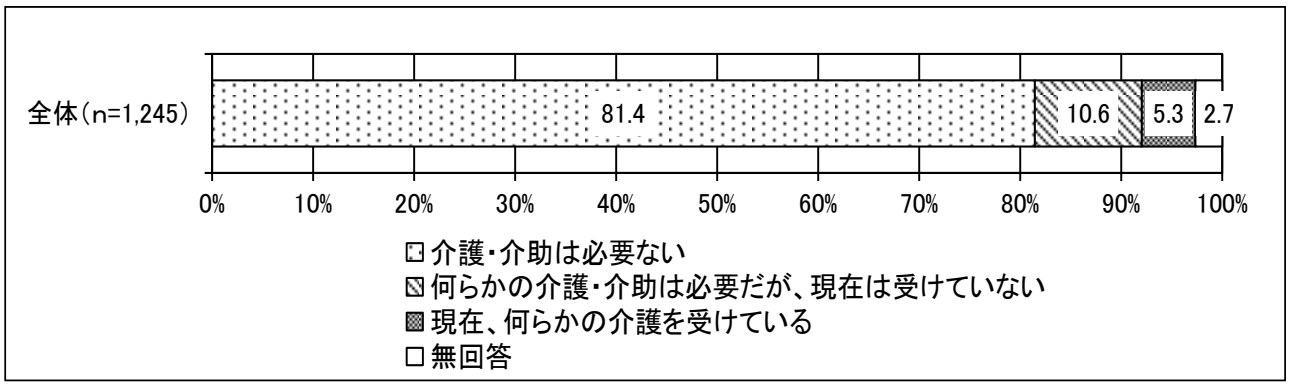

【会・グループ等への参加頻度】

年に数回以上参加している人の比率は、①ボランティアのグループは14.3%、②スポーツ関係のグループやクラブは19.7%、③趣味関係のグループは21.3%、④学習・教養サークルは7.5%、⑤介護予防のための通いの場（運動サロンなど）は12.4%、⑥老人クラブは23.3%、⑦町内会・自治会は23.2%、⑧収入のある仕事は24.8%となっています。

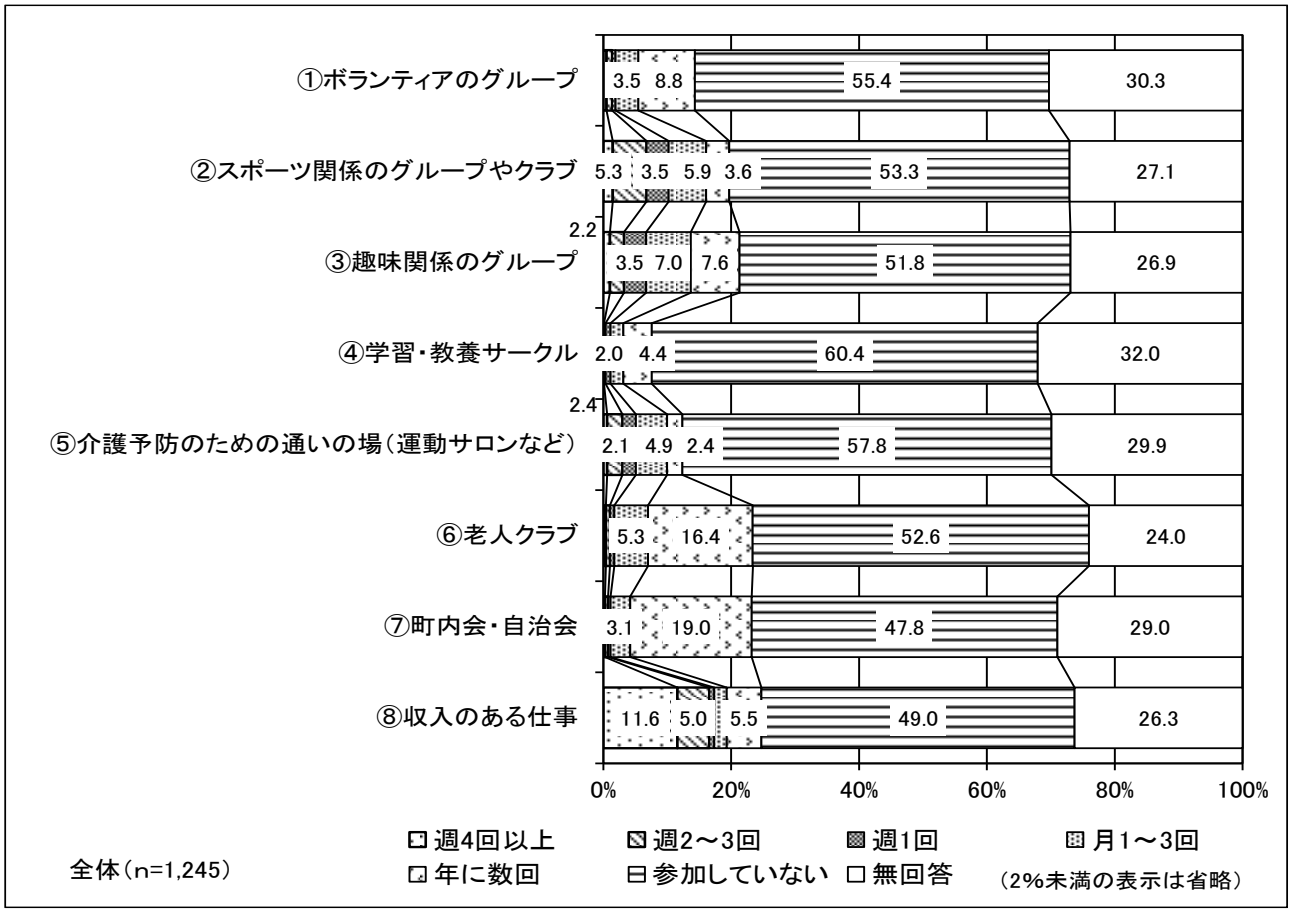

【健康づくり活動等への参加意向】

健康づくり等活動への参加者としての参加意向については、「参加してもよい」が43.1%と最も高く、「是非参加したい」（6.6%）と合わせて、参加意向がある方は49.7%と約半数であり、一方、「参加したくない」は35.6%となっています。

健康づくり等活動への企画・運営への参加意向については、「参加してもよい」が23.5%、「是非参加したい」が1.7%と、合わせて参加意向がある方は25.2%となっており、一方、「参加したくない」は58.6%と半数となっています。

◇　参加者としての参加意向

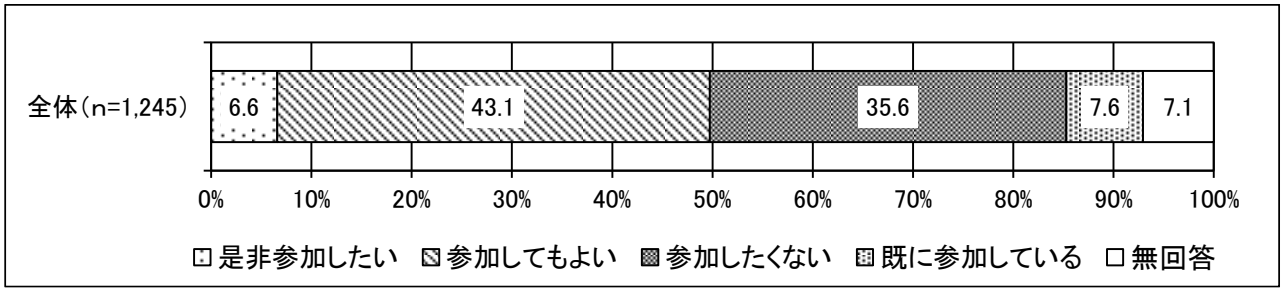

◇　企画・運営としての参加意向

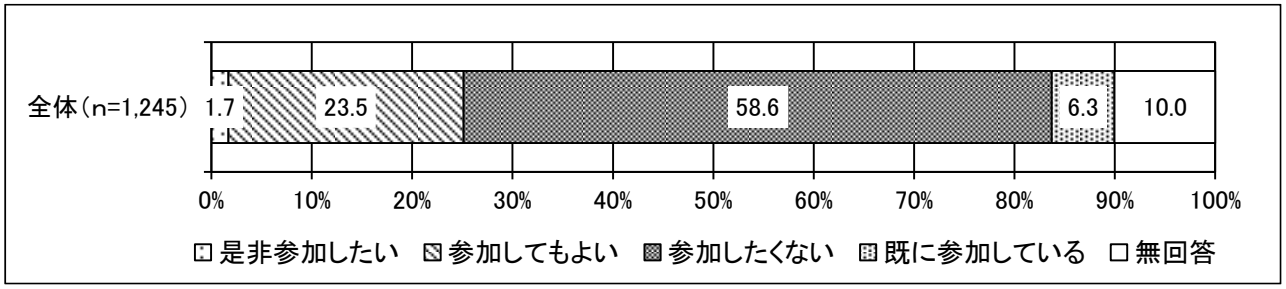

【家族や友人・知人以外で、何かあった時に相談する相手（複数回答）】

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、「医師・歯科医師・看護師」が33.8%と最も高く、以下、「地域包括支援センター・役所・役場」が19.4%、「社会福祉協議会・民生委員」が19.0%と続いています。なお、「そのような人はいない」は30.6%となっています。

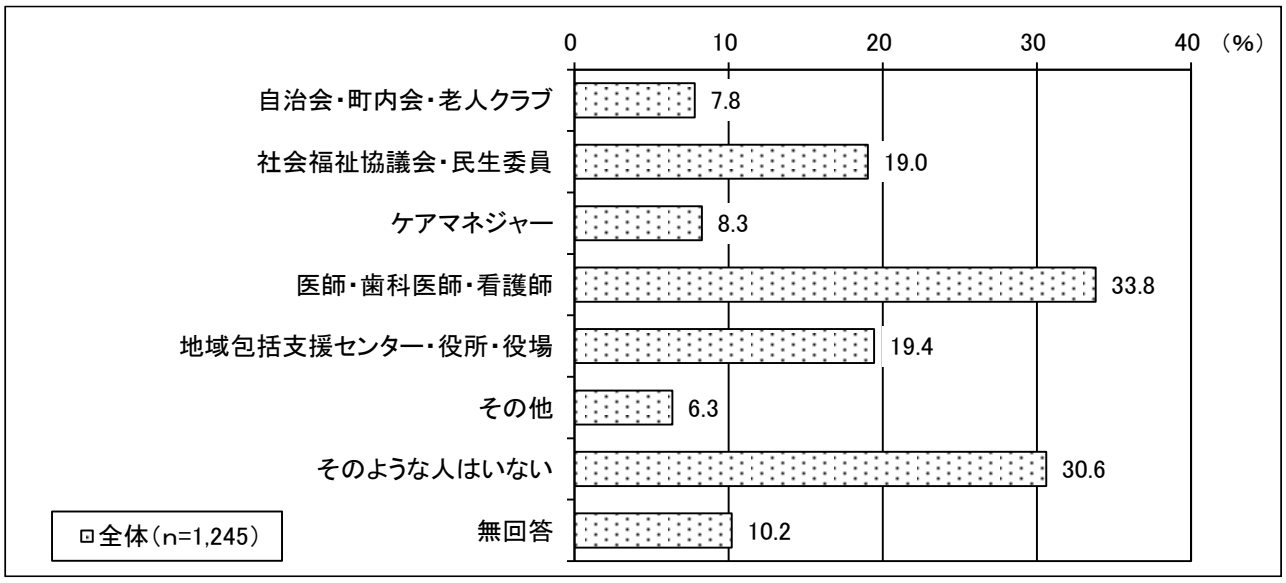

【健康状態】

健康状態については、「まあよい」が68.4%と過半数を占めており、「とてもよい」（8.1%）と合わせて“よい”が76.5%であり、一方、「あまりよくない」（18.9%）と「よくない」（2.5%）を合わせて“よくない”は21.4%となっています。

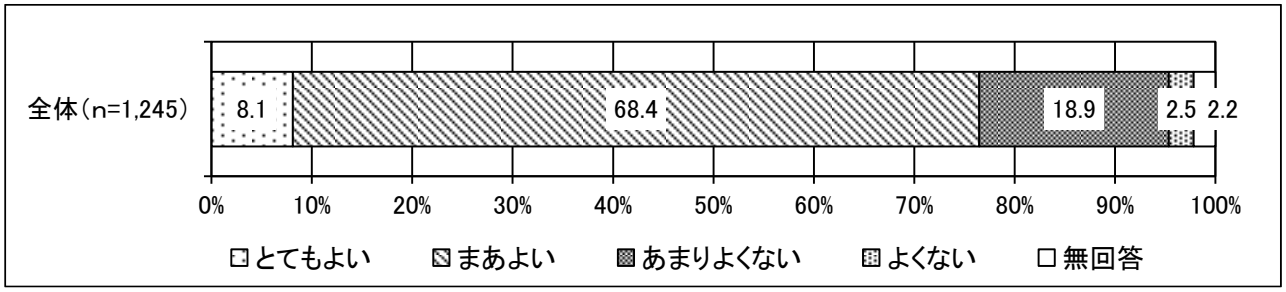

【幸せの程度】

幸せの度合いについて、とても不幸を0点、とても幸せを10点とすると、「5点」が23.2%と最も高く、以下「8点」（19.0%）、「10点」（16.5%）、「7点」（13.7%）、「6点」（7.9%）、「9点」（7.6%）と続いており、平均点は6.94点となっています。

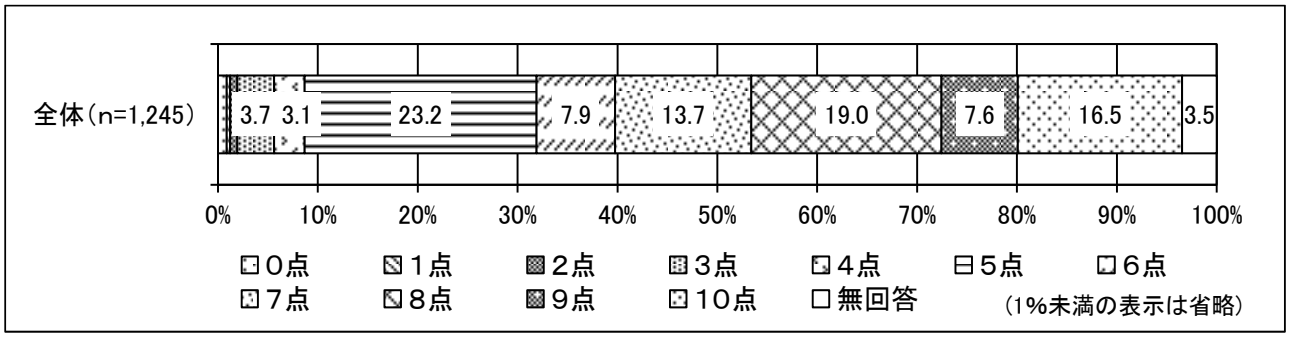

【認知症】

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「いいえ」が86.3%と多数を占めており、「はい」は10.9%となっています。認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「いいえ」が70.3%と多数を占めており、「はい」は26.3%となっています。

◇　認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいる

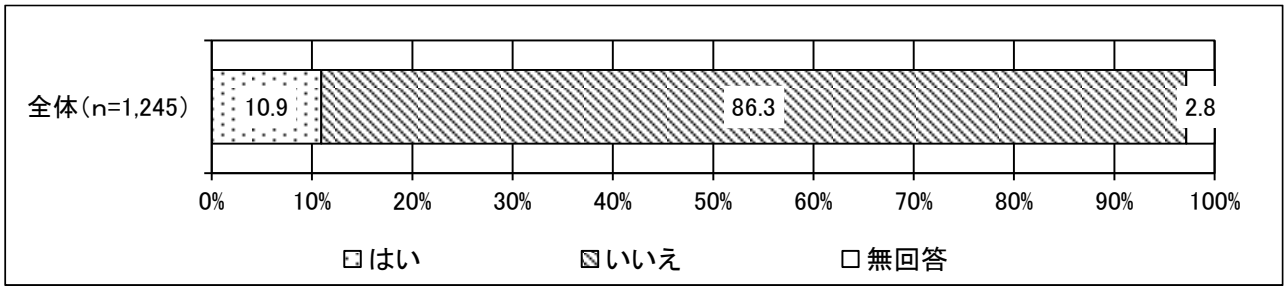

◇　認知症に関する相談窓口の有無

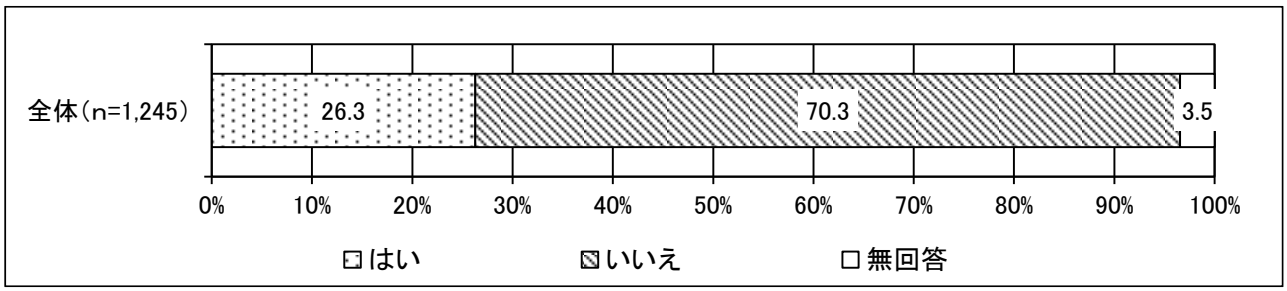

【介護予防のための生活機能判定】

市全体でみると、各項目の機能低下者は、運動器が20.1%、閉じこもりが32.8%、低栄養が0.9%、口腔機能が29.2%、認知機能が51.7%、うつ傾向が47.2%となっています。

圏域別にみると、都路地区は閉じこもり、認知機能で、常葉地区は運動器、口腔機能で、船引地区は低栄養、うつ傾向で、それぞれ他地区と比較して最も該当者の割合が高くなっています。

◇該当者割合　　単位:%

区　分		運動器	閉じこもり	低栄養	口腔機能	認知機能	うつ傾向
田村市		20.1	32.8	0.9	29.2	51.7	47.2
圏域別	滝根	16.3	30.0	0.7	22.6	43.0	45.3
	大越	21.4	33.5	0.6	28.7	50.3	45.5
	都路	17.9	38.2	0.0	30.0	54.0	45.0
	常葉	26.5	28.9	0.7	32.1	52.1	45.9
	船引	19.3	33.3	1.2	29.9	53.7	48.8

【その他の生活機能判定】

市全体でみると、各項目の機能低下者は、転倒リスクが35.6%、手段的自立度(IADL)が18.1%、知的能動性が44.7%、社会的役割が46.9%、生活機能総合評価が29.6%となっています。

圏域別にみると、常葉地区は転倒リスク、知的能動性で、船引地区は手段的自立度（IADL）、社会的役割、生活機能総合評価で、それぞれ他地区と比較して最も該当者の割合が高くなっています。

◇該当者割合　　単位:%

区　分		転倒リスク	手段的自立度（IADL）	知的能動性	社会的役割	生活機能総合評価
		リスクあり	低い	低い	低い	低い
田村市		35.6	18.1	44.7	46.9	29.6
圏域別	滝根	31.8	11.1	36.7	37.2	20.4
	大越	33.1	16.3	39.7	45.2	23.3
	都路	37.9	16.2	47.5	42.4	26.0
	常葉	39.4	18.4	49.1	46.6	31.6
	船引	35.7	20.5	46.3	50.4	33.4

※ 転倒リスク：過去1年間に転んだ経験があると回答した高齢者。
※ 手段的日常生活動作（IADL）：活動的な日常生活を送るための動作能力。関連設問5問より判定。
※ 知的能動性：余暇や造作などの積極的な知的活動能力。関連設問4問より判定。
※ 社会的役割：地域で社会的な役割を果たす能力。関連設問4問より判定。
※ 生活機能総合評価：手段的日常生活動作、知的能動性、社会的役割の13項目による総合評価。

【5 つの高齢者像の設定】

市全体でみると、各項目の該当者は、元気高齢者が2.0%、一般高齢者が35.4%、介護予防事業対象者が30.5%、生活支援サービス候補者が7.1%、認知機能低下者が24.9%となっています。

圏域別にみると、滝根地区は一般高齢者、大越地区は元気高齢者、都路地区は生活支援サービス候補者、常葉地区は介護予防事業対象者、船引地区は認知機能低下者で、それぞれ他地区と比較して最も該当者の割合が高くなっています。

◇該当者割合　　単位:%

区　分		元気高齢者	一般高齢者	介護予防事業対象者	生活支援サービス候補者	認知機能低下者
田村市		2.0	35.4	30.5	7.1	24.9
圏域別	滝根	1.3	45.1	24.2	3.9	25.5
	大越	4.3	34.8	32.9	4.9	23.2
	都路	1.0	36.9	28.2	8.7	25.2
	常葉	0.6	31.4	37.3	7.7	23.1
	船引	2.2	34.1	30.0	8.1	25.7

※ 元気高齢者：
①「介護予防事業対象者」、「生活支援サービス候補者」、「認知機能低下者」以外の高齢者。
②「元気高齢者」に関する14設問全てに該当する選択肢を回答した高齢者。
※ 一般高齢者：
「元気高齢者」及び「介護予防事業対象者」、「生活支援サービス候補者」、「認知機能低下者」のいずれにも属さない高齢者。
※ 介護予防事業対象者：
別途定める「生活全体の様子」、「足腰の様子」、「栄養状態」、「口の健康」の4項目のうち1項目以上のリスクに該当した高齢者。
※ 生活支援サービス候補者：
①「介護予防事業対象者」以外の高齢者。②「日常生活」に関する設問5問中、4問以上該当する選択肢を回答した高齢者。
※ 認知機能低下者：
①「介護予防事業対象者」及び「生活支援サービス候補者」以外の高齢者。②「物忘れ等」の設問3問中、2問以上該当する選択肢を回答した高齢者。

第7期計画期間に市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るため、地域支援事業を介護予防の柱として、「住民主体の通いの場」「いきいき健康サポーター」事業に取り組み、介護予防のための通いの場に週１回以上参加している方の割合は57.8%となっています。運動器機能低下者の割合は20.1%であり、第7期計画前の調査時より2.3%（H29年調査時22.4%）の改善が見られます。

本市は、県平均、全国平均よりも高齢化率が高いため、「見える化システム」で県内の他市と比較すると、運動器機能、認知症、うつ、転倒のリスクが高い傾向があり、特に閉じこもりリスクが高い状況です。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果からも、要介護認定を受けていない高齢者のなかには、閉じこもり傾向のある方が32.8%、外出を控えている方が31.7%の状況です。外出を控える理由として、足腰の痛みが47.3%となっており、運動器機能低下により閉じこもりを引き起こしていると考えられます。

これらのことから、第８期計画においては、市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、自立支援と要介護状態の重度化防止を図るため、リハビリテーション専門職の関与を得ながら、住民主体の通いの場の取組を継続し拡充していきます。また、元気な高齢者をはじめ、住民が積極的に担い手として参加する住民主体の活動、ＮＰＯなどの主体による多様なサービスの提供体制を構築することで、介護予防、社会参加、生活支援が同時に実現できるよう、地域での支えあいの仕組みづくりを推進し、介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備事業の充実を図ります。

3　在宅介護実態調査結果の概要

◇　世帯類型

世帯類型については、「その他」が63.5%と最も高く、「単身世帯」は17.0%、「夫婦のみ世帯」は16.4%となっています。

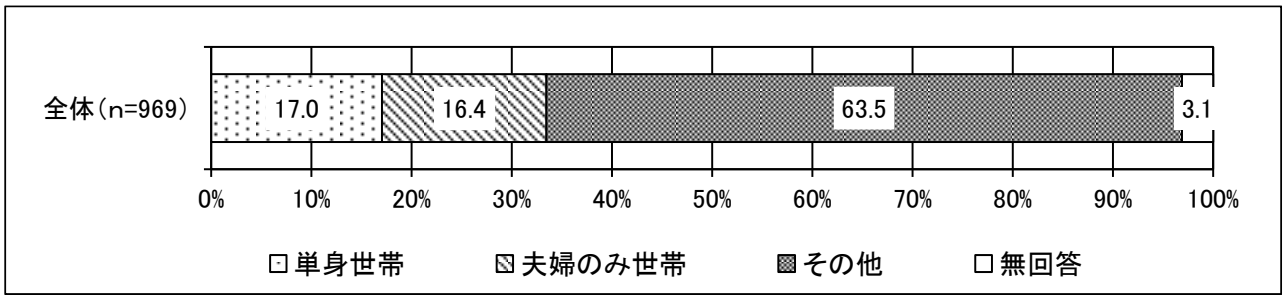

◇　ご家族やご親族の方からの介護の頻度（同居していない子ども等からの介護を含む）

家族や親族の介護については、「ほぼ毎日ある」が55.2%と最も高く、以下、「ない」が17.0%、「週に1～2日ある」が10.8%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が9.0%、「週に3～4日ある」が5.3%となっています。

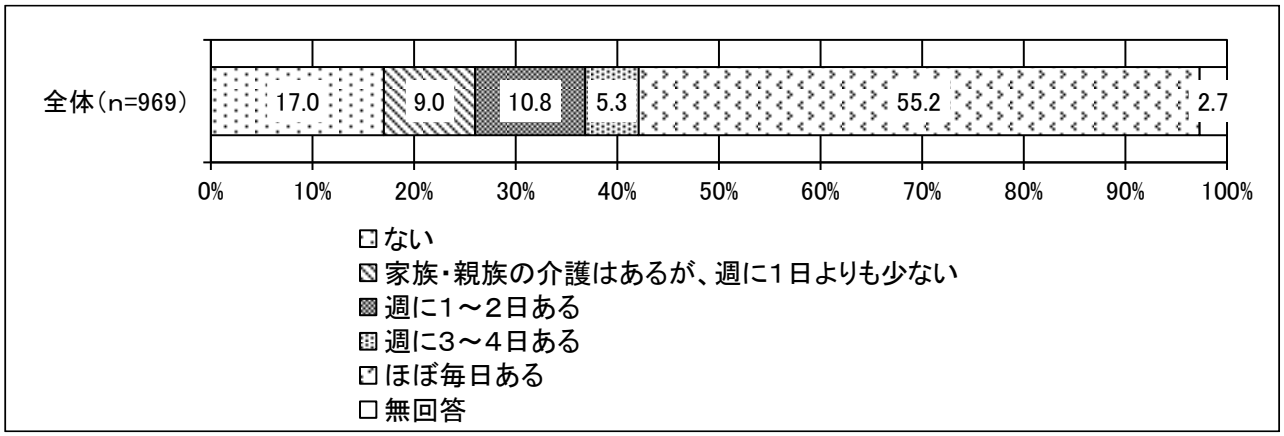

◇　現在、主な介護者の方が行っている介護等（複数選択可）

現在、主な介護者の方が行っている介護等については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が79.8%と最も高く、以下、「食事の準備（調理等）」（76.3%）、「外出の付き添い、送迎等」（70.1%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（64.7%）、「服薬」（45.6%）、「衣服の着脱」（34.7%）と続いています。

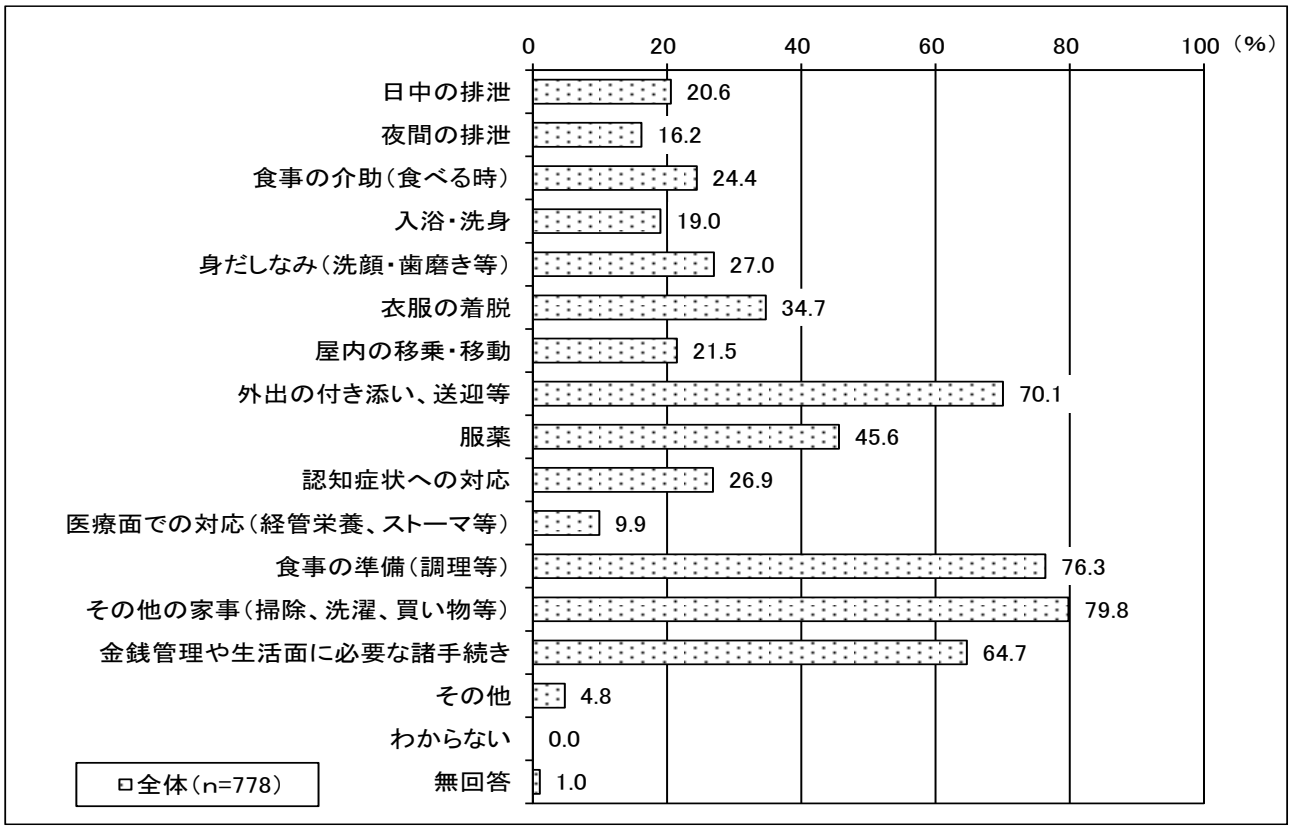

◇　今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数選択可）

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）については、「特になし」が37.9%と最も高くなっています。必要と感じる支援・サービスでは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（20.7%）、「外出同行（通院、買い物など）」（20.5%）、「見守り、声かけ」（17.1%）、「調理」（11.9%）、「配食」（11.4%）と続いています。

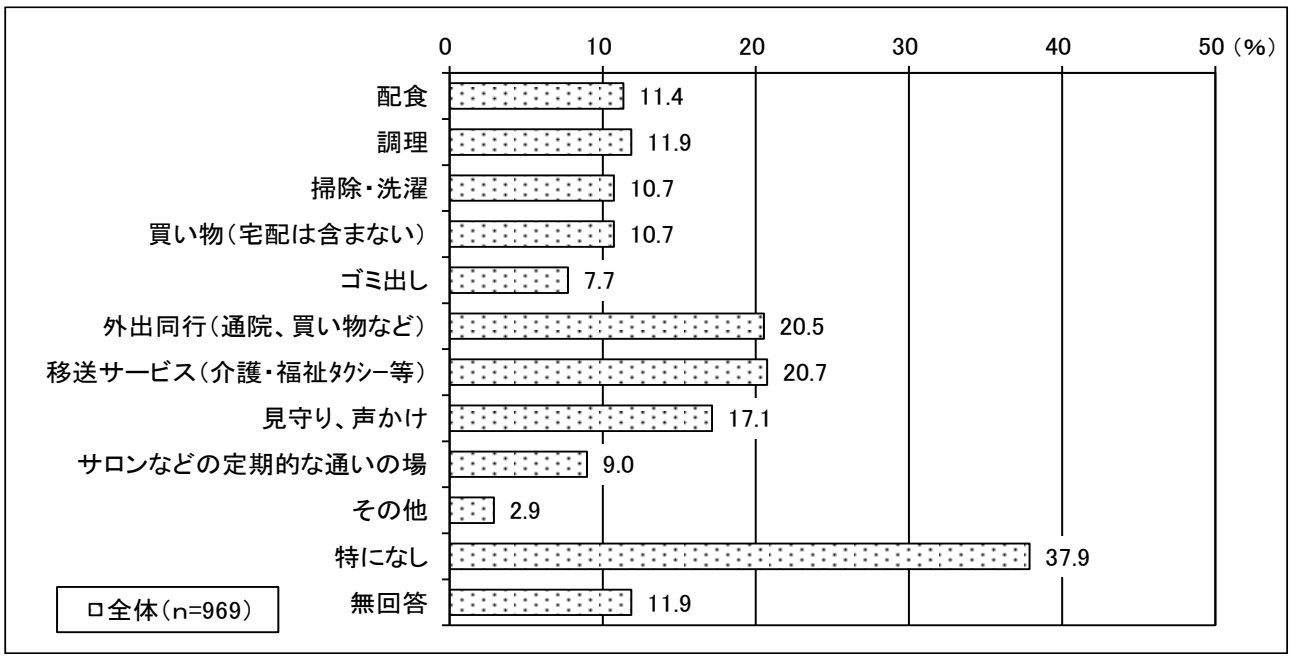

◇要介護度別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

要介護度別の「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」は、「移送サービス」や「外出同行」が高く、「配食」や「調理」などの生活支援がやや高くなっています。

第8期計画では、移送サービスの新たな事業として住民主体の訪問型サービスＤ事業を創設するとともに、生活支援として配食サービス事業の拡充や訪問型サービスＢ事業を推進します。

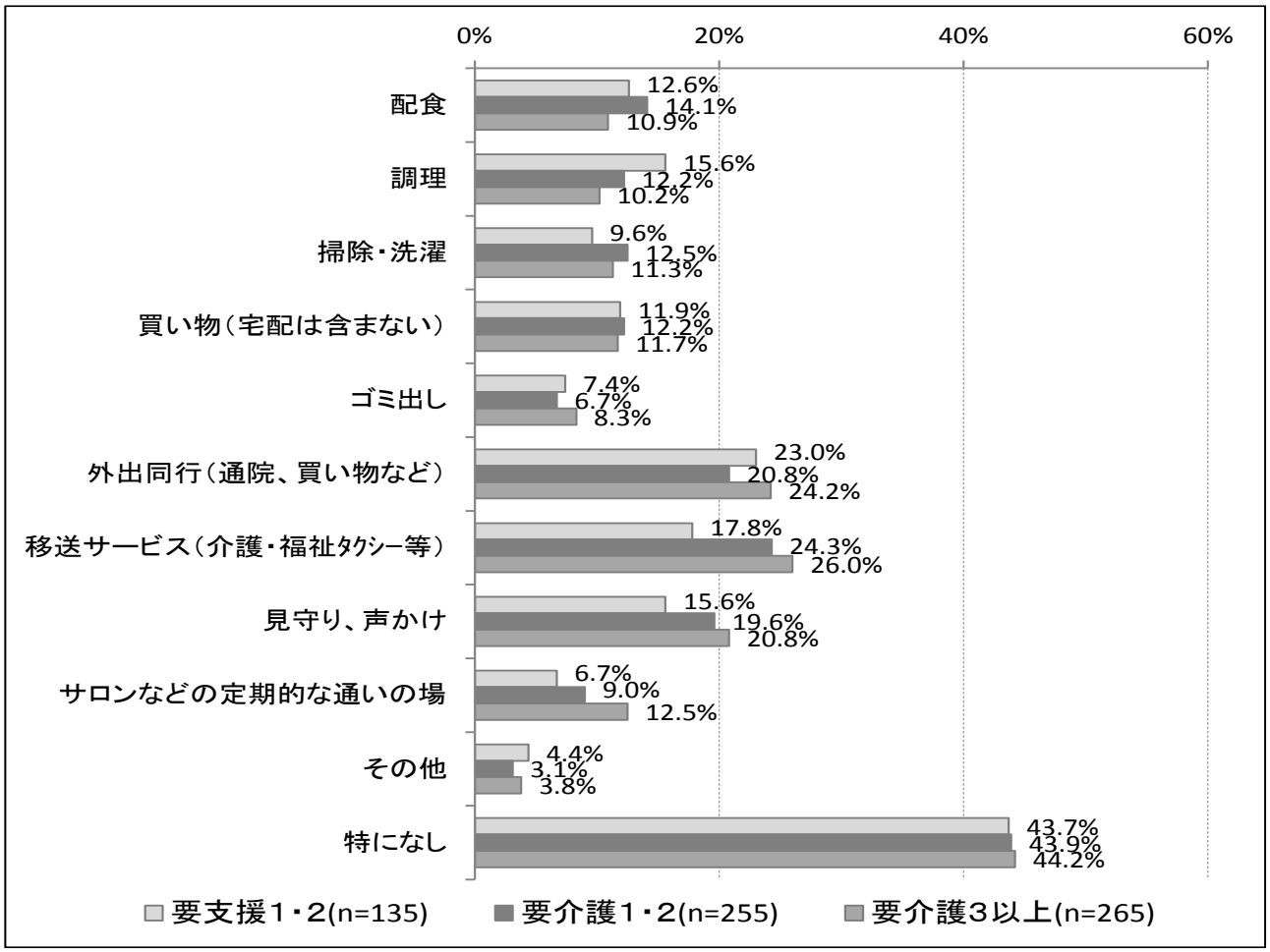

◇　現時点での、施設等への入所・入居の検討状況（1 つを選択）

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が66.4%と最も高く、「入所・入居を検討している」は19.1%、「すでに入所・入居申し込みをしている」は6.7%となっています。

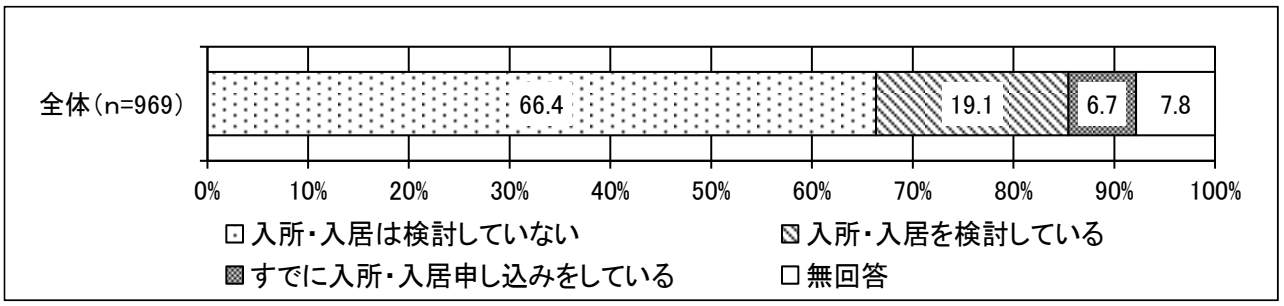

◇　主な介護者の方の現在の勤務形態（1 つを選択）

主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」が45.2%と最も高く、「フルタイムで働いている」が28.8%、「パートタイムで働いている」が13.9%となっています。

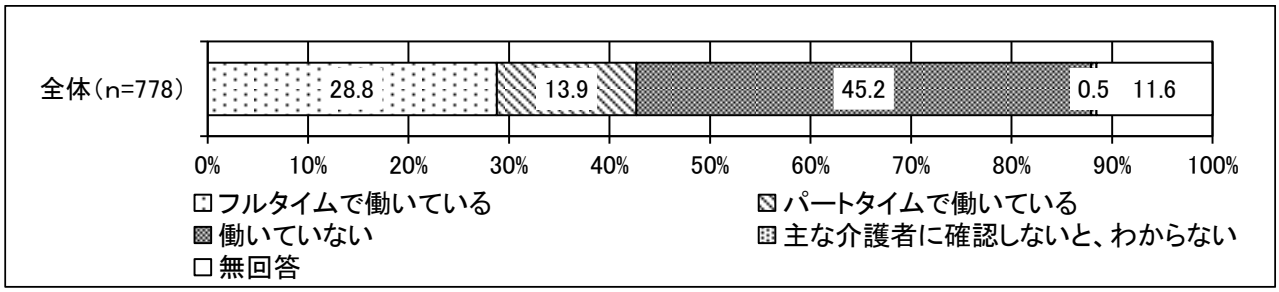

◇　今後も働きながら介護を続けていけそうですか（1 つを選択）

主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が52.4%と半数を占め、「問題なく、続けていける」（18.7%）と合わせて、全体の７割は“続けていける”との回答となっています。一方、「続けていくのは、やや難しい」（9.6%）と「続けていくのは、かなり難しい」（4.2%）を合わせて、13.8%が“難しい”との回答となっています。

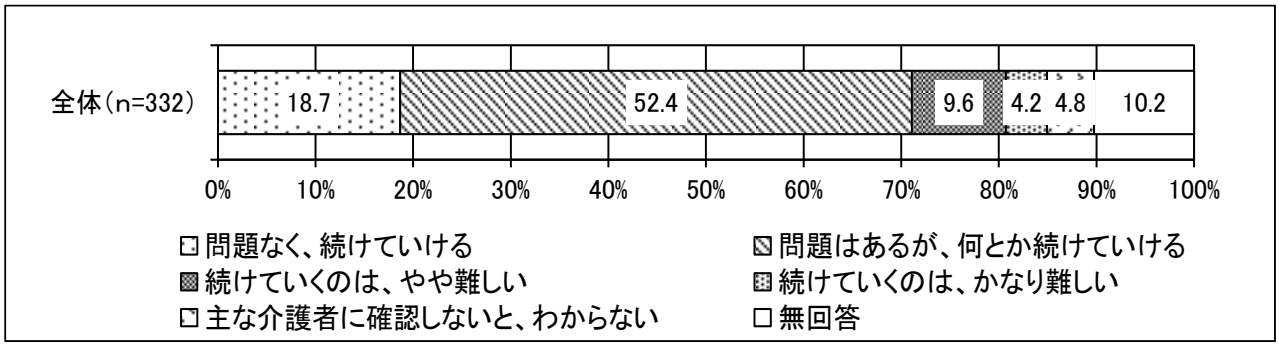

◇　就労継続見込別・介護のための働き方の調整（フルタイム＋パートタイム）

「特に行っていない」の回答は、「問題なく、続けていける」が79.6%と高く、一方、「問題はあるが、何とか続けていける」は42.7%、「続けていくのは難しい」は8.3%となっています。

「問題なく、続けていける」とする人の職場においては、恒常的な長時間労働や、休暇取得が困難といった状況にはなく、介護のために特段働き方の調整を行わなくても、両立可能な職場であることが考えられます。一方、「続けていくのは難しい」では9割以上の方が「労働時間」「休暇」「在宅勤務」等、何らかの調整を行っているものの、就労継続が難しい状況にあることから、さらなる対応が求められます。第7期計画では、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設の整備を進めてきており、施設サービスの提供開始により令和3年度以降この成果が現れてくるものと思われます。第8期計画では、在宅介護の支援を図るべく定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の整備を図ることとしています。

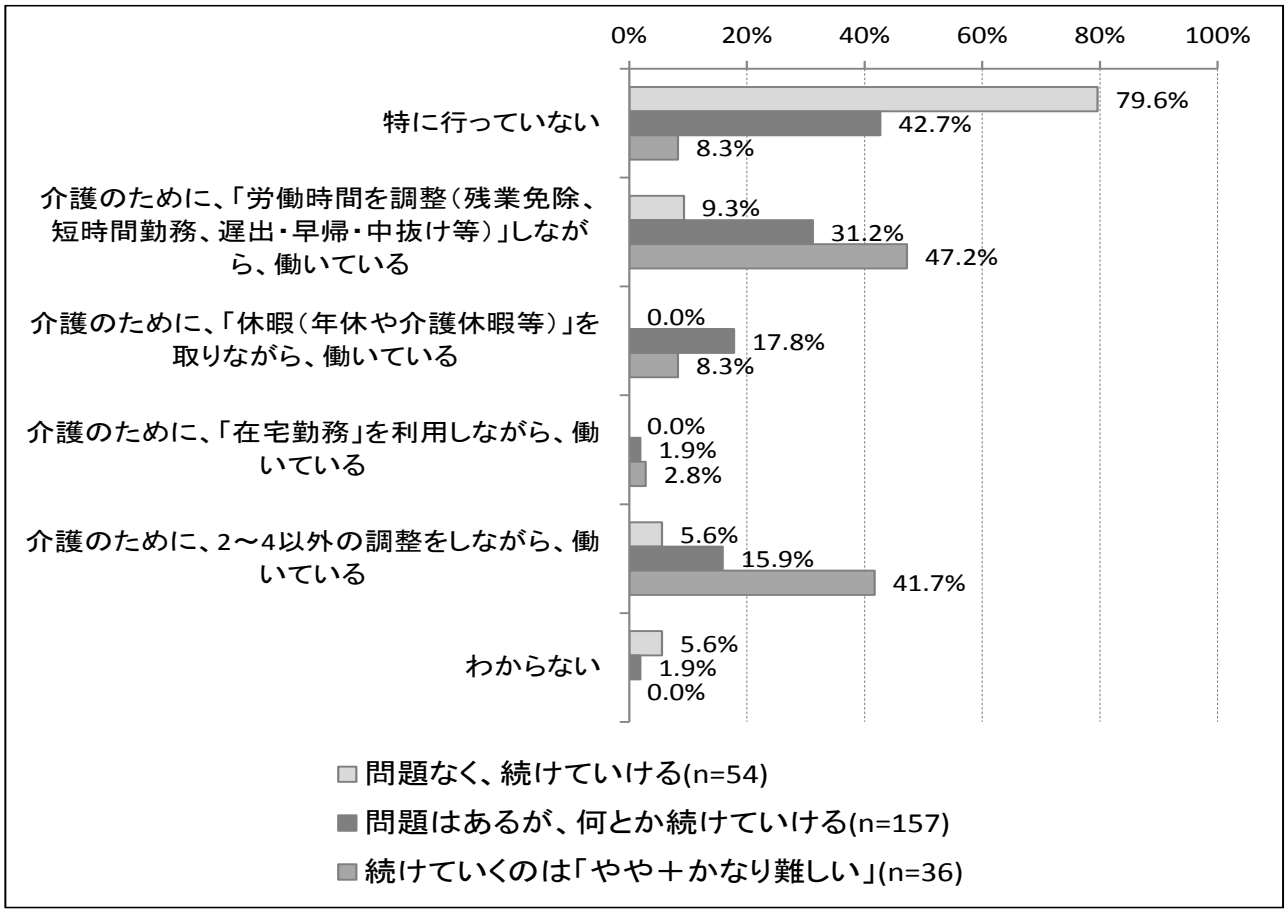

◇　要介護度別・介護者が不安に感じる介護

「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護」について、要介護3以上では、特に「認知症状への対応」や「外出の付き添い、送迎等」において、主な介護者の不安が大きくなっています。

主な介護者の不安を軽減し、在宅限界点を向上させるために必要な支援・サービスの提供体制を構築する際の視点として、主な介護者の方の「認知症状への対応」と「外出の付き添い、送迎等」に係る不安をいかに軽減していくかに焦点を当てることが効果的であると考えられます。

第7期計画では、施設入所希望者の待機数解消のため施設サービスの整備を図ってきましたが、第8期計画では、中重度者の在宅生活での医療・介護ニーズにきめ細かく対応できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備し、家族の介護負担の軽減を図ります。平成24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、これまで市内での提供はありませんでしたが、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能で、定期的な短時間訪問だけではなく、必要な時に随時対応が行われることで在宅生活の限界点を引き上げ、住み慣れた暮らしを維持・継続できるサービスです。

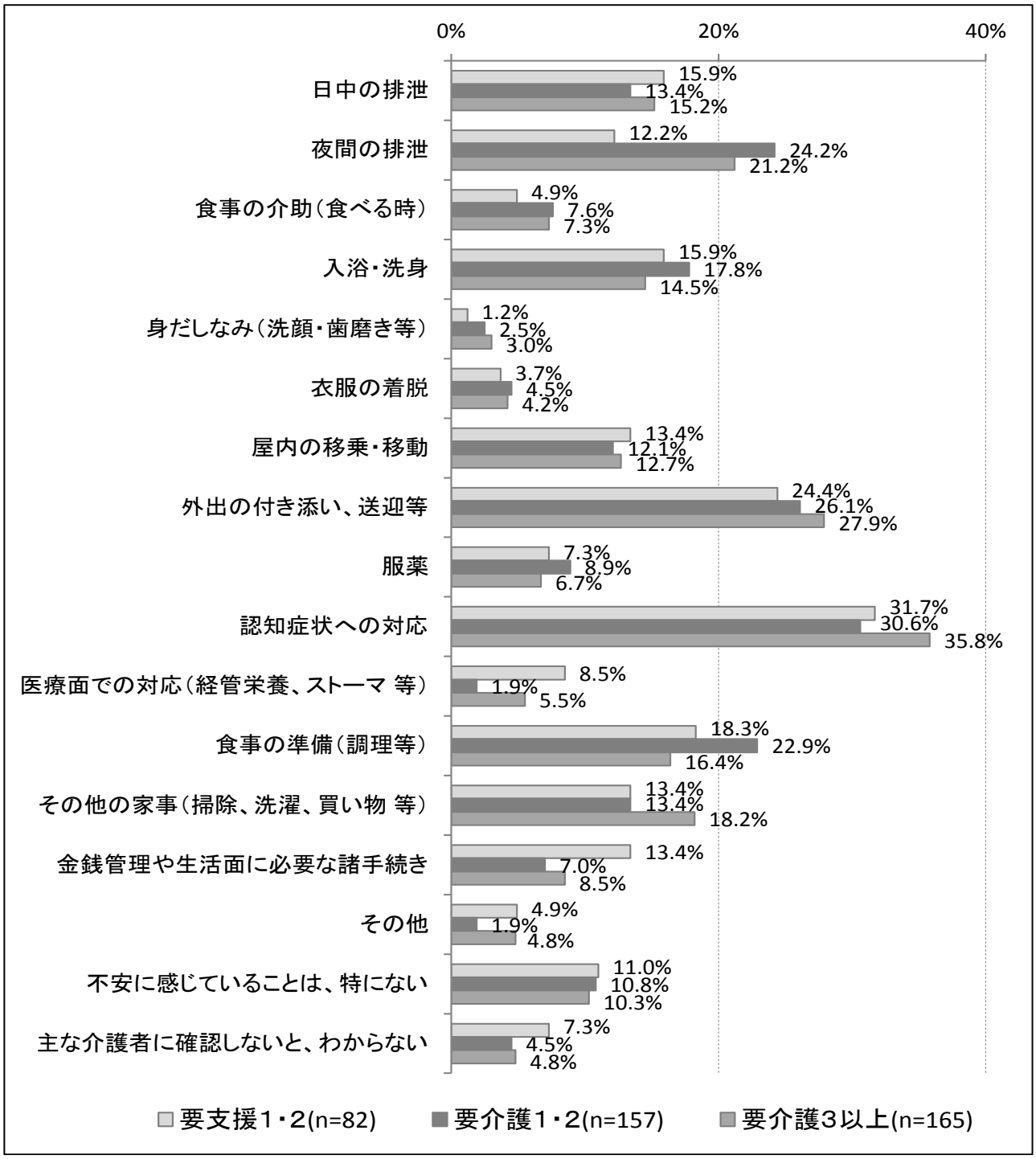

◇　要介護度別・サービス利用の組み合わせ

要介護度の重度化に伴う「サービス利用の組み合わせ」の変化に着目すると、徐々に「短期系のみ」や「通所＋短期」、「訪問＋通所＋短期」などの割合が増加する傾向がみられる一方、要介護3以上では「未利用」の割合が高くなっています。今後、増加が見込まれる中重度の在宅療養者を支えていくためには、「訪問系」サービスを軸としながら、このような複数のサービスを一体的に提供していく体制を地域に整え、中重度者の利用を促進することが重要であります。第8期計画では、施設への「通い」を中心として「短期」の宿泊や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護サービスや、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供体制を整え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう計画していきます。

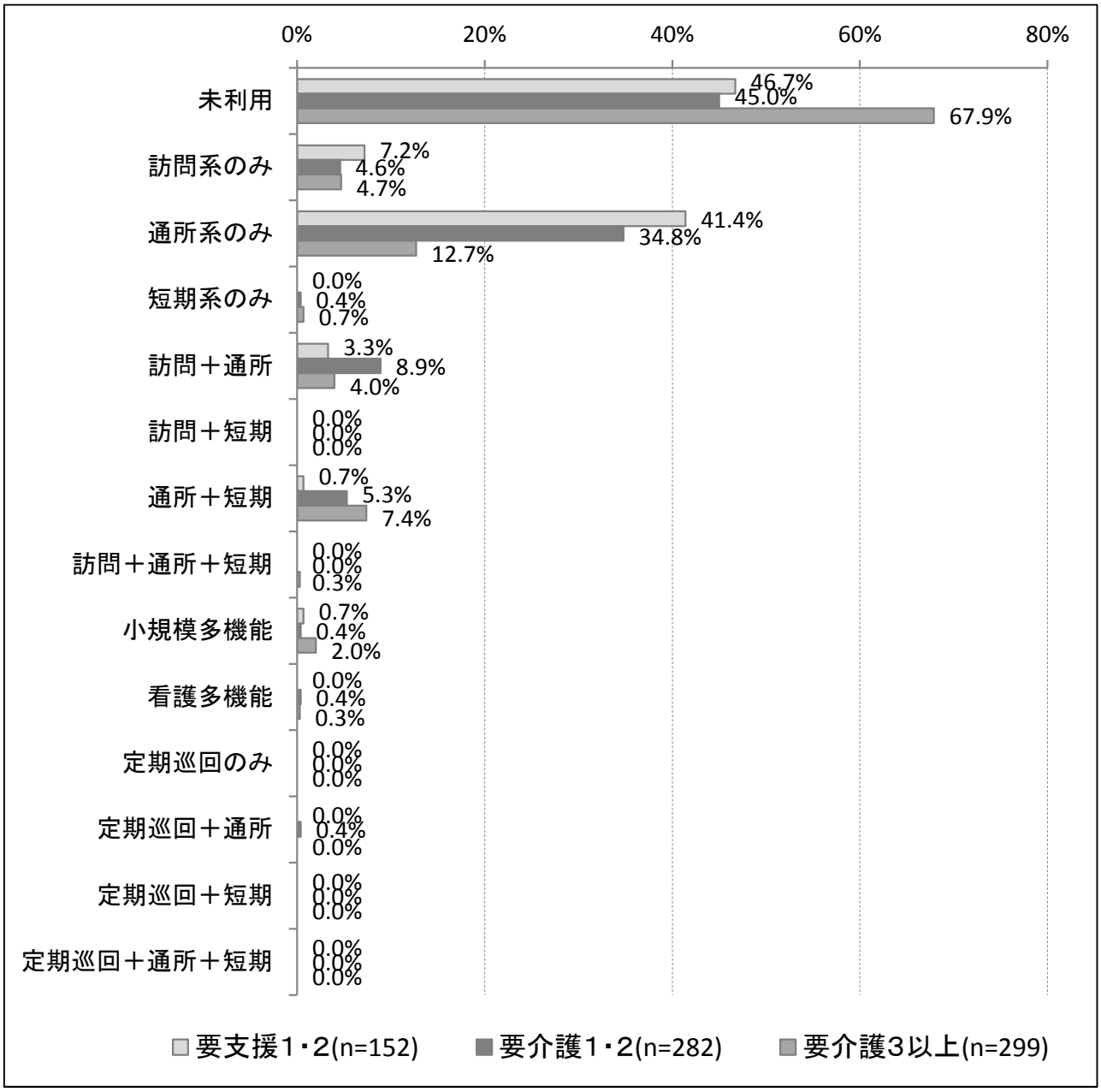
0%
20%
40%
60%
80%
未利用
46.7%
45.0%
67.9%
訪問系のみ
7.2%
4.6%
4.7%
通所系のみ
41.4%
34.8%
12.7%
短期系のみ
0.0%
0.4%
0.7%
訪問＋通所
3.3%
8.9%
4.0%
訪問＋短期
0.0%
0.0%
0.0%
通所＋短期
0.7%
5.3%
7.4%
訪問＋通所＋短期
0.0%
0.0%
0.3%
小規模多機能
0.7%
0.4%
2.0%
看護多機能
0.0%
0.4%
0.3%
定期巡回のみ
0.0%
0.0%
0.0%
定期巡回＋通所
0.0%
0.4%
0.0%
定期巡回＋短期
0.0%
0.0%
0.0%
定期巡回＋通所＋短期
0.0%
0.0%
0.0%
要支援1・2(n=152)
要介護1・2(n=282)
要介護3以上(n=299)

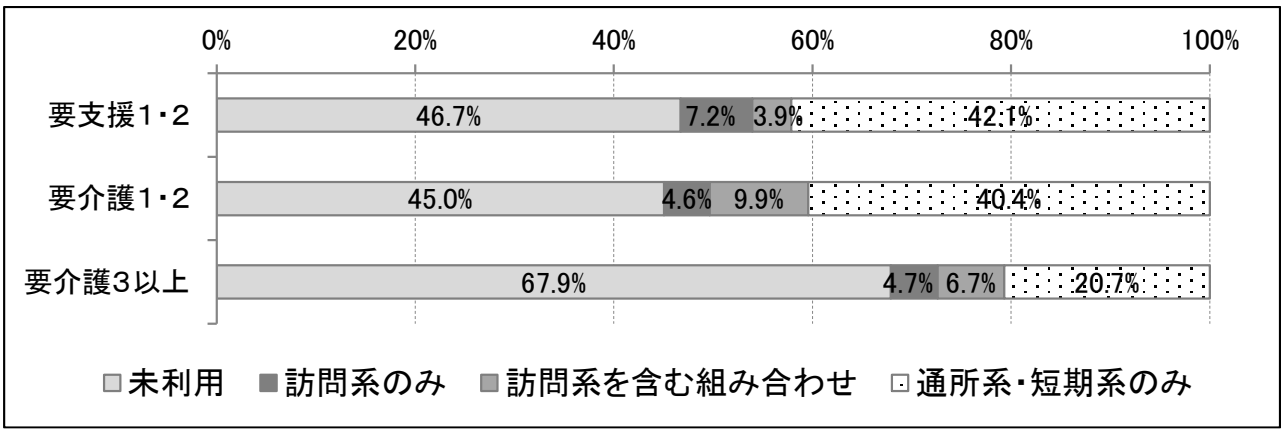
0%
20%
40%
60%
80%
100%
要支援1・2
46.7%
7.2%
3.9%
42.1%
要介護1・2
45.0%
4.6%
9.9%
40.4%
要介護3以上
67.9%
4.7%
6.7%
20.7%
未利用
訪問系のみ
訪問系を含む組み合わせ
通所系・短期系のみ

第 3章　基本理念・基本目標

第１節　将来人口の推計

1　将来人口の推計

第8期介護保険事業計画の策定に向けて、地域包括ケア「見える化」システムでは、被保険者数の将来推計として、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口があらかじめ登録されていますが、福島県については、東日本大震災以降、市町村別の将来推計人口が公表されていないため搭載されていません。このため、本市の計画における将来人口推計は、最新の状況をより的確に反映させるために、住民基本台帳をもとに独自推計を行いました。

その結果、人口減少及び少子高齢化は今後も進行すると予測され、2023年（令和5年）の総人口は34,165人、高齢化率は37.4%に、2025年（令和7年）の総人口は33,007人、高齢化率は38.9%に、さらに、2040年（令和22年）の総人口は24,351人、高齢化率は46.1%になると推計されます。

◇　年齢別人口の推計

単位：人、（%）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口	37,266	36,500	35,842	35,321	34,742	34,165	33,007	24,351
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
0～14歳	3,957	3,760	3,633	3,561	3,464	3,366	3,171	1,912
	(10.6)	(10.3)	(10.1)	(10.1)	(10.0)	(9.8)	(9.6)	(7.8)
15～64歳	20,917	20,233	19,609	19,128	18,578	18,029	16,995	11,214
	(56.1)	(55.4)	(54.7)	(54.2)	(53.5)	(52.8)	(51.5)	(46.1)
65歳以上	12,392	12,507	12,600	12,632	12,700	12,770	12,841	11,225
	(33.3)	(34.3)	(35.2)	(35.7)	(36.5)	(37.4)	(38.9)	(46.1)
65～74歳	5,436	5,497	5,729	5,699	5,799	5,897	5,936	3,896
	(14.6)	(15.1)	(16.0)	(16.1)	(16.7)	(17.3)	(18.0)	(16.0)
75歳以上	6,956	7,010	6,871	6,933	6,901	6,873	6,905	7,329
	(18.7)	(19.2)	(19.2)	(19.6)	(19.8)	(20.1)	(20.9)	(30.1)

資料：各年10月1日（平成30年～令和2年は、住民基本台帳による実績）

◇　年齢別人口の推移と見通し

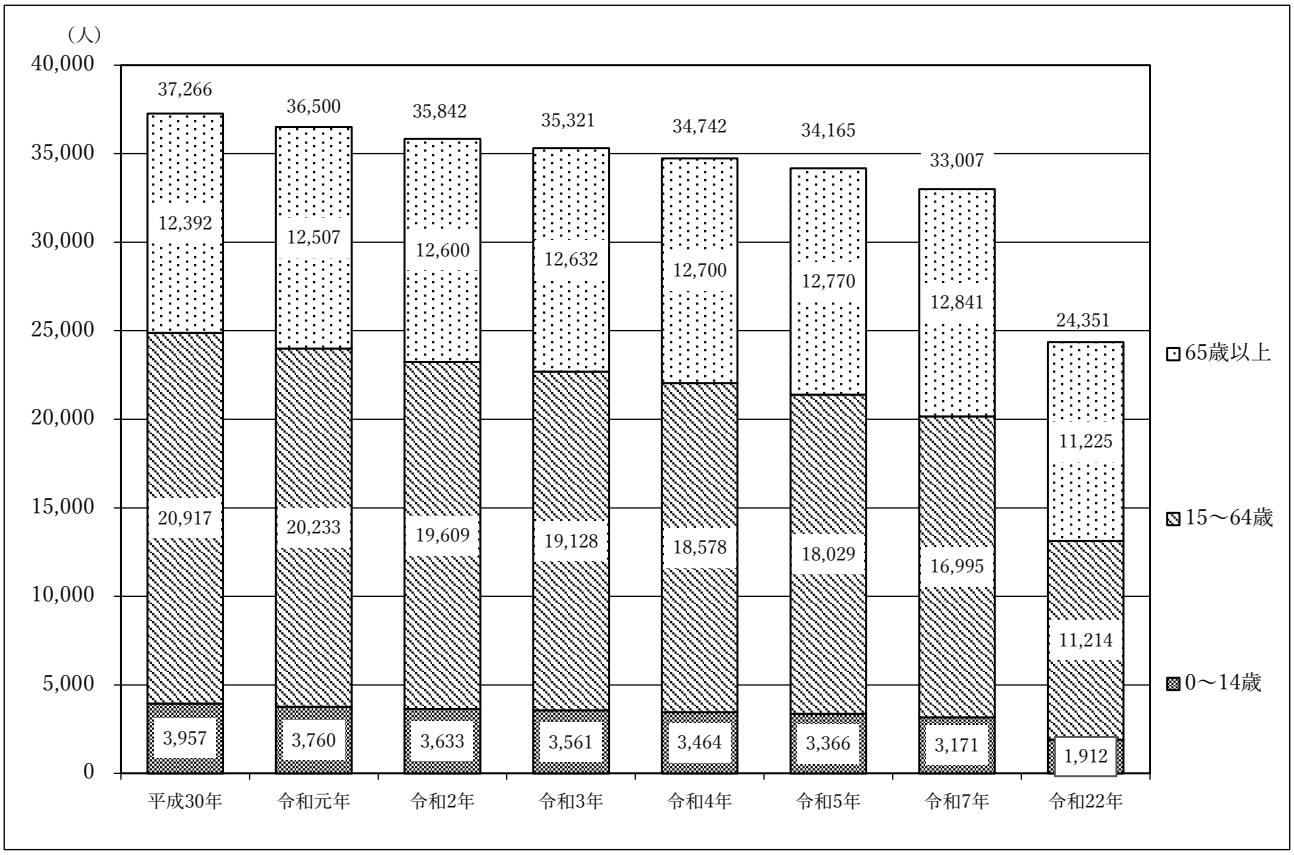

資料：各年10月1日（平成30年～令和2年は、住民基本台帳による実績）

◇　高齢者人口と高齢化率の推移と見通し

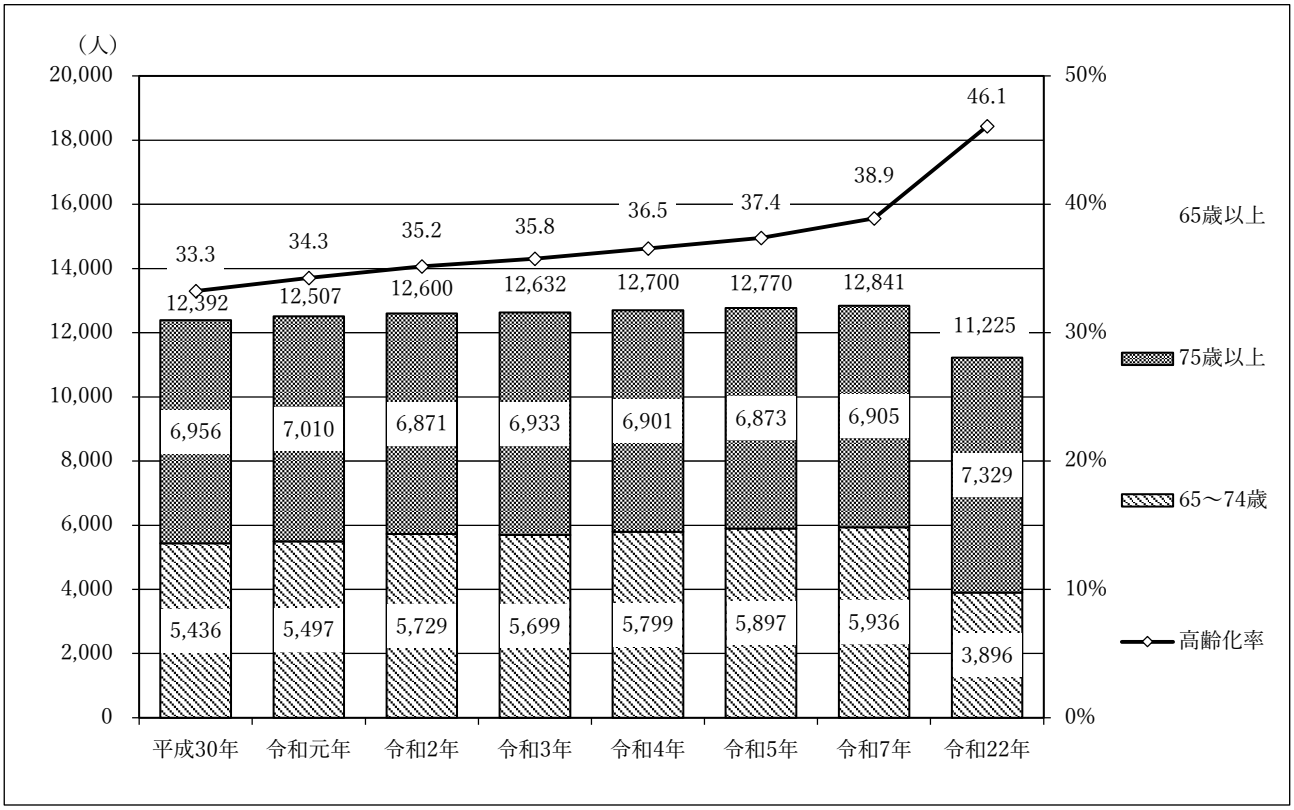

資料：各年10月1日（平成30年～令和2年は、住民基本台帳による実績）

2　要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者は、令和5年には2,623人に、令和7年には2,632人、令和22年には2,628人となる見込みです。

◇　要支援・要介護認定者の将来推計

単位：人、（%）

区　　分			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
認定者数			2,417 (100.0)	2,514 (100.0)	2,609 (100.0)	2,609 (100.0)	2,610 (100.0)	2,623 (100.0)	2,632 (100.0)	2,628 (100.0)
	要支援　計		478 (19.8)	511 (20.3)	488 (18.7)	492 (18.8)	482 (18.5)	485 (18.5)	486 (18.5)	491 (18.7)
		要支援1	179 (7.4)	194 (7.7)	172 (6.6)	181 (6.9)	182 (7.0)	183 (7.0)	184 (7.0)	183 (7.0)
		要支援2	299 (12.4)	317 (12.6)	316 (12.1)	311 (11.9)	300 (11.5)	302 (11.5)	302 (11.5)	308 (11.7)
	要介護　計		1,939 (80.2)	2,003 (79.7)	2,121 (81.3)	2,117 (81.2)	2,128 (81.5)	2,138 (81.5)	2,146 (81.5)	2,137 (81.3)
		要介護1	496 (20.5)	508 (20.2)	482 (18.5)	478 (18.3)	480 (18.4)	483 (18.4)	484 (18.4)	489 (18.6)
		要介護2	399 (16.5)	420 (16.7)	443 (17.0)	428 (16.4)	430 (16.5)	432 (16.5)	434 (16.5)	433 (16.5)
		要介護3	392 (16.2)	391 (15.6)	469 (18.0)	474 (18.2)	477 (18.2)	479 (18.2)	482 (18.3)	487 (18.5)
		要介護4	328 (13.6)	369 (14.7)	395 (15.1)	409 (15.7)	411 (15.8)	414 (15.8)	415 (15.7)	407 (15.5)
		要介護5	324 (13.4)	315 (12.5)	332 (12.7)	328 (12.6)	330 (12.6)	330 (12.6)	331 (12.6)	321 (12.2)

資料：平成30年～令和2年は、介護保険事業状況報告による実績

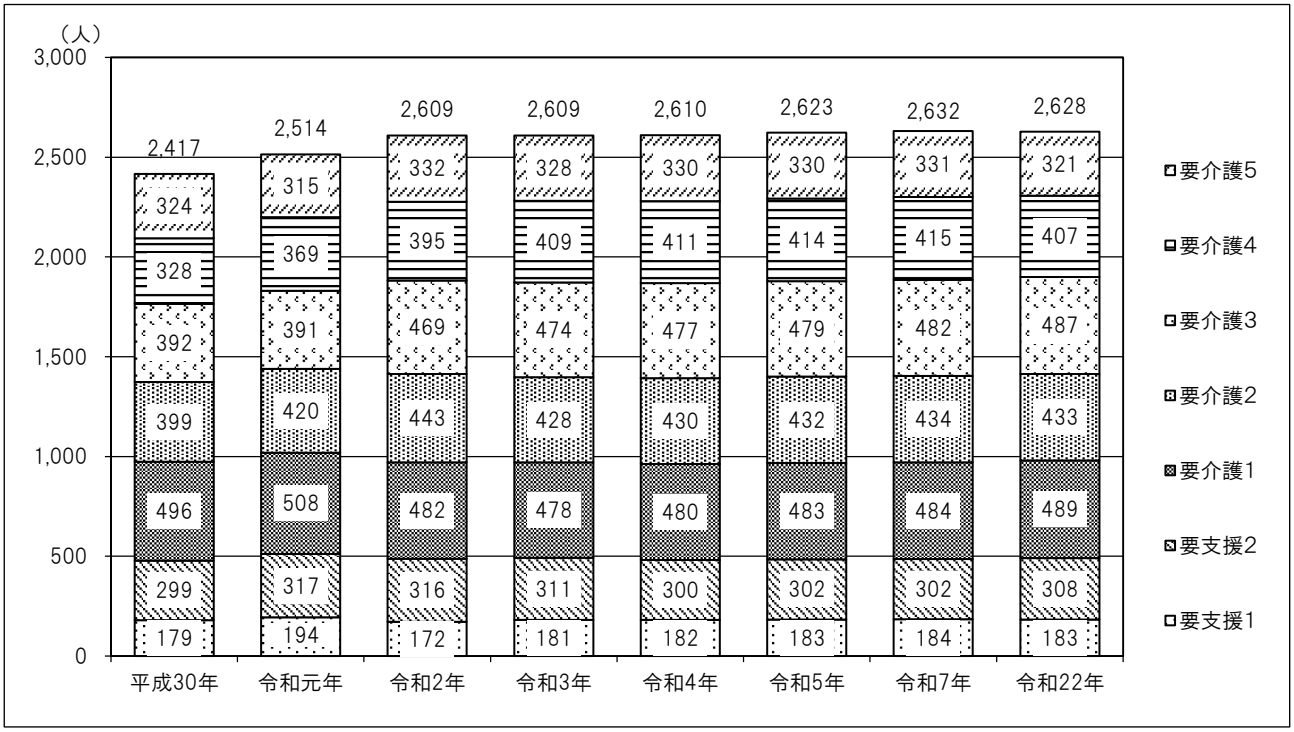

資料：平成30年～令和2年は、介護保険事業状況報告による実績

第２節　計画の基本理念

生きがいをもって、元気で暮らせる、
支えあいあふれるまちづくり

第7期計画に立てた基本理念を継承しつつ、より高齢化が進展することを踏まえ、健康寿命の延伸などの健康増進や医療の充実、市民自らが積極的に健康づくりや生きがいづくりに取り組む社会を目指します。田村市に住むすべての人たちが、可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら、安心していきいきと暮らしていけるように、健康づくりや介護予防への参加を促進し、福祉・保健・医療など関係機関の連携による、切れ目のない医療や介護を受けられる環境を整備するとともに、障がいや病気の有無によって分け隔てられることなく、尊重しあいながら共生するまちづくり、地域住民がともに支えあう地域社会づくりを推進していきます。

第３節　計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定め、各種事業を推進します。

基本目標 １　生きがいづくりと介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと健康で元気に、充実した生活を送るためには、自ら健康管理をするために元気なうちから介護予防に取り組むことと、地域社会とのかかわりを維持するために生きがいを見つけて活動することが重要です。高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に積極的に参加できるよう、引き続き、高齢者のニーズに合った健康増進・介護予防サービスの基盤整備を進めるとともに、地域の自主的な活動において、より効果的な介護予防の取組ができるよう支援を行います。

基本目標 2　安心して暮らすことができる基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で、支えあい、安心して暮らし続けることができるように、身近な地域のなかで、医療・介護・予防・住まい及び生活支援が一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築と、本人や介護する家族のニーズに応じた事業の充実が必要とされています。

そのために、地域住民や地域の支援者、福祉に関わる事業者、医療機関、行政が連携し、総合的に高齢者の暮らしを支えることができるよう、引き続き、地域のネットワークづくりを推進するとともに、在宅医療と介護の連携、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

基本目標 3　介護保険サービスの充実

介護保険サービスを必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれるなかで、高齢者のライフスタイルやニーズも多様化し、高齢者一人ひとりと、その家族の生活の実態に適したサービスの提供が求められています。

介護を必要とする人へのサービス提供基盤を充実するとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、介護保険サービスの質の向上や適正利用を促進します。

また、地域のニーズに合った在宅ケアや、働きながら要介護者等を在宅で介護する家族等の就労継続や負担軽減を図るため、必要となる居宅サービスや介護サービス、相談支援の充実に努め、自立した生活の継続を目指します。

第４節　新しい高齢者施策への対応

1　地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立し、尊厳のある暮らしを可能な限り継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が一体的に提供されることを目指したものです。

本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、住民主体の通いの場における介護予防の推進、第1層協議体における生活支援サービスの検討、田村医師会との連携による認知症や在宅医療に関する研修等を行ってきました。

第8期計画では、これまでの活動をもとに、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの充実、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進、医療・介護の切れ目のない提供に向けた体制整備に向けて取り組みます。

2　地域包括支援センターの機能強化

「田村市地域包括支援センター」は、田村市社会福祉協議会内に設置され、これまで活動にあたってきました。主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士等を配置して、医療・福祉・介護等の多様なニーズに対し、ワンストップの支援を行う機関として、高齢者の総合相談支援を行うとともに、権利擁護事業や地域支援事業を総合的に推進する重要な役割を果たしています。

地域包括ケアシステムを有効に機能させるためには、高齢者の日常的な生活範囲（日常生活圏域）を基本的な単位として、地域にある社会資源等の全体像を把握した上で、高齢者等の個々の状況に応じてケアプラン等を作成し、個人の状態に合ったサービスを提供することにより、その生活を支えていくことが必要です。

そのため、地域包括支援センターは、地域や多職種等との連携をこれまで以上に充実させることで地域課題を抽出し、その対応や高齢者一人ひとりに対する相談・支援等の体制強化に取り組んでいきます。

3　日常生活を支援する体制の整備

単身または夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加が見込まれ、多様なニーズ、生活上の困りごとへの支援が必要となることを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した生活支援等サービスを充実していく必要があります。

生活支援コーディネーターや、協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成・育成、資源の創出を通じ、住民ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

4　地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、「制度・分野等における『縦割り』や、支え手・受け手という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が『我が事』として参画し、人や資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創っていく社会」のことであり、この実現に向けた取組が求められています。

これまで本市では、地域包括ケアシステムの構築に向けた「協議体」の設立にあたっては、様々な分野の方々の参画を得ていますが、今後、「在宅医療・介護連携」や「認知症施策の推進」などにおいても、さらなる多職種連携のもと事業を展開し、地域の課題を解決していくことが重要となります。

今後は、これらに加え、子どもや障がい者等を含めた課題等について、連携・ネットワークの強化を図り、地域共生社会の実現に向けた取組を検討していきます。

第５節　施策の体系

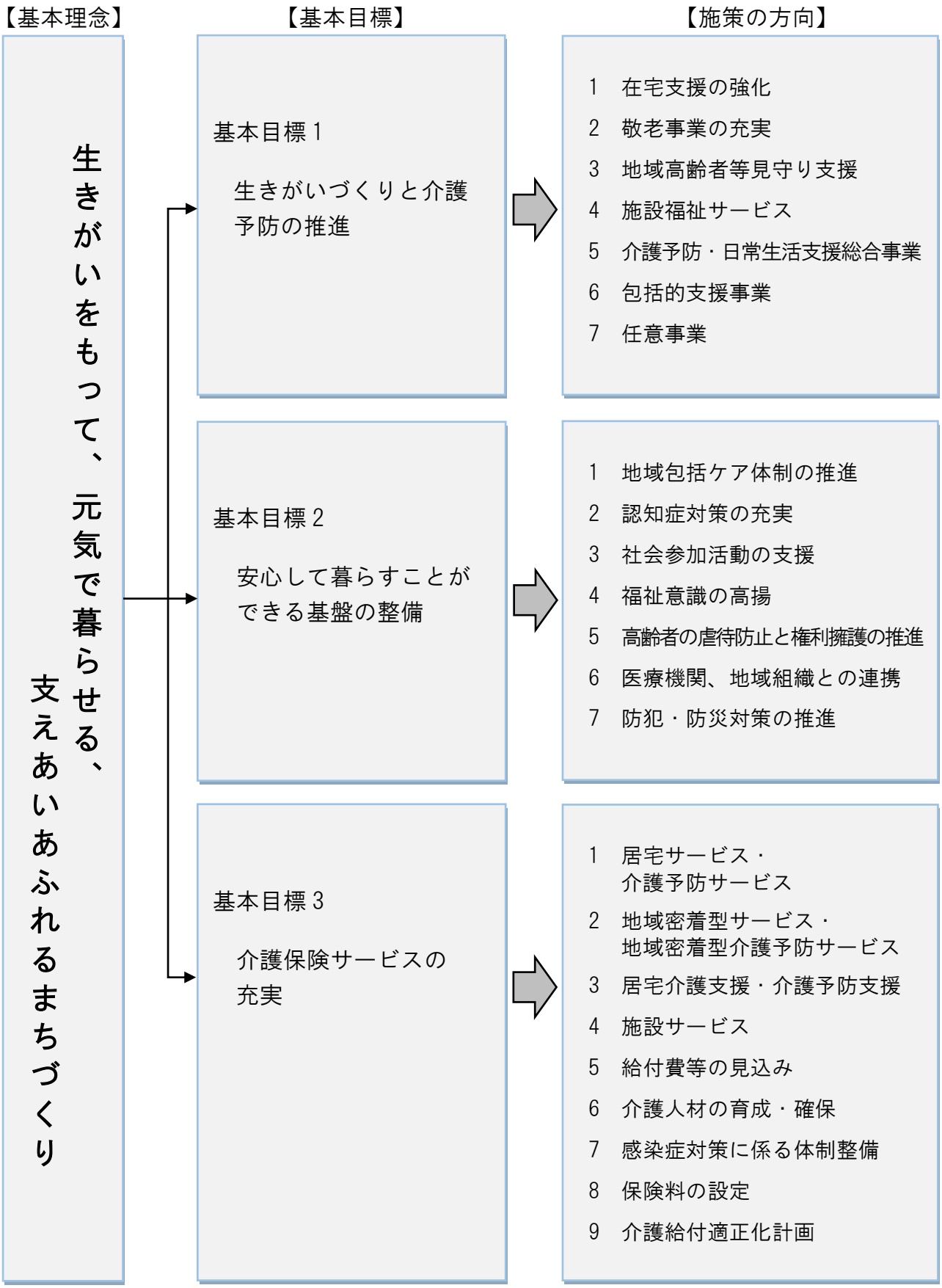
【基本理念】
【基本目標】
【施策の方向】
生きがいをもって、元気で暮らせる、
支えあいあふれるまちづくり
基本目標１
生きがいづくりと介護予防の推進
1　在宅支援の強化
2　敬老事業の充実
3　地域高齢者等見守り支援
4　施設福祉サービス
5　介護予防・日常生活支援総合事業
6　包括的支援事業
7　任意事業
基本目標２
安心して暮らすことができる基盤の整備
1　地域包括ケア体制の推進
2　認知症対策の充実
3　社会参加活動の支援
4　福祉意識の高揚
5　高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
6　医療機関、地域組織との連携
7　防犯・防災対策の推進
基本目標３
介護保険サービスの充実
1　居宅サービス・介護予防サービス
2　地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
3　居宅介護支援・介護予防支援
4　施設サービス
5　給付費等の見込み
6　介護人材の育成・確保
7　感染症対策に係る体制整備
8　保険料の設定
9　介護給付適正化計画

第 4章　基本目標と施策の展開

第１節　生きがいづくりと介護予防の推進

１　在宅支援の強化

(1) 軽度生活援助事業

草刈りなど簡易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の高齢者等の自立した生活を支援するとともに、要介護状態への進行を防止することを目的とした事業です。対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、これらに準ずる高齢者です。

項　　目		第７期			第８期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和２年度(2020年度)	令和３年度(2021年度)	令和４年度(2022年度)	令和５年度(2023年度)
利用件数　（件）	計画値	150	150	150	200	200	200
	実績値	145	166	194			

注：令和2年度実績値は、見込数

(2) 車いす同乗軽自動車貸出事業

歩行が困難な高齢者などが医療機関や公的機関に出かけられるように、車いすのまま乗れる軽自動車を貸し出します。貸出用の軽自動車は、高齢福祉課または田村市社会福祉協議会本所及び滝根、常葉、船引の各支所にて申込受付を行っています。

項　　目		第７期			第８期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和２年度(2020年度)	令和３年度(2021年度)	令和４年度(2022年度)	令和５年度(2023年度)
利用回数　（回）	計画値	128	128	128	100	100	100
	実績値	89	49	28			

注：令和2年度実績値は、見込数

(3) 高齢者住宅改修助成事業

高齢者が在宅での自立生活を継続するため、手すりを付けるなどの住宅改修工事を行う場合に補助金を交付します。対象者は、介護保険の要介護認定者でない65歳以上の高齢者で、世帯の生計中心者の所得が児童手当の所得制限限度額以下の場合です。対象となる工事は、手すりの取り付け、和式便器から洋式便器への取り替え、段差解消などです。補助金は、住宅改修にかかった費用の9割に相当する額で、上限額は18万円です。

項　　目		第７期			第８期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和２年度(2020年度)	令和３年度(2021年度)	令和４年度(2022年度)	令和５年度(2023年度)
利用件数　（件）	計画値	25	25	25	25	25	25
	実績値	14	9	16			
支 出 額　（千円）	実績値	2,077	1,542	2,359			

注：令和2年度実績値は、見込数

(4) 介護用品給付券交付事業

在宅の要介護3以上の高齢者を介護している家族に、紙おむつなどの介護用品と引き換えができる給付券を交付します。対象者は、在宅の要介護4・5、または要介護3で介護支援専門員等のおむつ使用証明を受けている高齢者を介護している家族で、薬局などで月額5,000円以内の介護用品（紙おむつや尿取りパッドなど7品目）と引き換えができる給付券を交付します。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
利用実人員　（人）	計画値	650	650	650	600	600	600
	実績値	335	328	388			
支　出　額　（千円）	実績値	19,932	19,491	24,580			

注：令和2年度実績値は、見込数

(5) 要介護高齢者介護者手当支給事業

在宅の要介護3以上の高齢者を介護している家族に介護者手当を支給します。対象者は、在宅の要介護4・5、または要介護3で介護支援専門員等のおむつ使用証明を受けている高齢者を介護している家族で、在宅で介護した期間に応じて月5,000円の介護者手当を支給します。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
支給実人員　（人）	計画値	600	600	600	600	600	600
	実績値	432	420	465			
支　出　額　（千円）	実績値	19,880	19,265	22,757			

注：令和2年度実績値は、見込数

(6) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅で寝たきりなどの状態にある65歳以上の高齢者やひとり暮らしの高齢者の寝具類を、洗濯・乾燥・消毒します。対象者は、在宅の要介護4・5の高齢者、ひとり暮らしで市内に近親者がいない高齢者です。この事業は年に2回行いますが、1回の利用限度額は12,000円以内です。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
利用実人員　（人）	計画値	400	400	400	200	200	200
	実績値	143	117	120			
支　出　額　（千円）	実績値	812	710	765			

注：令和2年度実績値は、見込数

(7) 在宅寝たきり高齢者等訪問理髪事業

理容・美容院に行くことが困難な65歳以上の高齢者の自宅を理容・美容師が訪問し、理髪などを行います。対象者は、在宅の要介護4・5の高齢者、在宅の寝たきりの重度身体障害者で、1枚で3,500円まで利用できる利用券を年に2枚交付します。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
利用件数　（件）	計画値	180	180	180	150	150	150
	実績値	131	107	112			
支 出 額 （千円）	実績値	479	371	387			

注：令和2年度実績値は、見込数

(8) 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者などの自宅に、急病や災害など万一の場合に、ボタンを押せば緊急通報ができる通報装置を設置します。対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、寝たきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの重度身体障害者です。利用負担額は、前年分の所得税額に応じた額ですが、生計中心者の前年分所得税が非課税の場合は無料となります。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
利用実人員　（人）	計画値	120	120	120	120	120	120
	実績値	118	108	112			
支　出　額 （千円）	実績値	5,317	5,080	4,394			

注：令和2年度実績値は、見込数

(9) 高齢者日常生活用具給付事業

安心して在宅生活が送れるよう65歳以上要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器）を給付します。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
利用実人員　（人） 電磁調理器	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	1	1	1			
利用実人員　（人） 火災警報器	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	8	4	2			
利用実人員　（人） 自動消火器	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	1	1			
支　出　額 （千円）	実績値	102	64	36			

注：令和2年度実績値は、見込数

(10) 高齢者安全運転支援装置設置事業

65歳以上運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減のため、安全運転支援装置を新たに購入・整備した費用の一部を補助する。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
利用件数　(件)	計画値			50	50	40	30
	実績値			40			
支 出 額　(千円)	実績値			500			

注：令和2年度実績値は、見込数

(11) 高齢者交通対策支援事業

運転免許を保有していない65歳以上の高齢者に対して、指定タクシー利用券（一人につき一年度あたり5,000円分）を交付。高齢者の移動（外出）支援及び社会参加の促進に繋げる。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
利用実人員　(人)	計画値			1,150	1,150	1,150	1,150
	実績値			600			
支　出　額　(千円)	実績値			2,400			

注：令和2年度実績値は、見込数

2　敬老事業の充実

(1) 長寿者褒賞

市内に10年以上住所があり、満100歳を迎えられた方の長寿を祝い、祝金を贈ります。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
対象者数　(人)	計画値	19	21	24	30	32	34
	実績値	12	14	21			

注：令和2年度実績値は、見込数

(2) 敬老会の開催

高齢者の長寿を祝福するため、9月の「敬老の日」前の日曜日に、74歳以上（3月31日現在）の高齢者を招待し、市内12か所の地区ごとに敬老会を実施しています。ニーズに即した、より適切な開催方法を検討しながら、今後も継続して実施します。

項　　目		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
招待者数 （人）	計画値	7, 704	7, 646	7, 408	7, 300	7, 200	7, 100
	実績値	7, 264	7, 236	7, 049			

注：令和2年度実績値は、見込数

(3) 敬老祝金の支給

3月31日現在、満74歳、79歳及び87歳の方で、9月15日に健在であり、引き続き、満1年以上市内に住所を有する方に、74歳の方は10, 000円、79歳の方は20, 000円、87歳の方は30, 000円の敬老祝金を支給します。

項　　目		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
対象者数 （人）	計画値	1, 257	1, 113	1, 036	1, 100	1, 050	1, 000
	実績値	1, 204	1, 058	988			

注：令和2年度実績値は、見込数

3　地域高齢者等見守り支援

一人暮らし高齢者が増えることによる高齢者の孤立化や孤独死が大きな問題となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、最期まで安心して暮らしていけるために、福祉サービス事業による緊急通報システム等の安否確認サービスに加え、地域包括支援センターや社会福祉協議会、行政区長、民生委員、地域の住民、ボランティア団体等による、ひとり暮らし等の高齢者世帯見守りネットワークを構築し、地域で安心して暮らせる環境をつくります。

高齢者等を地域で見守る活動として、「新聞販売店」や「宅配事業者」の協力を得て、協定を締結し、見守り活動に取り組んでいます。この活動を促進するとともに、多様な参画を得て、見守り等活動を推進していきます。

(1) 高齢者の見守りに関する協定

新聞及び訪問販売等の事業主と協定を取り交わし、業務上、高齢者等の自宅を訪問した際に異変を察知した場合は、当該異変を行政に連絡していただくとともに、緊急を要する状況にあると認められる場合には、直ちに適切な処置を講じていただくこととしています。

【協定締結事業所】

新聞販売店 7事業所 （平成23年12月19日協定締結）	(株)JA新聞センターたむら（旧締結相手先：たむら農業協同組合）、(株)毎日民報田村東部販売センター、(株)三春集報社、酒井新聞店、佐原新聞店、石井新聞店、(有)舞木新聞店
配達、宅配、運送業者等 7事業所 （平成28年2月8日協定締結）	みやぎ生活協同組合（旧締結相手先：生活協同組合コープふくしま）、郡山ヤクルト販売(株)、(株)ヨシケイ福島、(株)セブン-イレブン・ジャパン、ヤマト運輸(株)、ヤマトロジスティクス(株)（旧締結相手先：ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ(株)）、(株)タカラコーポレーション田村（旧締結相手先：(株)タカラコーポレーション明治特約店）
郵便局 （平成31年3月8日包括連携協定締結）	日本郵便株式会社の田村市内12郵便局及び三春郵便局

(2) 高齢者見守りとリコール品回収に関する協定

宅配事業で、ドライバーが直接、消費者と対面するという強みを活かして、市と連携して高齢者へのリコール製品情報の周知を行うとともに、高齢者の見守り支援事業を実施しています。

4 施設福祉サービス

各施設ともに、老朽化に伴う修繕費用が嵩む一方、施設利用が伸び悩んでいる。老人憩の家「針湯荘」は、民間業者の手法を活かし、サービスの向上や利用促進を図るため、令和２年４月から指定管理者の指定により事業を継続しています。

5 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等は、日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められています。本市では、訪問介護、通所介護に加え、住民主体による訪問型サービスＢ及び、通所型サービスＢ、専門職による通所型短期集中予防サービスを実施しています。

今後は、移動支援、訪問型短期集中予防サービスについて、検討いたします。

項　　目		第７期			第８期		
		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
訪問型サービス（延人数／年）	計画値	800	800	800	750	750	750
	実績値	785	735	590			
訪問型サービスＡ（延人数／年）	計画値	－	－	－	－	－	－
	実績値	－	－	－			
訪問型サービスＢ（延人数／年）	計画値		100	156	520	520	520
	実績値		65	300			
訪問型サービスＣ（延人数／年）	計画値	－	－	－	－	－	－
	実績値	－	－	－			
訪問型サービスＤ（実施団体数）	計画値	－	－	－	2	2	2
	実績値	－	－	－			
通所型サービス（延人数／年）	計画値	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600
	実績値	2,444	2,658	2,519			
通所型サービスＡ（延人数／年）	計画値	－	200	0	0	0	0
	実績値	－	0	0			
通所型サービスＢ（実施団体数）	計画値	－	－	2	2	3	4
	実績値		－	1			
通所型サービスＣ（延人数／年）	計画値	－	－	180	204	240	300
	実績値	－	－	80			

注：令和2年度実績値は、見込数

(2) 一般介護予防事業

高齢者の特性を踏まえ、自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病等の重症化予防及び生活機能低下防止を、関係各課と連携し、一体的に実施します。また、高齢者の社会参加を促進するために、市民との協働による、地域で支えあい安心して暮らせる地域づくりを目指し、ボランティア等との協力を得ながら「住民主体の通いの場」（運動サロン等）を重点事業として、一般介護予防事業を展開していきます。

①　介護予防把握事業

保健師等の地域活動及び住民主体の通いの場から収集した情報等の活用により、フレイル状態にあるものや、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする方を把握し、介護予防活動につなげます。

②　介護予防普及啓発事業

介護予防活動に資する運動、栄養、口腔等に係る知識を広く普及啓発するとともに、社会参加による個別の介護予防の効果と地域にもたらす効果について、「住民主体の通いの場」の立ち上げ支援、いきいき田村元気フェスティバル等において、介護予防に必要な知識の啓発を行います。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
運動サロン体験教室　（回）	計画値	20	30	30	40	40	20
	実績値	14	14	4			

注：令和2年度実績値は、見込数

③　地域介護予防活動支援事業

「住民主体の通いの場」の継続支援及び「いきいき健康サポーター」の養成・育成を行い、住民主体の通いの場による介護予防活動の推進を支援します。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
運動サロン箇所数（箇所）	計画値	60	90	120	90	110	120
	実績値	58	70	72			
運動サロン介護予防教室（運動・栄養・口腔等）　（回）	計画値	200	240	360	270	350	390
	実績値	224	252	250			
ボランティア育成のための研修会（回）	計画値	18	18	18	9	9	9
	実績値	12	10	4			

注：令和2年度実績値は、見込数

④　一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況を検証し、一般介護予防事業計画の評価を行います。

⑤　地域リハビリテーション活動支援事業

自立支援に向けた介護予防の取組の機能強化のため、専門的見地からの助言を必要とする方の自宅等へ、リハビリ専門職を派遣し、対象者の有する能力を評価し、生活課題の改善に向けた助言を行います。

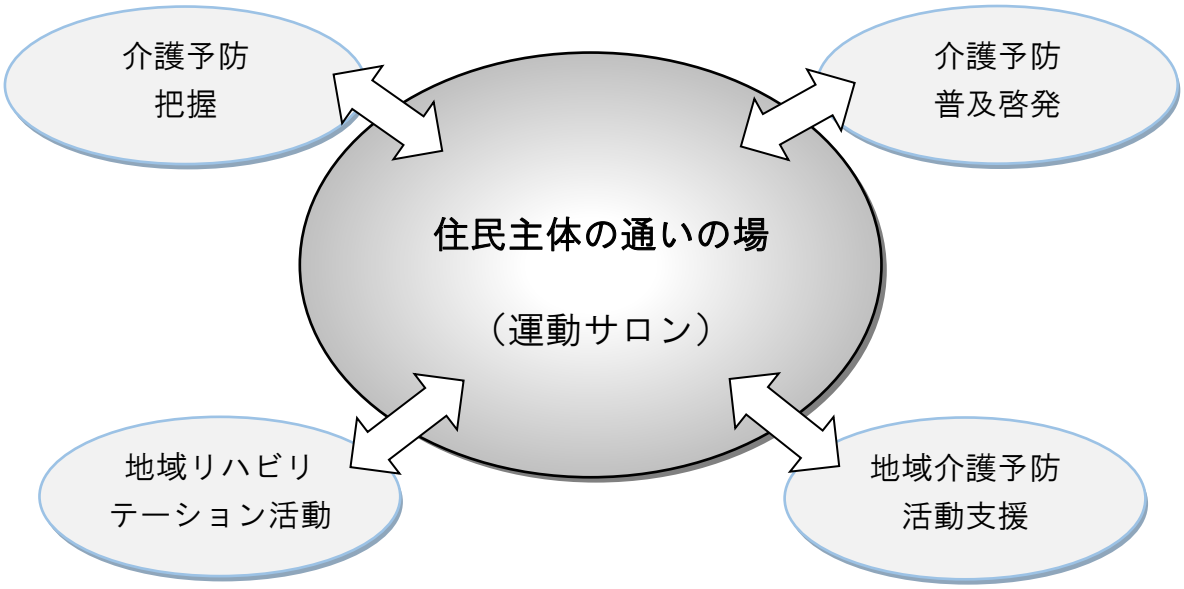

6　包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者及び基本チェックリストより事業対象者と判断できる者に対して、高齢者の自立支援を目的として、心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）など、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

項　　目		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
延対応件数　（件）	計画値	8, 250	8, 300	8, 350	8, 600	8, 600	8, 600
	実績値	8, 140	8, 148	8, 500			
実人数　　（人）	計画値	350	370	390	370	370	370
	実績値	377	377	360			

注：令和2年度実績値は、見込数

(2) 総合的相談支援事業・権利擁護事業

高齢者が、地域において適切な保健・医療・福祉サービス等を利用できるよう「総合的相談支援事業」を継続して実施し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう支援します。また、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う「権利擁護事業」を継続して実施します。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
総合相談支援事業新規実対応件数（件）	計画値				250	250	250
	実績値	248	242	245			
権利擁護事業新規実対応件数（件）	計画値				10	10	10
	実績値	8	10	10			
その他新規実対応件数（件）	計画値				6	6	6
	実績値	12	2	6			

注：令和2年度実績値は、見込数

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターが中心となり関係機関等と連携のもと、地域のケアマネジャーへのケアプラン作成指導や、支援困難事例への指導・助言など、日常的に包括的かつ、継続的な地域全体のケアマネジメント体制の充実を図ります。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
新規実対応件数（件）	計画値				50	50	50
	実績値	44	31	50			

注：令和2年度実績値は、見込数

(4) 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援等サービスの体制整備にあたっては、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動、ＮＰＯなどの主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりの充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一定的に推進していく必要があります。

本市においては、第1層協議体において地域の状況把握、課題整理を行い、生活支援コーディネーターを中心に住民主体の生活支援について協議を重ね、協働の地域づくりについて、普及啓発、担い手養成講座を開催し、高齢者の個人の特性や希望に合った就労的活動ができるよう、体制の構築を行います。また、日常生活圏域を対象とする第2層協議体の設立・活動継続に向けて支援を行います。

項　　目		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
第 2 層協議体 設立数 （件）	計画値	2	4	5	4	5	5
	実績値	2	2	3			

注：令和2年度実績値は、見込数

(5) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を、多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討等によって共有された地域課題を、地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、地域包括ケアを推進する一つの手段であることから、地域ケア会議の充実・機能強化を図るとともに、高齢者個人への支援を充実するほか、地域の課題を明らかにするとともに、必要な社会資源の開発に努めます。

① 地域包括ケア推進会議

保健・医療・介護の関係機関及び団体が連携協力して、地域づくり・資源開発・政策形成等を行い、地域における包括的なケアを推進します。

② 地域包括ケア推進担当者会議

保健・医療・介護の関係機関の活動から把握された地域課題（認知症、援助困難高齢者、高齢者虐待防止、介護サービス等）を共有し、地域でのネットワーク構築、資源開発、政策形成などを行います。

③ 自立支援型地域ケア会議

高齢者の生活の質の向上のために、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントと、それに基づく介護の提供、地域課題の把握などを目的に開催します。

項　　目		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
自立支援型地域ケア会議開催回数（回）	計画値	15	30	30	12	12	12
	実績値	20	23	23			

7　任意事業

(1) 成年後見制度利用支援事業

高齢により、判断能力が低下した方の人権や財産を守るための、成年後見制度の周知徹底に努め、制度の利用促進を図ります。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
利用実人員　(人)	計画値	2	3	4	5	5	5
	実績値	9	2	1			

注：令和2年度実績値は、見込数

(2) 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、在宅での調理が困難な方に対し、配食サービスを実施することにより在宅生活の負担軽減や栄養改善を図るとともに、安全確認等の役割も果たしていきます。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
対象人員　(人)	計画値	20	20	20	40	40	40
	実績値	24	37	40			
実施回数　(回)	計画値	1,826	2,189	2,246	3,800	4,000	4,200
	実績値	2,215	3,416	3,698			

注：令和2年度実績値は、見込数

(3) 生活支援ショートステイ事業

在宅の虚弱高齢者等で日常生活上の支援等により在宅生活が継続できる高齢者（要援助高齢者）の同居家族等に代わって当該要援助高齢者を一時的に養護する必要がある場合等に養護老人ホーム等に入所させ、要援助高齢者及びその家族の福祉向上を図ります。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
対象人員　(人)	計画値	1	2	3	2	2	2
	実績値	0	0	0			
実施回数　(回)	計画値	7	14	21	7	7	7
	実績値	0	0	0			

注：令和2年度実績値は、見込数

(4) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス事業所を訪問し、介護サービスを利用する方や家族の話を聞き、利用者の疑問、不満または不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所等における介護サービスの質的向上を図ります。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
相談員人数　(人)	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4			
派遣回数　　(回)	計画値	95	95	95	100	100	100
	実績値	96	100	0			

注：令和2年度実績値は、見込数

第２節　安心して暮らすことができる基盤の整備

１　地域包括ケア体制の推進

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自立し、尊厳ある暮らしを可能な限り継続できるよう、地域ケア会議、協議体活動等から地域課題を把握し、住民が主体的に活動できるような介護予防の取り組み、高齢者等地域住民の力を活用できるよう生活支援体制整備事業の充実を図ります。

また、認知症高齢者も増加すると見込まれていることから、医療と介護の連携を進めるとともに、地域の方とともに支援できる仕組みを構築します。

(2) 地域ネットワークの構築

生活支援コーディネーター、協議体、地域包括支援センターとの連携により、行政区長、民生委員、地域の住民、保健・医療・福祉関係者、介護保険事業者、地域のＮＰＯやボランティア団体等による地域ネットワークを構築することにより、地域の課題解決や問題点の洗い出し等に努めます。

また、関係者による連絡会議等を開催し、情報の共有化を図ることで、包括的な地域ネットワーク化を推進します。

(3) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者等の介護予防や、日々の暮らしをさまざまな側面から支援する拠点施設です。これまでも、総合相談事業や権利擁護事業、認知症総合支援事業などに取り組んできましたが、今後さらに、高齢者の増加が見込まれるため、自立支援・重度化防止に向けた取組が重要になります。

今後、地域包括支援センターの業務が適切に実施されるよう、事業実施状況や体制に関する、全国統一の評価指標に基づき、自己評価、市の評価、地域包括支援センター運営協議会による評価を取り入れ、ＰＤＣＡサイクルにより、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を強化し、市民の暮らしを支援します。

(4) 高齢者の住まいへの支援

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の確保

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているなか、自立生活に不安のある高齢者の居住場所が求められています。全国的に、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携して、これらの設置状況等の必要な情報を把握することが必要です。

また、見届けの有料老人ホームを確認した場合は県に情報提供を行うとともに、介護サービス相談員を積極的に活用するなど、質の確保を図ることが重要です。

(5) 自立支援・重度化防止に向けた取組

高齢者が介護状態等になることの予防、軽減のためには、機能回復訓練だけでなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチが必要です。効果的なアプローチを実践するために、住民主体の通いの場、短期集中予防サービスや地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進します。

加えて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービスにつなげることによって、疾病予防・重度化予防の促進を目指します。

2 認知症対策の充実

今後、急速な高齢化とともに、認知症高齢者も増加すると見込まれています。厚生労働省においては、平成27年度に、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりにむけて～」（新オレンジプラン）を策定し、取組を進めています。平成30年には、「認知症施策大綱」をとりまとめ、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策を推進しています。

本市においては、これまで、認知症サポーターの養成の普及啓発活動、おかえり支援事業、おかえりネット模擬訓練、認知症初期集中支援チームの設置など、容態に応じた医療・介護の提供などに取り組んできました。第8期計画においては、地域で暮らす認知症の方や家族の困りごとに支援できる仕組み（認知症サポーターステップアップ講座の開催、チームオレンジ活動）を構築し、さらなる充実を図ります。

(1) 普及啓発、本人発信支援

① 認知症サポーター養成講座の実施

認知症について、正しい知識と対応等を広く知っていただくための出前講座です。一人でも多くの方が応援者となり、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
養成講座（回）	(計画値)				10	10	10
	(実績値)	18	11	7			
受講者数（人）	(計画値)				100	100	100
	(実績値)	840	152	41			
認知症サポーター（人）	(計画値)				4,741	4,841	4,941
	(実績値)	4,447	4,600	4,641			

注：令和2年度実績値は、見込数

② 認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講した方を対象とした講座で、本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かして地域で支援ができるよう、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を盛り込み、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。

③ 認知症安心ガイドの活用促進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、状態に応じた適切なサービス提供の流れが、認知症の方やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように活用の推進を図ります。

(2) 予　防

① 住民主体の通いの場（運動サロン等）の支援・拡充

運動、口腔機能の向上、趣味活動など、日常生活における取組が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営による運動サロンの立ち上げ、継続の支援を行います。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 認知症地域推進員の配置及び活動推進

地域包括支援センターに認知症地域推進員を配置し、認知症安心ガイドの更新・活用促進、認知症カフェを通した認知症の方やその家族への相談支援の充実を図るとともに、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を強化します。

項　　目		第7期			第8期		
		平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
認知症地域支援推進員数（人）	計画値	2	2	3	4	4	4
	実績値	3	4	4			

② 認知症初期集中支援チームの活動充実

医療・介護の専門職が、家族の相談等により、認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、必要な医療や介護保険サービスの導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うチームを地域包括支援センターに設置しました。

今後、活動を知ってもらうための周知を図るとともに、チーム活動の充実に努めます。

項　　目		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
認知症初期集中支援チームの相談・支援件数 （件）	計画値	2	3	4	40	40	40
	実績値	5	32	32			

注：令和2年度実績値は、見込数

③　認知症カフェ開催の推進

認知症の方やその家族が、地域の方や専門職と相互に情報を共有し、お互いに理解しあう、認知症カフェの開催を支援しています。

第8期計画においては、身近な地域で認知症カフェが開催されるよう、関係機関と連携を図り支援をしていきます。

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援

①　高齢者おかえり支援事業の実施

認知症の高齢者の方が外出した際に、自分がどこにいるのかわからなくなったり、自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるよう高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者本人の安全と家族への支援を図ります。また、地域の方々へ田村市情報メール配信サービスに登録していただき、多くの方々のご協力により早期発見、安全確保につながるよう働きかけます。

項　　目		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
高齢者お帰り支援事業・登録者数（人）	計画値	26	28	30	40	40	40
	実績値	31	33	40			

注：令和2年度実績値は、見込数

②　おかえりネット模擬訓練

「高齢者おかえり支援事業」の適切な運用方法の確認と、地域において、認知症の方及びその家族を支え、見守るといった意識を高め、認知症への理解を普及させていくことを目的に、おかえりネット模擬訓練を実施します。

③　認知症高齢者個人賠償保険事業

高齢者おかえり支援事業に登録されている方で、在宅生活をしている方が、日常生活で法律上の損害賠償責任を負った場合や、交通事故等による死亡、後遺障害等の保障について、市が契約者となり、保険加入し、認知症高齢者及びその家族が、地域で安心して生活できる環境を整備するための事業を実施します。

④　緊急情報カードの推奨

「緊急情報カード」は、高齢者等の安心・安全を確保するため、緊急連絡先やかかりつけ医及び持病などの医療情報を事前にカードに記載し、冷蔵庫に貼って保管しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。本事業の周知に努め、「緊急情報カード」の利用を推進します。

⑤　若年性認知症の方への支援

若年性認知症の方が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援を受けられるよう、認知症疾患医療センター及び医療機関、地域包括支援センター、若年性認知症支援コーディネーターと連携を図り、支援体制の構築を図ります。

3　社会参加活動の支援

(1) 就業環境の構築

健康寿命を延ばす最も大切なことは、生きがいを持ち、社会参加を通して地域の方々との交流を深め、充実した日々を送ることであり、高齢者の多様な就業機会の確保と経済的自立への支援として、シルバー人材センターは、地域社会の日常生活に密着した仕事に取り組んでいます。

今後も、シルバー人材センターを中心とした就業環境を構築し、仕事を通じて積極的に社会参加できるよう、シルバー人材センターの活動を支援し、各種事業活動等の支援を行います。

また、少子高齢化がますます進むことにより、元気な高齢者が、介護の必要な高齢者等を支援することも重要になってくるため、関係機関と協議の上、体制整備等について検討します。

(2) 健康づくり・介護予防支援

健康づくり・介護予防教室は、老人クラブ連合会による事業であり、健康づくり及び社会参加を促進することにより、健康で質の高い生活を送れるよう、次のような事業を実施しています。

○　主な活動

- 高齢者料理教室
- 介護予防教室
- グラウンドゴルフ大会

(3) 生涯学習の推進

高齢者が安心していきいきと過ごすためには、日常生活のなかで趣味などに関心を持ち、日々の生活に張りがあり、生きがいを感じることが重要です。意欲的に趣味や学習に取り組めるよう、生涯学習や生涯スポーツ活動を推進します。主な事業には、次のようなものがあります。

○　主な活動

- 健康教室
- 料理教室
- 介護予防教室

4　福祉意識の高揚

(1) ボランティア活動の参加促進

高齢者自身も、今後の地域活動の主要な担い手として期待されています。また、高齢者が自らの活力を活用しながら、同世代の方々とともに質の高い豊かな生活を実現していくための一つの方法として、ボランティア活動、地域活動等が考えられます。

そこで、地域の特性を活かし、高齢者の社会参加を積極的に展開できるように、今後も老人クラブの活動をはじめとして、各種活動に対する支援を充実していきます。

(2) 三世代交流会の開催

高齢者と児童・青少年等による多世代での日常的な交流が促進されるよう、関係機関等との連携・調整のうえ、行事・地域活動機会の設定や施設の利用促進等を図り、参加者・利用者が自然発生的に交流していけるような環境づくりに努めます。

5　高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

(1) 高齢者の虐待防止

高齢者に対する虐待については、平成18年に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律の特徴は、被虐待者を守るという目的だけでなく、その養護者も視野に入れて支援していくというところにあります。平成30年度の高齢者虐待の対応状況等に関する調査によると、養護者（介護者）による虐待は、全国で17,249件であり、前年度比1.0%増加しています。しかし、これは発見された虐待の件数であり、在宅での介護が増えるなか、覚知されていない虐待も多く存在していると考えられます。

虐待は、早期発見・早期対応だけでなく、未然に防止することも重要です。高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らし続けるためには、虐待が特定の個人やその家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組む必要があり、専門職等の関係機関のみならず、地域住民の役割も重要となります。

国が実施した、「平成30年度の高齢者虐待の対応状況等に関する調査」では、養護者（家族介護者）による高齢者虐待の主な発生要因として、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」が最も多く、次いで「虐待者の障害・疾病」が挙げられます。

本市においては、地域包括支援センターを中心に、高齢者を虐待から守るため、医師会、警察、民生委員、関係機関による連携を強化し、虐待の早期発見・予防に努めています。

(2) 権利擁護の推進

高齢者が地域で安心して生活するためには、認知症などにより判断能力の低下した高齢者が、本人の意思によらない契約や詐欺犯罪等の被害に遭わないような権利擁護の仕組みが重要となります。

成年後見制度は、民法に基づく制度として平成12年4月1日に施行されました。平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに専門職等も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築が求められ、本市では、令和2年4月1日、「田村市虐待等防止・権利擁護連絡会」を立ち上げ、見守りや関係機関などとの地域連携ネットワークを強化しました。中核機関として、行政は、連絡会の運営など、社会福祉協議会「地域包括支援センター」は、広報活動・相談機能などを担います。

また、成年後見制度に関係する機関等との連携及び調整について、専門職のみならず、医療機関、金融機関との協力体制の構築を目指します。地域連携ネットワークおよび中核機関の具体的機能は以下のとおりです。

① 広報機能
② 相談機能
③ 成年後見制度利用促進機能
④ 後見人支援機能

支援の必要な方が、地域で安心して暮らしていけるように、制度の理解を深めるとともに利用の促進に努め、市民の権利を擁護する支援体制を推進します。

6 医療機関、地域組織との連携

(1) 在宅医療・介護連携

日常生活圏域ニーズ調査の追加項目として実施したアンケートによると、介護が必要になった時に、自宅で生活したいと希望する方は45.5%、また、人生の最期においても57.6%の方が、自宅で過ごしたいと回答しています。医療と介護の両方を必要としても、自宅の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるようにするためには、地域の医療・介護の関係機関が連携し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することが必要です。

自宅等の住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けられるために、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の提供を行う体制の構築を目指します。

① 在宅医療と介護の連携推進

田村医師会との連携により、次の事業を推進します。

項　　目	内　　容
地域の医療・介護の資源の把握	田村地域内の医療機関等へ在宅医療・在宅介護に関する取組内容、実施状況等について照会を行い、ホームページ等で公開する。
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討（医療・介護関係者の研修）	在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策の検討を行う会議を開催し、他職種が連携するための研修を行う。
在宅医療・介護関係者に関する相談支援	地域の医療・介護関係機関からの相談を受け付け、必要に応じ、退院の際の、地域の医療関係者と介護関係者の連携調整や、患者・利用者またはその家族の予防を踏まえた、地域の医療機関等と介護事業者相互の紹介（マッチング）を行う。
地域住民への普及啓発	地域住民の在宅医療・介護連携の理解を得るため、在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等を行う。
医療・介護関係者の情報共有・活用支援	地域の医療・介護関係者に向けて、情報共有ツールの活用状況把握、活用支援、普及促進を図る。

② 在宅医療を推進する環境づくり

医療・介護関係者へのアンケートを実施し、認知症や看取りに関する課題に対応するため、医療介護関係者への研修、地域住民への普及啓発を行います。

- 医療・介護関係者の研修（認知症や看取り等に関する研修）
- 地域住民への普及啓発（人生会議、在宅等での看取り）
- 切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進（退院調整ルールの推進）

(2) かかりつけ医療機関との連携強化

高齢者が医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療と介護が連携した、切れ目のないサービスを受けられる体制づくりが求められています。かかりつけ医を中心に、医療と介護に携わる関係者が相互理解を深め、高齢者の状態に合わせて支援できるよう、連携を強化していきます。

(3) 地域組織・ボランティアの育成

協働の地域づくりについての意識啓発講座及び住民ボランティアの養成・育成講座を開催します。また、地域に根ざしたサービス・援助の提供主体として期待される、行政区長、民生委員、いきいき健康サポーター、協議体、ボランティア団体等の活動が活性化していくよう、人材育成、情報・活動拠点の提供、相互交流機会の設定などを通じ、その主体的な活動の支援に努めます。

7　防犯・防災対策の推進

(1) 地域防災体制の充実

平成23年東日本大震災や令和元年東日本台風災害のように、地震や水害など、災害はいつ起きてもおかしくないものであり、日頃から、万一の際の避難について備えることは極めて重要です。

「災害時避難行動要支援者避難支援制度」は、災害時に自力で避難することが困難な要介護者や障害のある方などの名簿を市が作成し、行政区や民生児童委員、消防などの地域の関係者や支援機関に提供するものです。

支援が必要な方がいることを地域の関係者に知ってもらうことで、避難時に孤立することを防ぎ、地域で必要な支援を受けられるように、普段から声かけや見守り活動などの体制をつくっていくことを目指します。

(2) 消費生活の保護

詐欺や悪質商法等による、高齢者を中心とする被害報道は、依然として絶えることがありません。安心して快適な暮らしが送れるよう、犯罪防止・防犯に対する意識を高める取組を行っていく必要があります。

詐欺などのトラブルを未然に防止するための指導や情報提供など、関係機関との連携のもと、消費者の意識啓発に取り組むとともに、市が設置した消費生活センターを中心に、消費生活に関する情報収集と相談体制の充実を図ります。

第３節　介護保険サービスの充実

１　居宅サービス・介護予防サービス

◇　訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつなどの身体介護や、食事の準備や調理、掃除、洗濯などの生活援助を行うものです。

訪問介護は居宅サービスの中心的なものの一つで、比較的軽度・中度層の利用者が多くなっています。介護予防訪問介護は平成29年度から「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に移行したことから第7期からの実績がありません。第7期計画期間中の実績は第6期中と比較して減少しましたが、アンケート結果からも在宅生活を継続するために欠かすことのできないサービスとなっており、今後も一定の利用があるものと見込み、第8期の令和5年度には、235人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	296	305	314	265	275	305	232	233	235	232
	実績値	249	257	249	219	206	221				
予防給付	介護予防計画値	58	62	50							
	介護予防実績値	62	35	0							

注：令和2年度は一部実績をもとにした見込値であり、今後変更があります。（以下同じ）

資料：厚労省「見える化」システムより（以下同じ。）

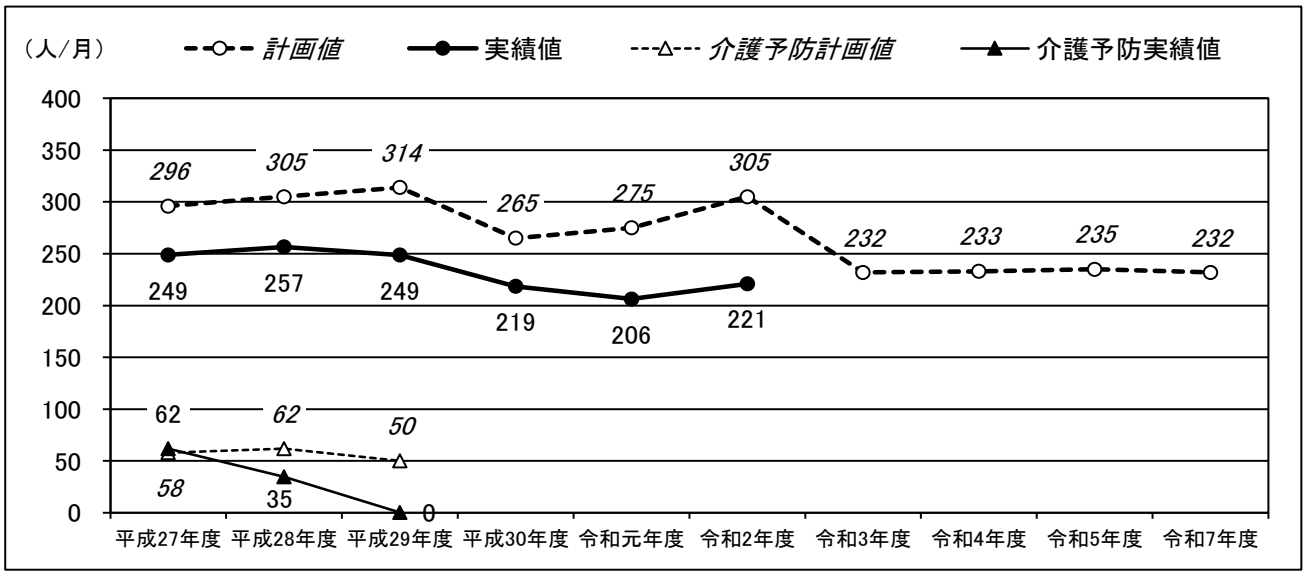

◇　訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るために、入浴車などで居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うものです。

訪問入浴介護は重度層が多く利用します。第7期（平成30年度～令和2年度）は減少傾向となっていましたが、第8期は概ね横ばいに推移するものと見込み、令和5年度には、介護予防分を含めて年間合計58人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	67	73	80	57	58	63	56	56	58	56
	実績値	60	57	56	51	48	49				
予防給付	介護予防計画値	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0
	介護予防実績値	1	0	0	1	0	0				

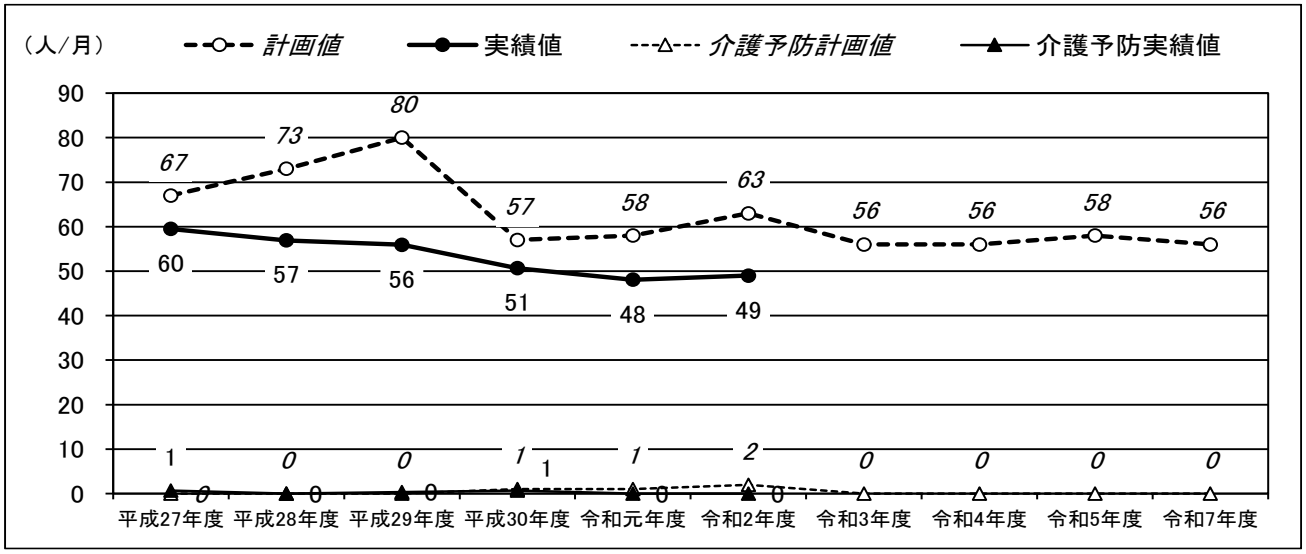

◇　訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションや医療機関から看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行うものです。

訪問看護はこれまで一貫して増加傾向にあり、今後も増加するものとみられます。地域密着型サービス事業として整備する定期巡回・随時対応型訪問介護看護との整合性を図り、ほぼ横ばいで推移するものと見込み、第8期の令和5年度には、介護予防分を含めて年間合計238人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	155	164	177	171	187	218	212	213	215	213
	実績値	150	158	171	167	194	216				
予防給付	介護予防計画値	20	24	28	28	29	34	23	23	23	23
	介護予防実績値	20	20	20	23	22	22				

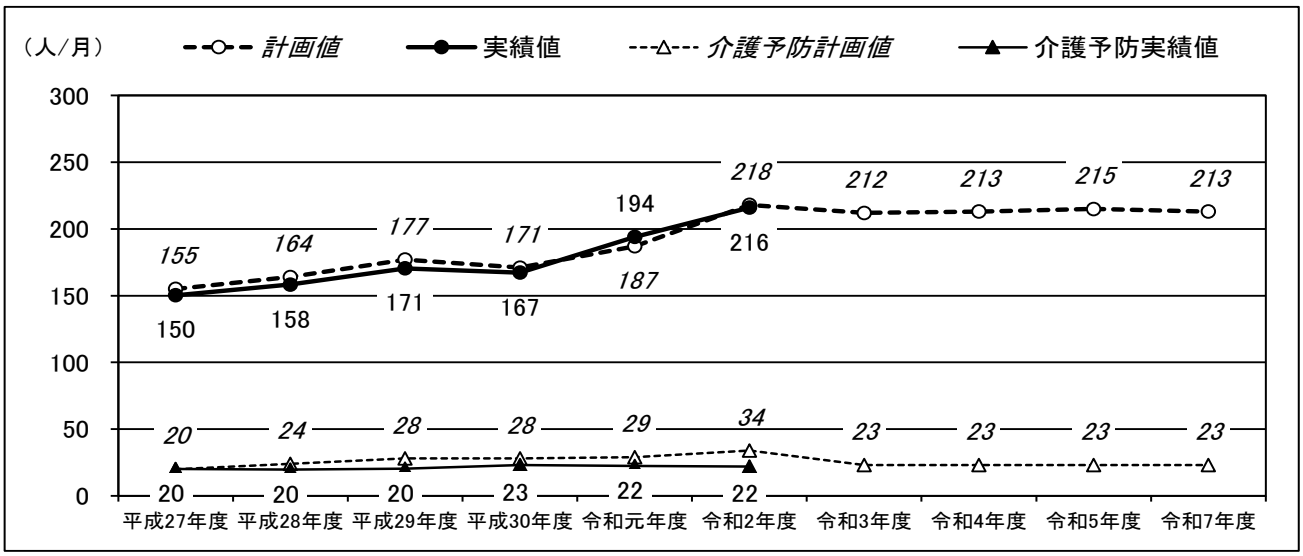

◇　訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士（ＰＴ）や作業療法士（ＯＴ）などが居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。

本市では介護老人保健施設や医療機関において日帰りで提供される通所リハビリテーションの利用が主で、第6期・第7期中は概ね横ばいで推移してきました。第8期においては利用者数が増加するものと見込み、令和5年度には、介護予防分も含めて年間合計21人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	2	2	3	3	3	5	13	14	16	17
	実績値	2	3	3	3	3	1				
予防給付	介護予防計画値	0	0	0	0	1	1	6	6	5	5
	介護予防実績値	0	0	0	0	0	0				

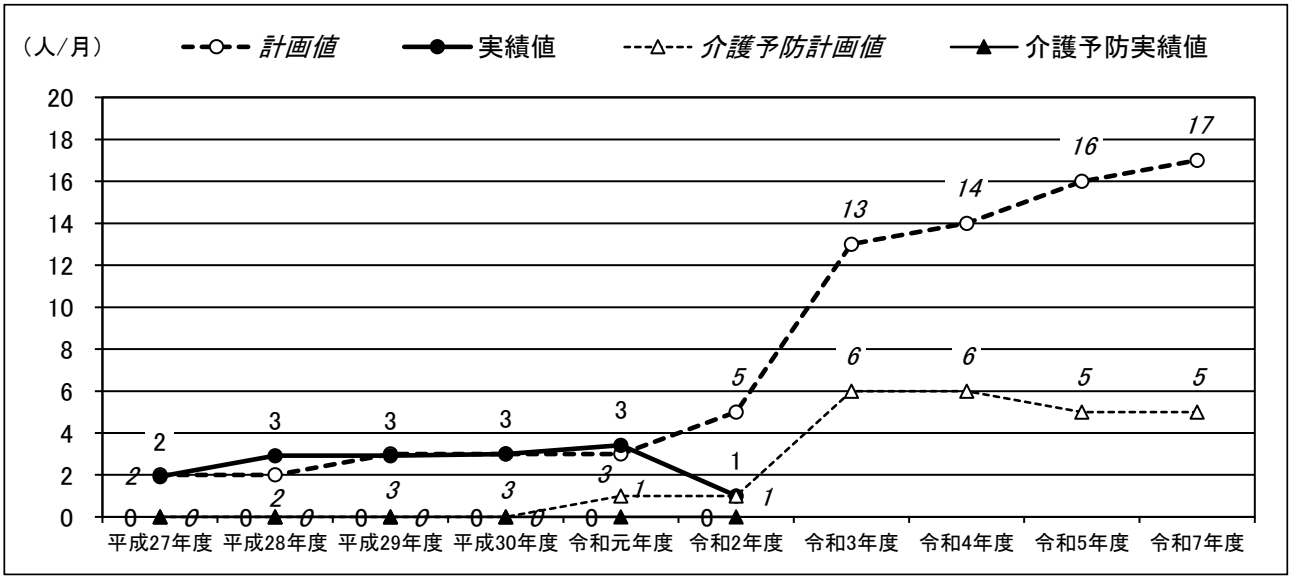

◇　居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、できるだけ居宅で能力に応じ自立した生活を営めるように、医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、心身の状況と環境などを把握し、療養上の管理や指導を行うものです。

居宅療養管理指導は、比較的重度層を中心に利用されています。今回のアンケート結果から、1割程度の介護者が在宅で医療面での対応を行っており、住み慣れた自宅での生活の継続には欠かせないサービスとなっています。第7期での利用者は増加傾向にありましたが、第8期ではほぼ横ばいで推移するものと見込み、令和5年度には介護予防分を含めて年間合計90人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	65	71	89	74	83	99	86	87	88	86
	実績値	58	65	63	63	77	79				
予防給付	介護予防計画値	7	10	12	9	11	15	2	2	2	2
	介護予防実績値	2	3	3	3	2	6				

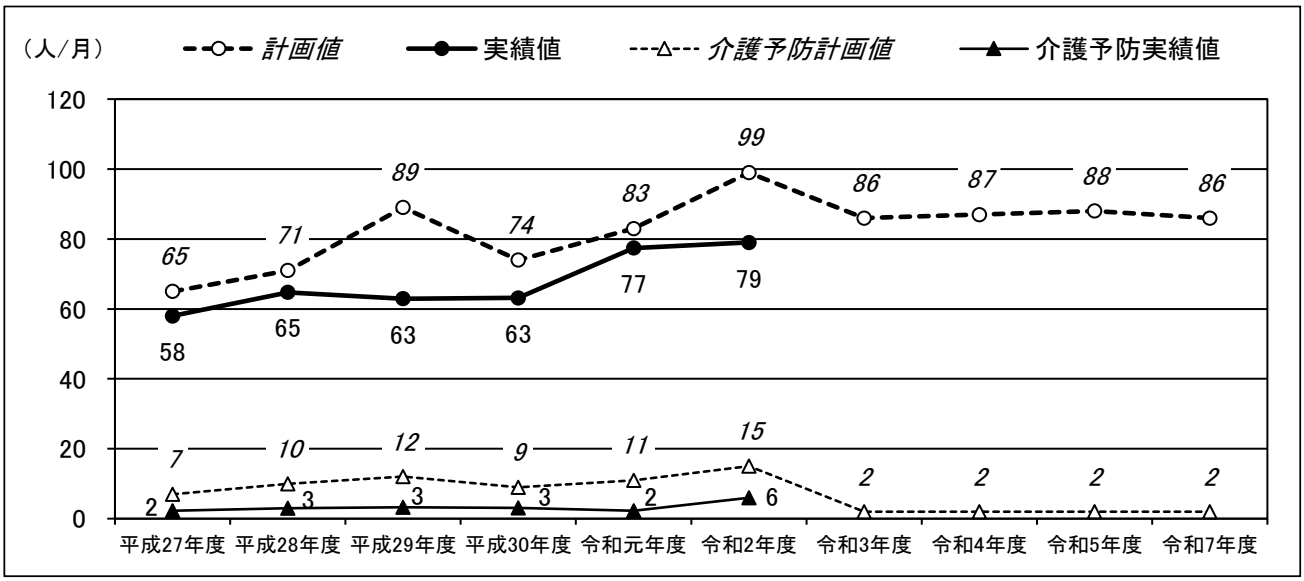

◇　通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供など日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行うものです。利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

居宅サービスのなかで最も利用されている通所介護（デイサービス）は、比較的軽度・中度層の利用者が多くなっています。介護予防通所介護は平成29年度から「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に移行したことから第7期からの実績はありません。

高齢者等の増加により、今後も需要は続くと判断し、第8期の令和5年度には、年間合計737人の利用者を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	581	592	607	641	696	760	731	734	737	735
	実績値	614	631	651	643	669	710				
予防給付	介護予防計画値	142	143	130							
	介護予防実績値	156	103	1							

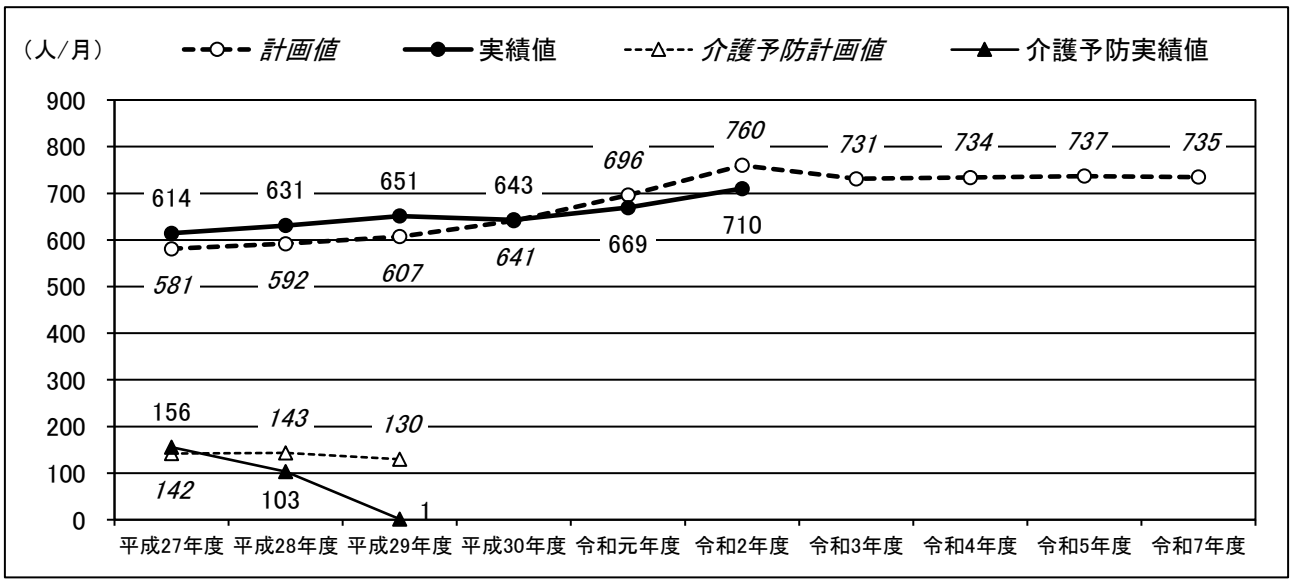

◇　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や医療機関において、入浴・食事の提供など日常生活の支援や、機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを日帰りで行うものです。

通所リハビリテーションは、通所介護同様、比較的軽度・中度層に利用されており、第7期は減少傾向にありましたが、小規模介護老人保健施設の開設等により、第8期の令和5年度には、介護予防分を含めて年間合計285人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	268	272	270	261	288	321	202	205	206	203
	実績値	251	238	219	205	191	174				
予防給付	介護予防計画値	113	125	136	81	88	109	79	79	79	78
	介護予防実績値	69	61	74	80	83	74				

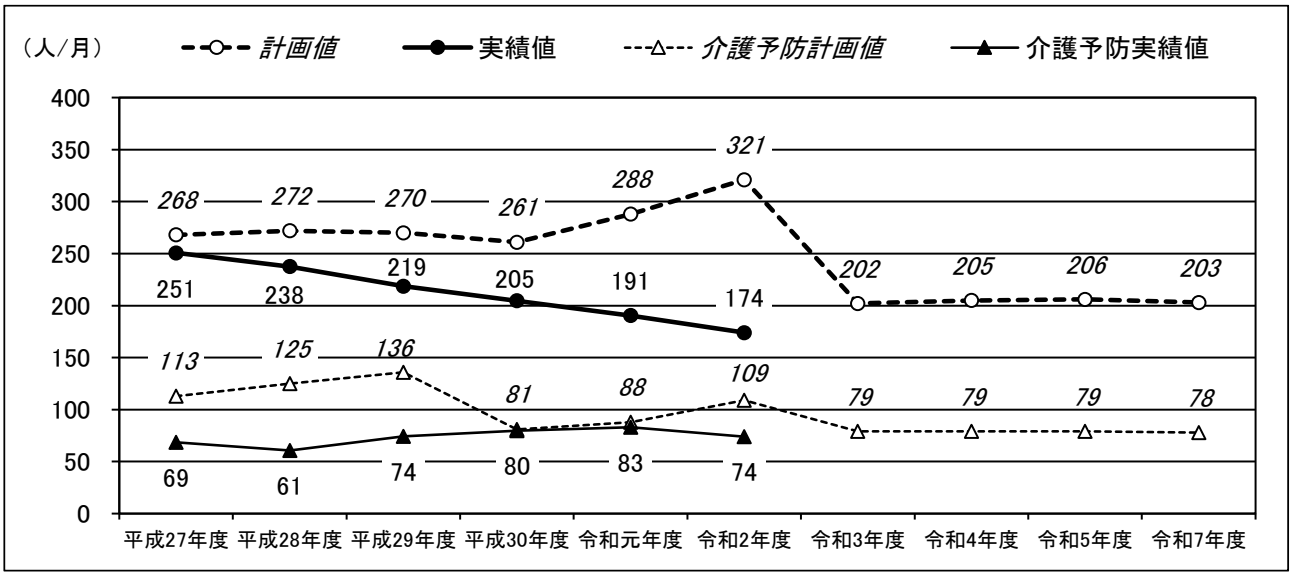

◇　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設などに短期入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の支援や機能訓練を行うものです。

短期入所生活介護は、重度層での利用が多いですが第7期では介護老人福祉施設への転換があったこともあり、第6期と比較して減少傾向にありました。第8期では利用者の増加を見込み、令和5年度には、介護予防分を含めて年間合計222人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	217	241	250	234	244	268	228	231	216	219
	実績値	201	225	232	204	207	207				
予防給付	介護予防計画値	3	4	5	9	10	13	6	6	6	5
	介護予防実績値	2	4	5	4	4	12				

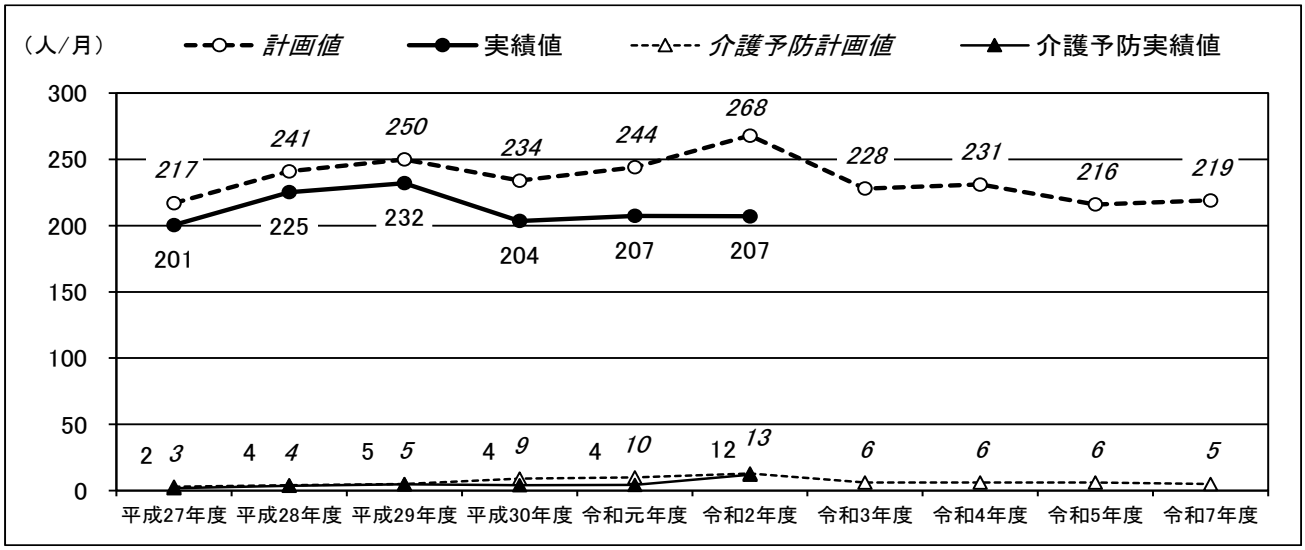

◇　短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護は、介護老人保健施設に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行うものです。

短期入所療養介護（老健）は、減少傾向にありますが、第8期は横ばいで推移するものとし、令和5年度には、介護予防分を含めて年間合計37人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	53	56	61	52	57	67	35	35	36	35
	実績値	56	47	37	34	31	28				
予防給付	介護予防計画値	6	8	10	1	2	2	1	1	1	1
	介護予防実績値	1	1	2	1	1	0				

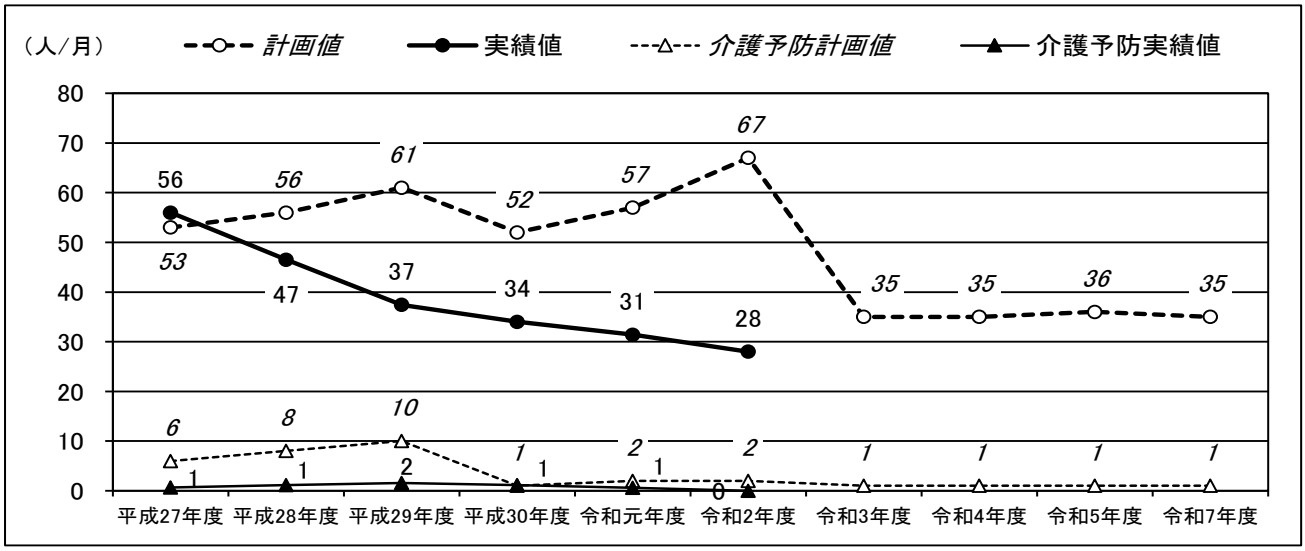

◇　短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

短期入所療養介護は、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行うものです。

短期入所療養介護（病院等）は、平成28年度以降、利用実績がなく減少傾向にありますが、第8期の令和5年度には、年間合計１人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	0	0	0	1	2	2	1	1	1	1
	実績値	1	0	0	0	0	0				
予防給付	介護予防計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防実績値	0	0	0	0	0	0				

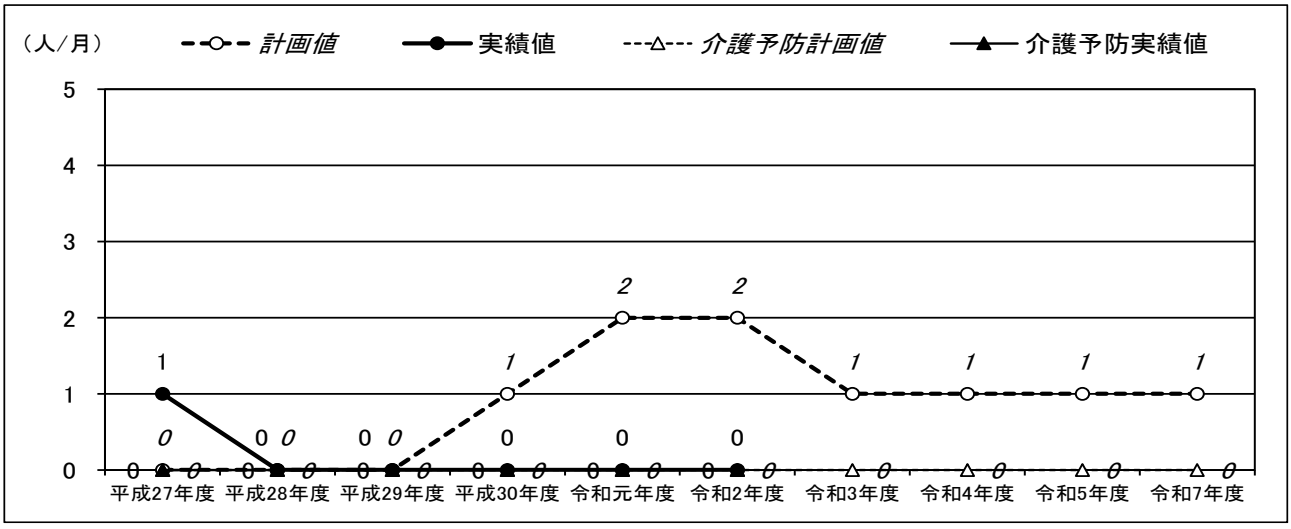

◇　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、日常生活の自立を助長するために、福祉用具（車いす、特殊寝台など）の貸与を行うものです。

居宅サービスの中心的サービスの一つである福祉用具貸与は、中・重度の方に比較的多く利用されており、利用者は600人を超えています。第8期の令和5年度には、介護予防を含めて年間合計755人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	532	552	593	544	575	670	648	648	650	647
	実績値	526	542	573	561	594	635				
予防給付	介護予防計画値	53	57	62	83	96	119	104	104	105	103
	介護予防実績値	51	69	80	95	98	103				

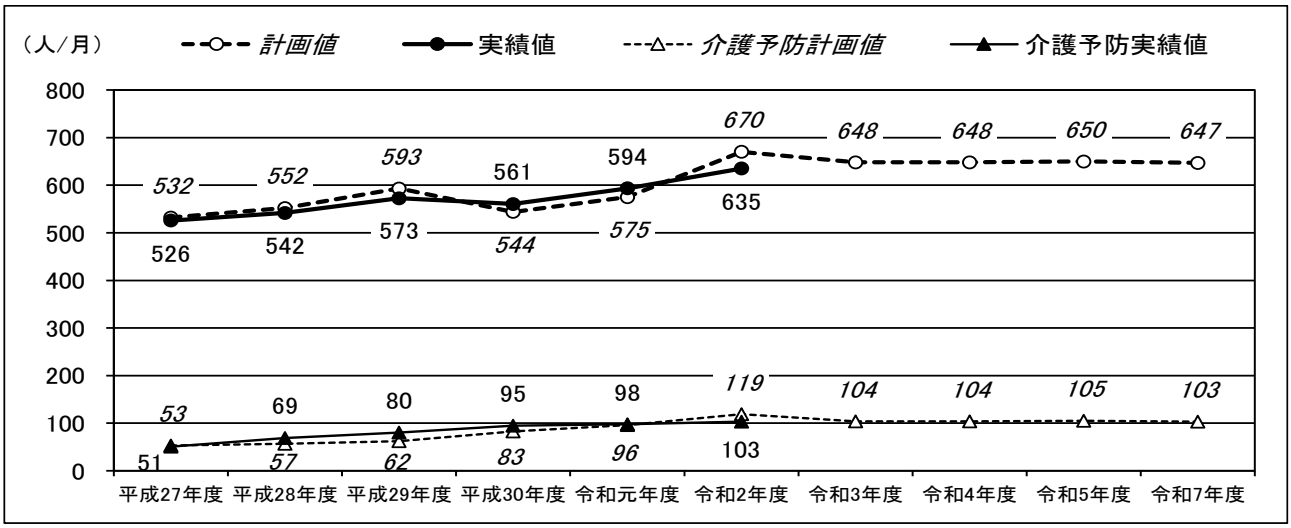

◇　特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

特定福祉用購入費は、入浴または排せつに使用する特定福祉用具（貸与になじまない性質のもの、腰掛便座など）の購入費を支給するものです。

特定福祉用具購入費は、年度ごとの利用限度額が設定されており、今後も横ばいで推移するものと見込まれます。第8期の令和5年度には、介護予防分を含めて年間18人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	10	10	11	13	16	20	15	15	15	15
	実績値	10	12	12	11	11	16				
予防給付	介護予防計画値	3	3	3	4	5	7	3	3	3	3
	介護予防実績値	3	3	3	3	3	2				

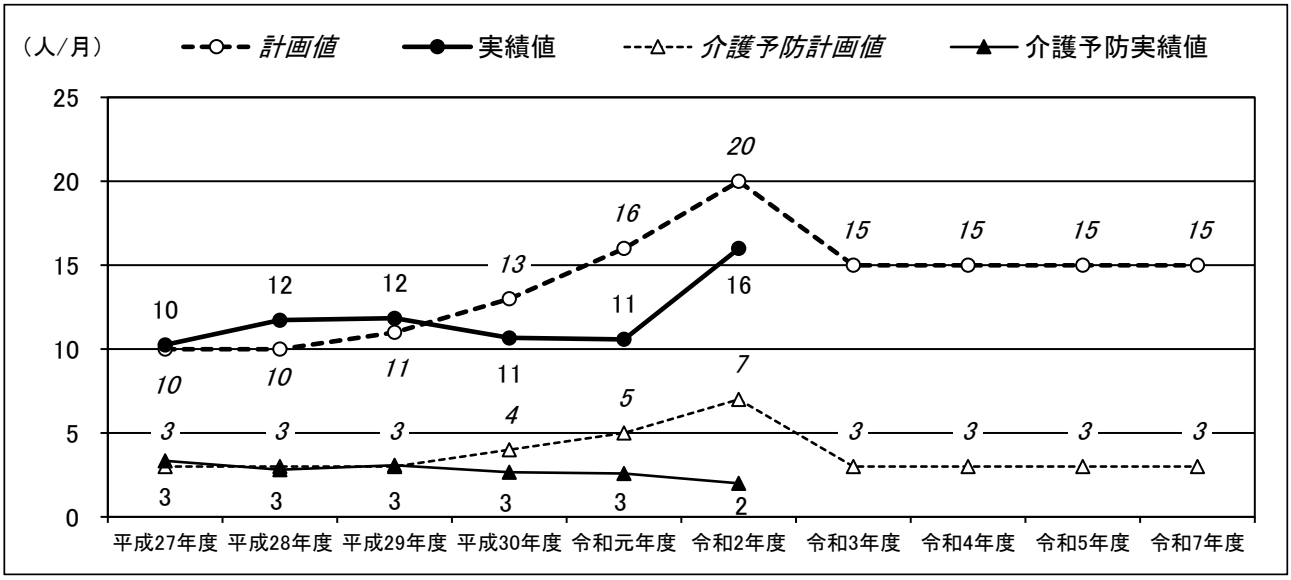

◇　住宅改修・介護予防住宅改修

住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅改修（手すりの取り付け、段差の解消など）について費用の支給を行うものです。

住宅改修は、年度ごとの利用限度額が設定されているサービスで、今後も横ばいで推移するものと見込まれます。第8期の令和5年度には、介護予防分を含めて年間合計10人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	7	7	7	10	12	16	8	8	8	8
	実績値	8	6	7	6	7	7				
予防給付	介護予防計画値	5	6	7	4	4	6	2	2	2	2
	介護予防実績値	3	4	4	3	3	2				

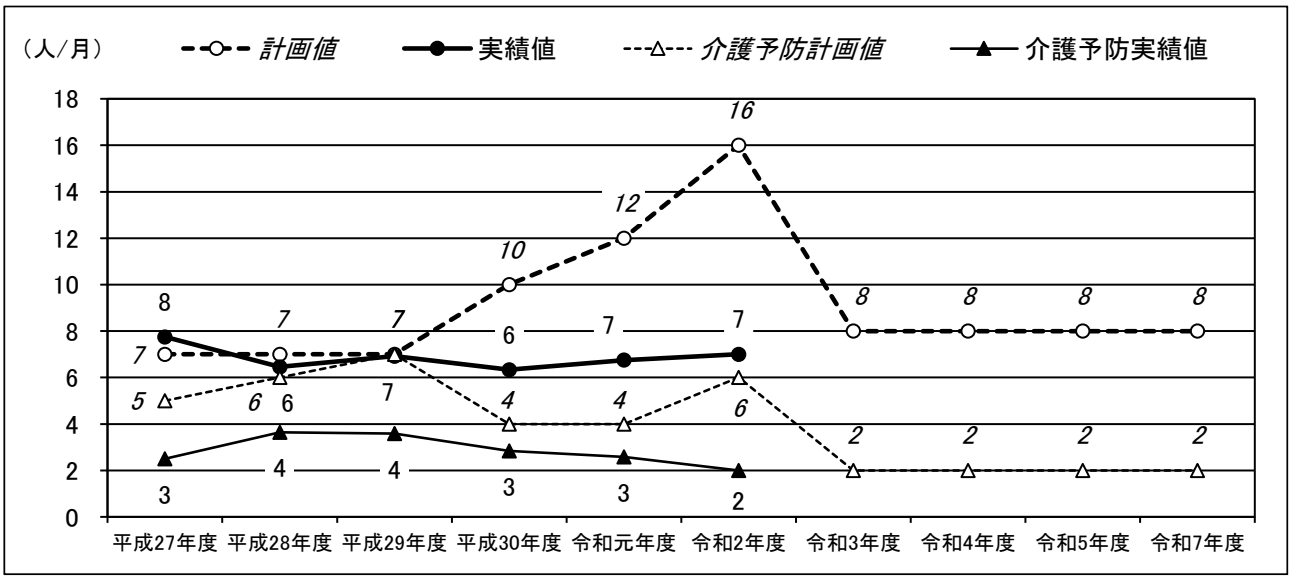

◇　特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入居している要介護者などについて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の世話を行うものです。

特定施設入居者生活介護は、ほぼ横ばいで推移すると見込み、第8期の令和5年度には、介護予防を含めて年間合計15人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護給付	計画値	35	50	55	7	9	9	15	15	15	15
	実績値	7	7	8	11	11	13				
予防給付	介護予防計画値	15	20	23	2	1	1	0	0	0	0
	介護予防実績値	1	1	1	0	0	0				

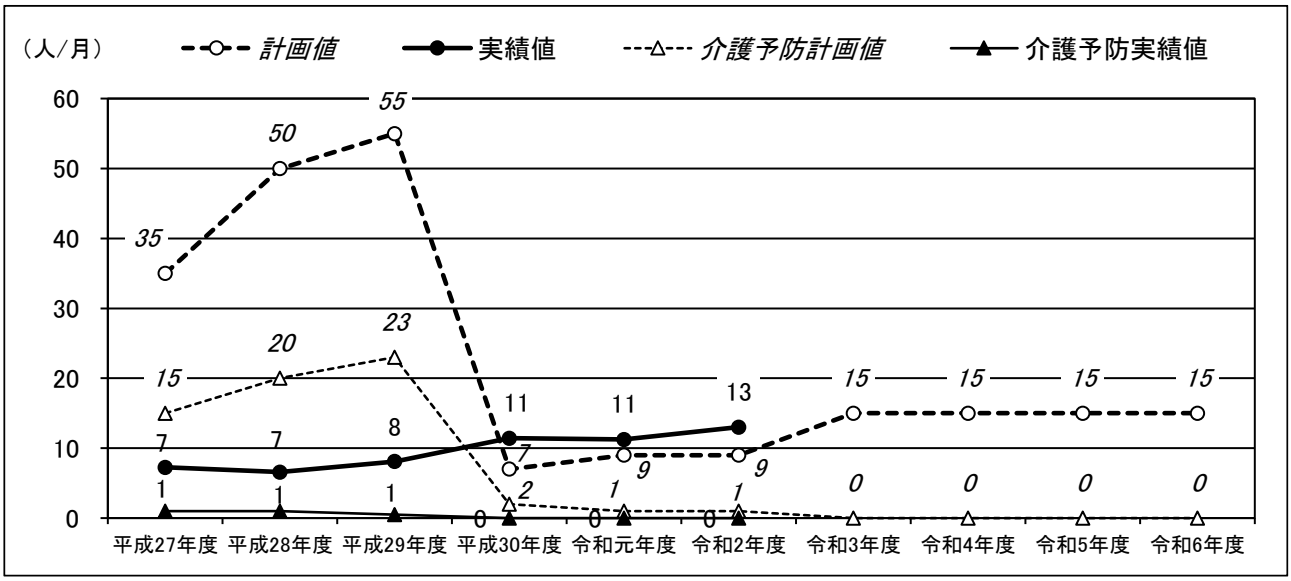

2　地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

◇　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅において日常生活を営むことができるよう、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、居宅への定期的な巡回や随時通報により訪問をし、入浴・排せつなどの援助を行うものです。

要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している方に実施した在宅介護実態調査により、認定を受けていても介護保険サービスを「未利用」の方は要介護3以上では67.9%と約7割、要支援を含めた全体でも54.7%を占めることがわかりました。さらに、介護度が重くなると「訪問系」サービスの利用が増えると考えられますが、本市においては通所系、短期系の利用が多く、訪問系を含む組み合わせ利用も少ない状況です。介護保険サービスの未利用者が約半数を占める現在の状況は、介護給付費の抑制に繋がっていると言えますが、介護者の介護負担を軽減する施策が必要であると考えます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、田村市ではこれまでサービス提供はありませんでしたが、事業所の営業時間である日中に限られた滞在型の訪問介護と比較し、24時間を通した短時間・頻回な訪問介護の提供が在宅生活の限界点を引き上げ、住み慣れた暮らしの維持継続が可能になります。介護者不安の側面から見た場合の在宅限界点に影響を与える要素として「認知症状への対応」と「夜間の排泄」の2つが浮かび上がってきますが、訪問系サービスを頻回に利用するケースでは介護者の不安が軽減されるとともに、「施設等検討割合」が低下する傾向がみられることも全国の調査結果集計で示されています。今後、増加が見込まれる中重度の在宅療養者を支えるサービスの整備とともに、「訪問系」サービスの利用を促進することも重要となってきます。１箇所を整備することとし、第8期の令和5年度では、39人の利用者を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	0	0	0	6	7	8	9	24	39	39
	実績値	0	0	0	1	0	0				

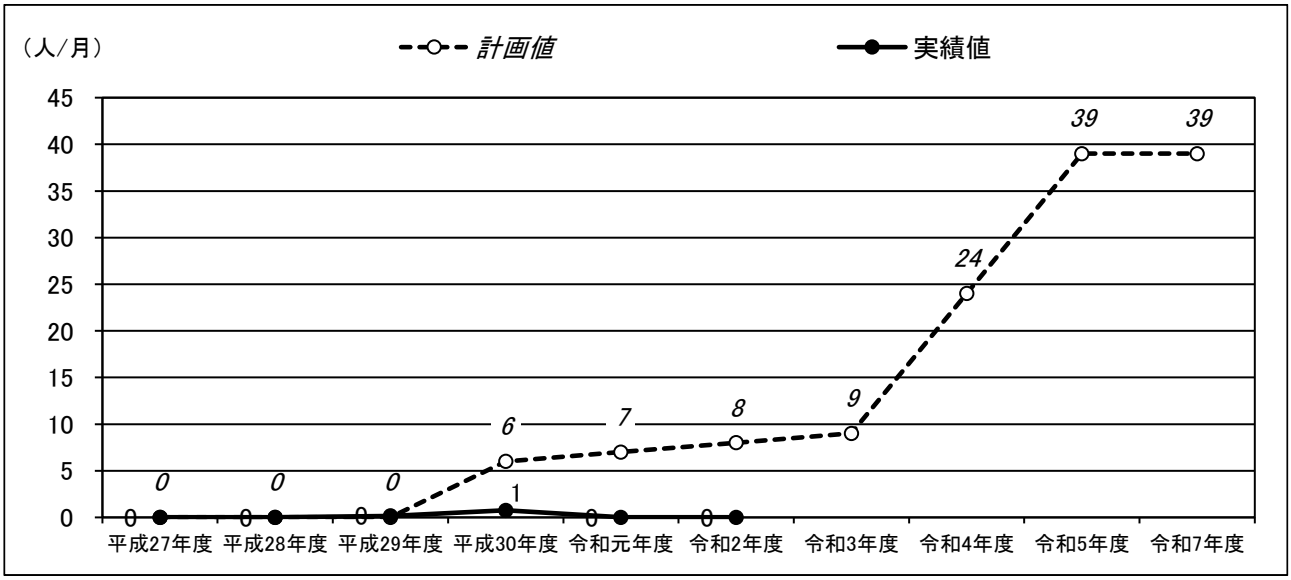

◇　夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅でケアを行うものです。

夜間対応型訪問介護は、田村市ではこれまでサービス提供はありませんでしたが、第8期の令和5年度には、3人の利用者を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	0	0	0	6	7	8	2	3	3	3
	実績値	0	0	0	0	0	0				

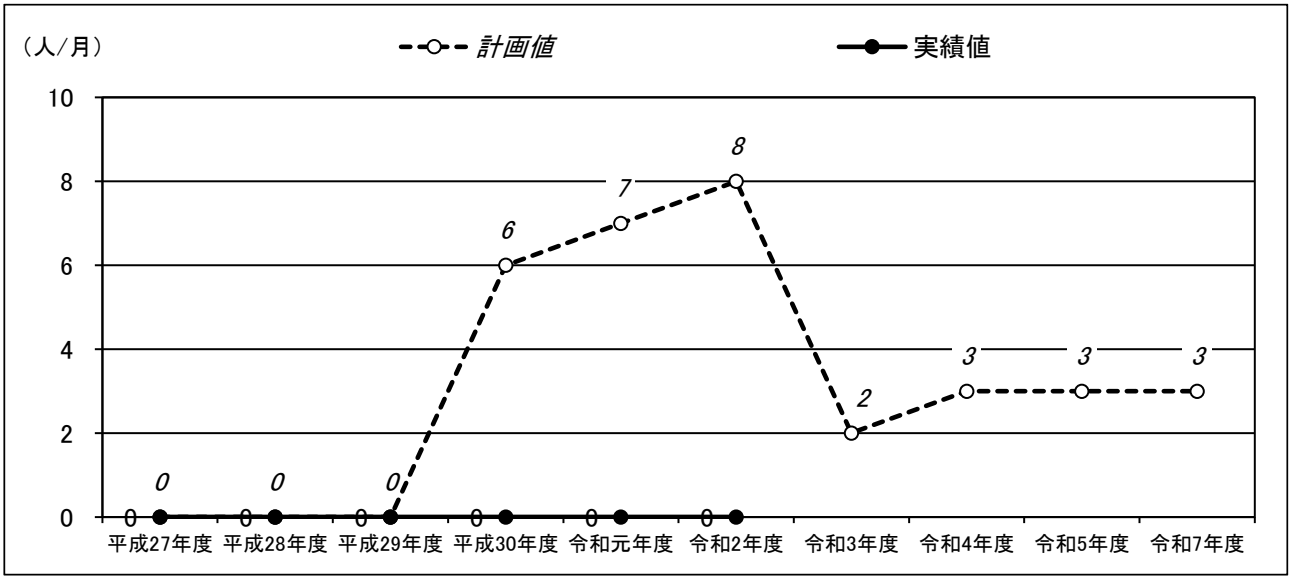

◇　認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、脳血管疾患、アルツハイマー型認知症、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である人について、通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行うものです。

認知症対応型通所介護は、田村市ではこれまでサービス提供はありませんでしたが、第8期の令和5年度では、1人の利用者を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	5	5	5	9	11	11	1	1	1	1
	実績値	11	5	0	0	1	1				
予防給付	介護予防計画値	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防実績値	0	0	0	0	0	0				

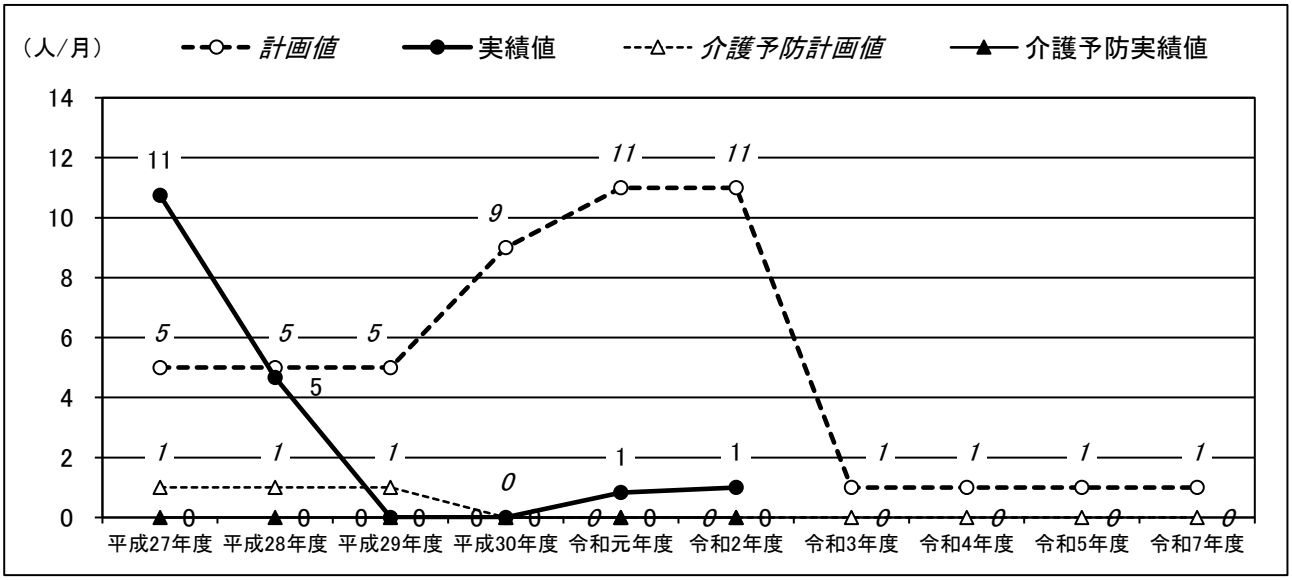

◇　小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護認定者の居宅からサービス拠点に通う、もしくは、短期宿泊するなどして家庭的な環境のなかで日常生活上のケアを行うものです。

小規模多機能型居宅介護は、第8期においては増加を見込み、第7期に未整備であった1箇所を含め、2箇所の整備（各29人以下）を行うものとし、併せて圏域ごとの均衡を図っていきます。第8期の令和5年度には、介護予防分を含めて年間合計80人の利用を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	11	11	11	20	38	42	29	35	74	75
	実績値	14	18	21	21	25	27				
予防給付	介護予防計画値	1	2	2	4	5	6	3	6	6	6
	介護予防実績値	3	1	2	1	2	3				

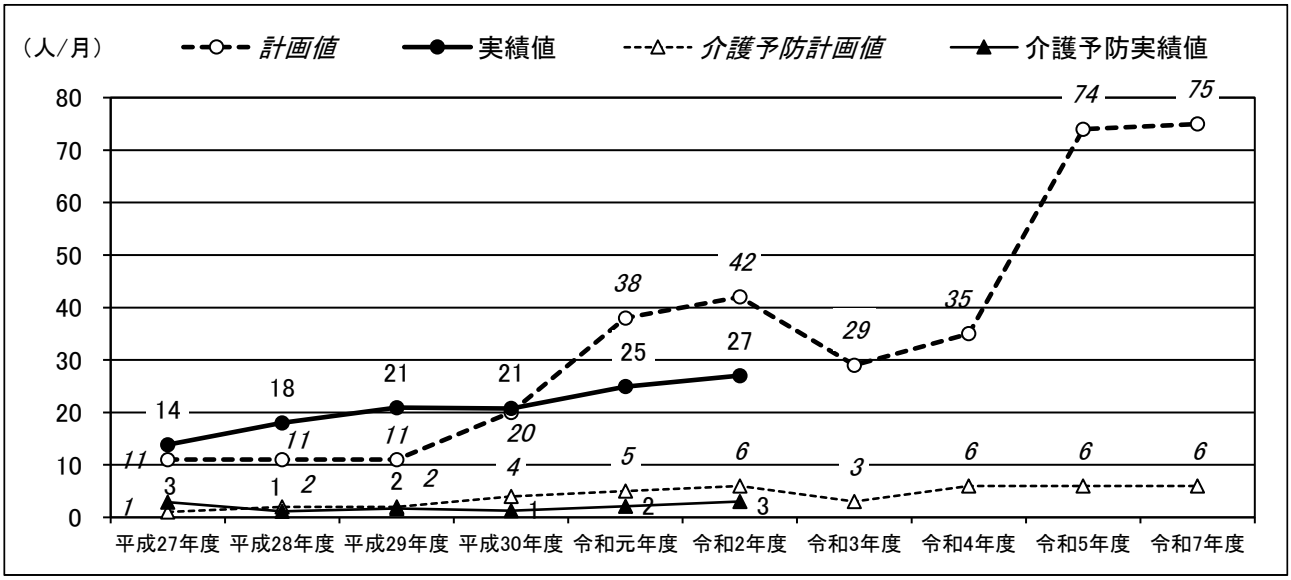

◇　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護認定者であって認知症のある方について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うものです。

認知症対応型共同生活介護は、第8期の令和5年度には、介護予防分を含めて年間合計162人を見込みます。施設整備に関しては、利用者の需要状況を見極めながら、必要に応じて検討していきます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	134	149	149	142	142	142	142	154	160	160
	実績値	114	114	112	117	119	116				
予防給付	介護予防計画値	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	介護予防実績値	0	0	2	1	0	0				

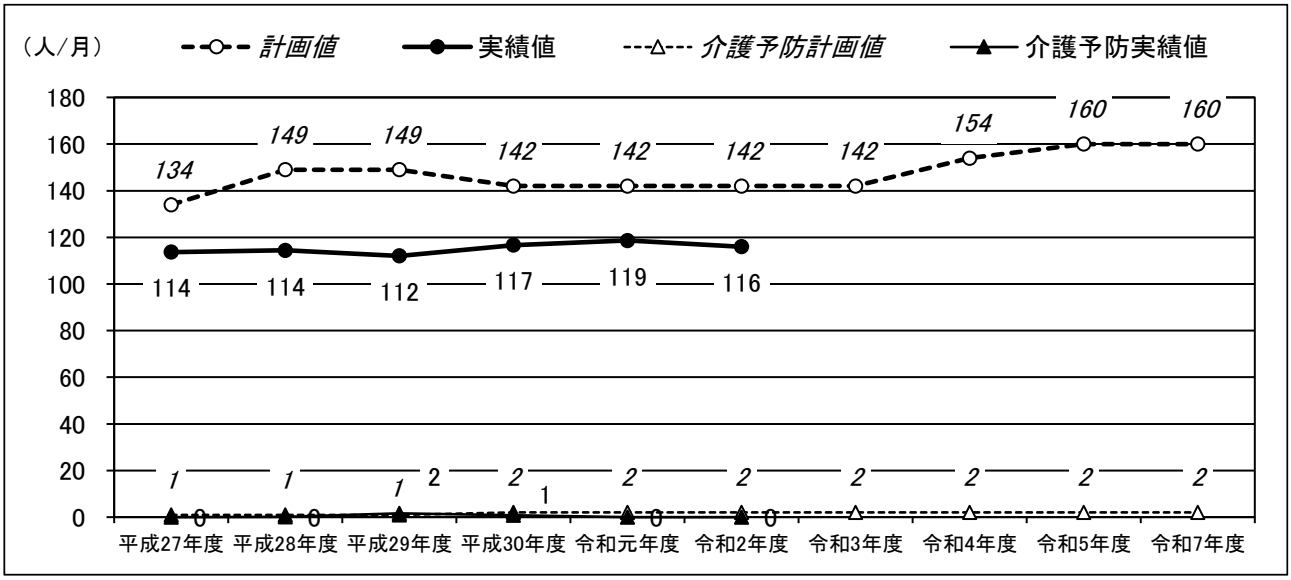

◇　地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下で入居者が要介護者、その配偶者などに限定されている有料老人ホームなどに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

地域密着型特定施設入居者生活介護は、第7期ではサービス提供実績はありませんでした。今後は、サービスの需要を把握するとともに、その体制について検討していきます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0				

◇　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者に対してケアを行うものです。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、第7期計画期間中に1施設が開設しました。第8期の令和5年度では、29人の利用を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	0	0	0	0	29	29	29	29	29	29
	実績値	0	0	0	0	0	0				

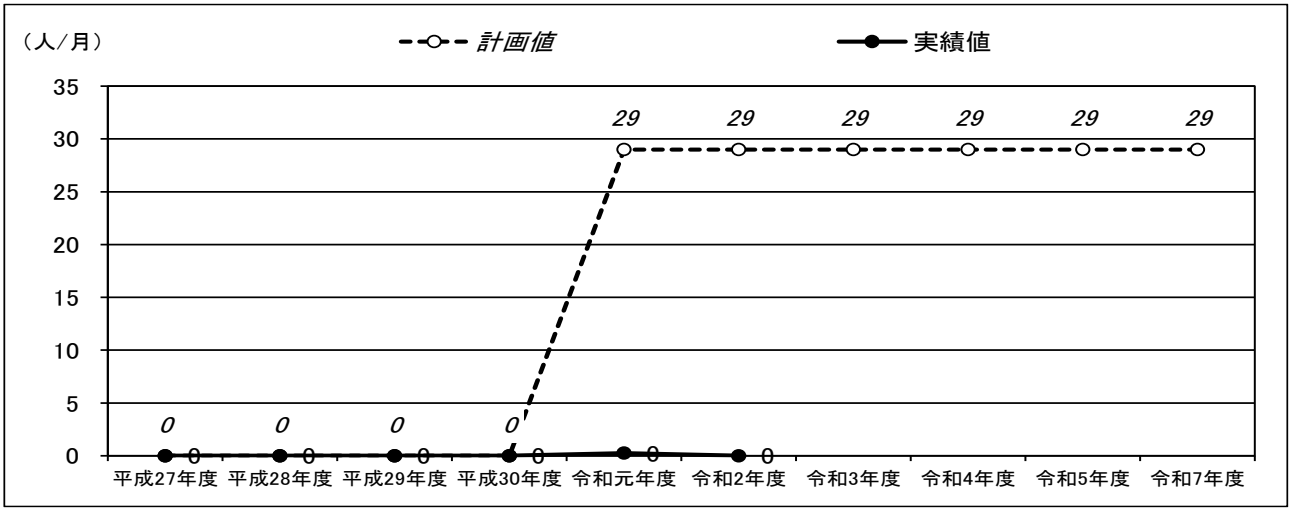

◇　看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを行うものです。

看護小規模多機能型居宅介護は、第7期は横ばい・減少傾向にありましたが、第8期もほぼ横ばいで推移するものと見込み、令和5年度には20人の利用を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	26	31	36	20	20	22	20	20	20	20
	実績値	21	17	18	19	19	16				

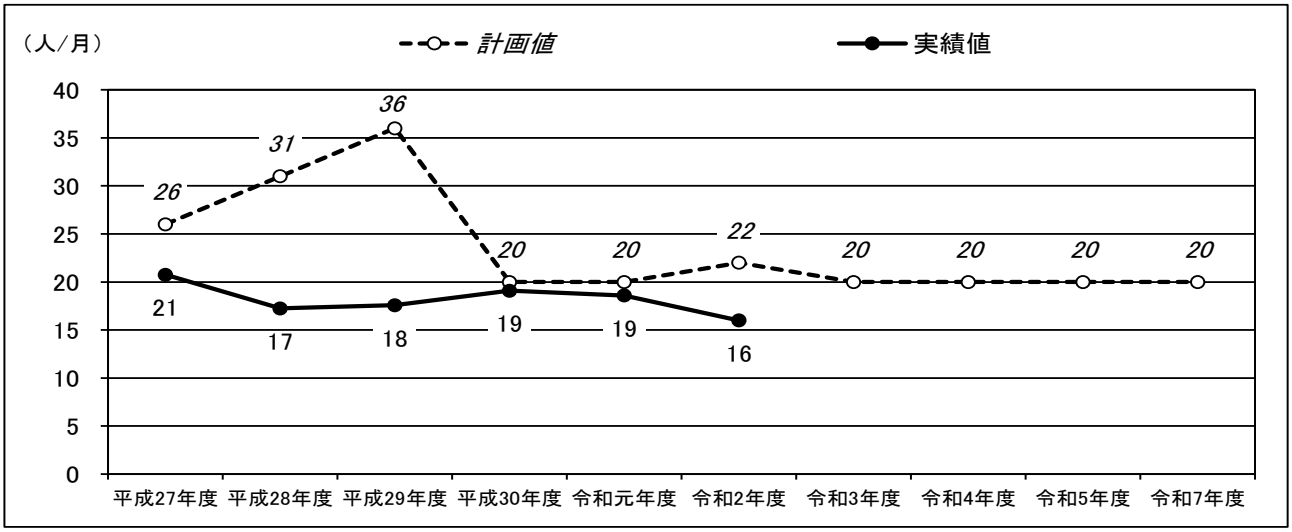

◇　地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模な通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供など日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行うものです。

地域密着型通所介護は、田村市ではこれまでサービス提供はありませんでしたが、第8期の令和5年度では、2人の利用を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	0	0	0	12	12	14	1	2	2	2
	実績値	0	10	3	2	1	0				

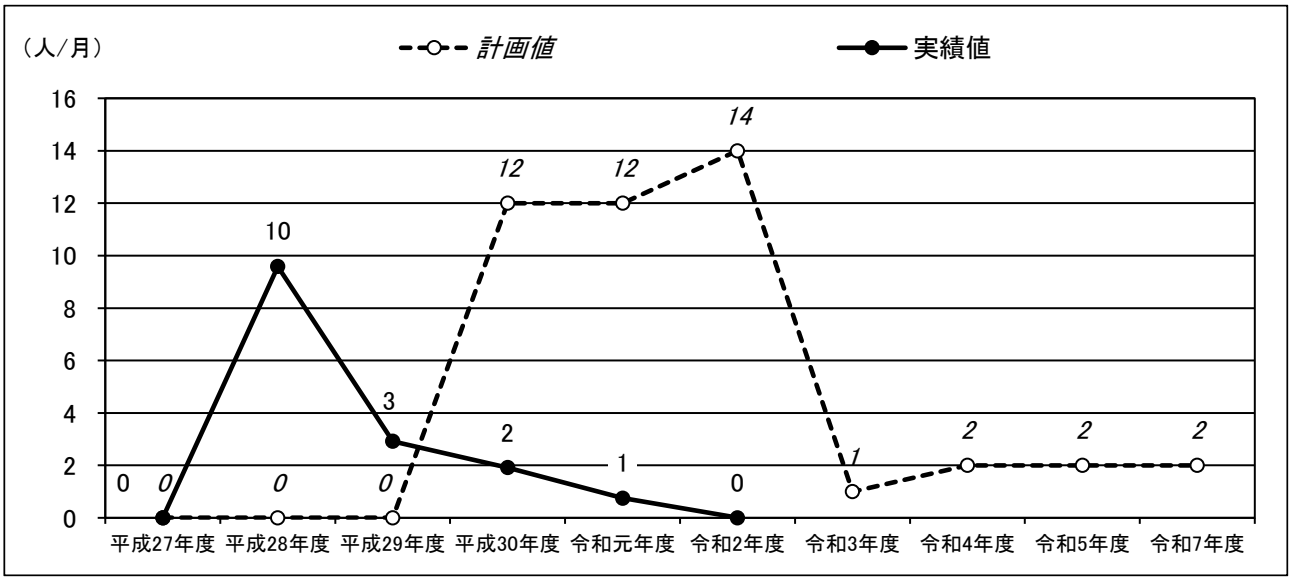

3　居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、ケアマネジャーが、居宅で介護を受ける方の心身の状況、希望などを踏まえ、保健医療サービス、福祉サービスの利用などに関し、ケアプランを作成し、これらが確実に提供されるように介護保険サービス事業所との連絡調整などを行うものです。

居宅介護・介護予防支援は、要介護認定者の増加に合わせて、今後とも緩やかに増加するものと考えられ、第8期の令和5年度には、介護予防分を含めて年間合計1,332人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	1,041	1,053	1,088	1,077	1,157	1,279	1,152	1,158	1,165	1,161
	実績値	1,065	1,082	1,083	1,060	1,067	1,110				
予防給付	介護予防計画値	339	366	375	153	163	192	167	167	167	167
	介護予防実績値	290	238	160	165	175	168				

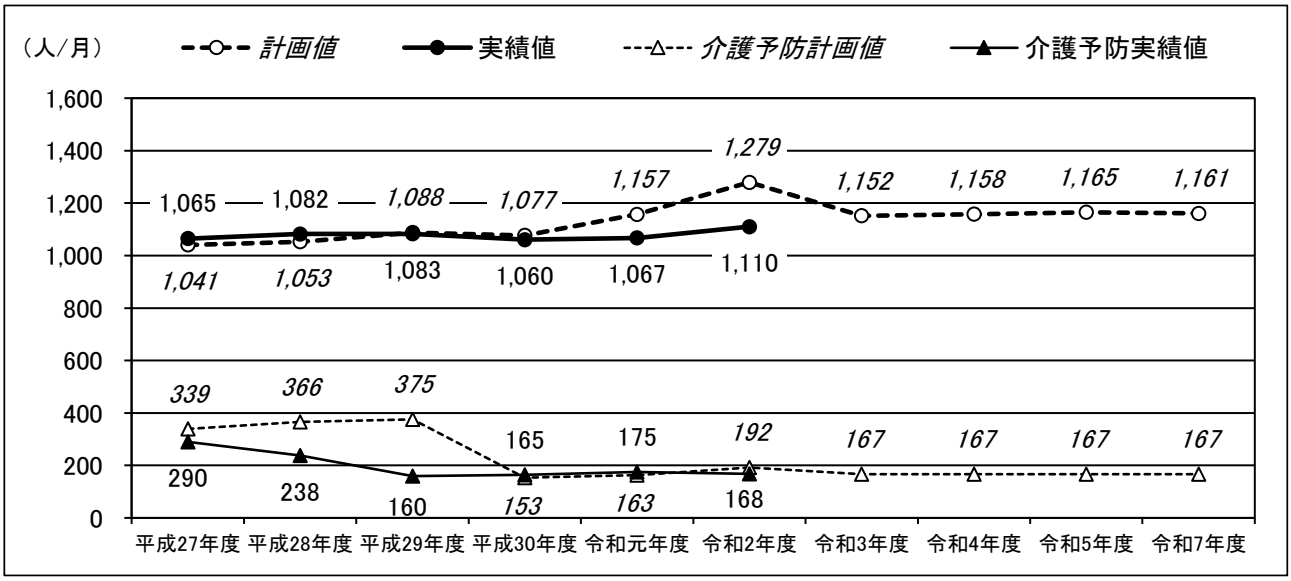

4　施設サービス

◇　介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）では、身体上・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者（原則、要介護3以上）が入所し、施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活上の支援や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものです。

介護老人福祉施設は、重度者が多数を占めていますが、近年では医療必要度の高い入所者や、認知症など、個別配慮を必要とする利用者が増加しています。これらの状況から、短期入所者生活介護からの転換も含め、第8期の令和5年度には、420人の利用を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	280	280	280	336	364	396	420	420	420	430
	実績値	248	260	261	276	327	321				

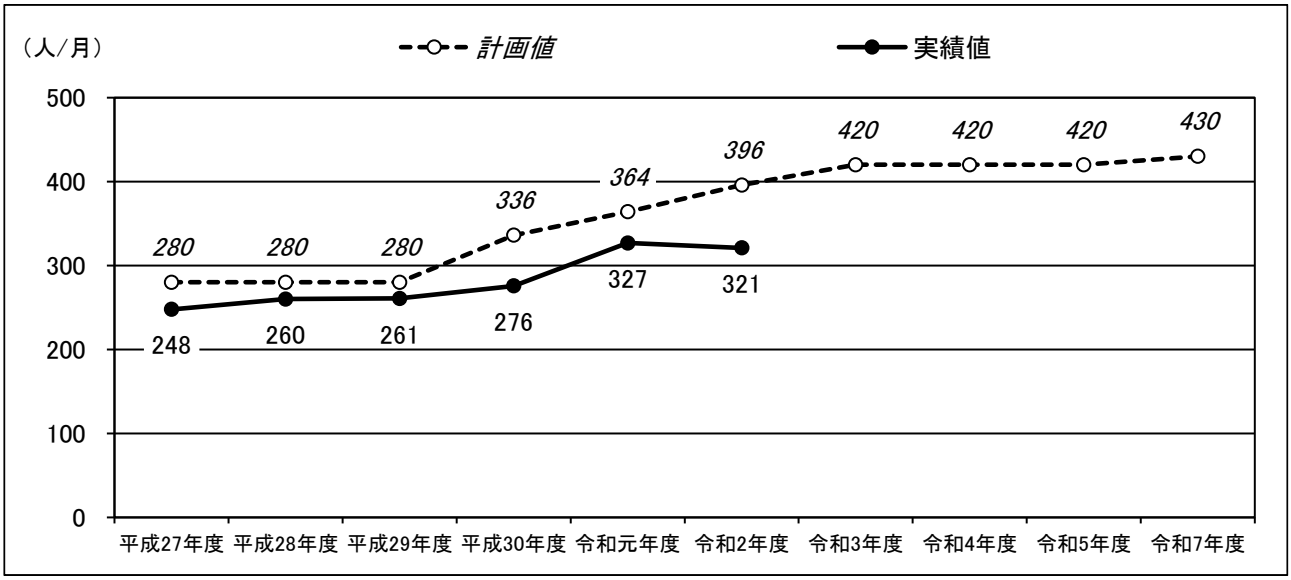

◇　介護老人保健施設

介護老人保健施設では、病状の安定した要介護者で在宅での生活が困難な方が入所し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行うものです。このサービスは在宅生活への復帰を目指して提供されます。

介護老人保健施設は、概ね横ばい･増加傾向で推移するものとみられ、第8期の令和5年度では、190人の利用を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	200	200	200	184	213	213	189	190	190	190
	実績値	162	171	177	169	153	160				

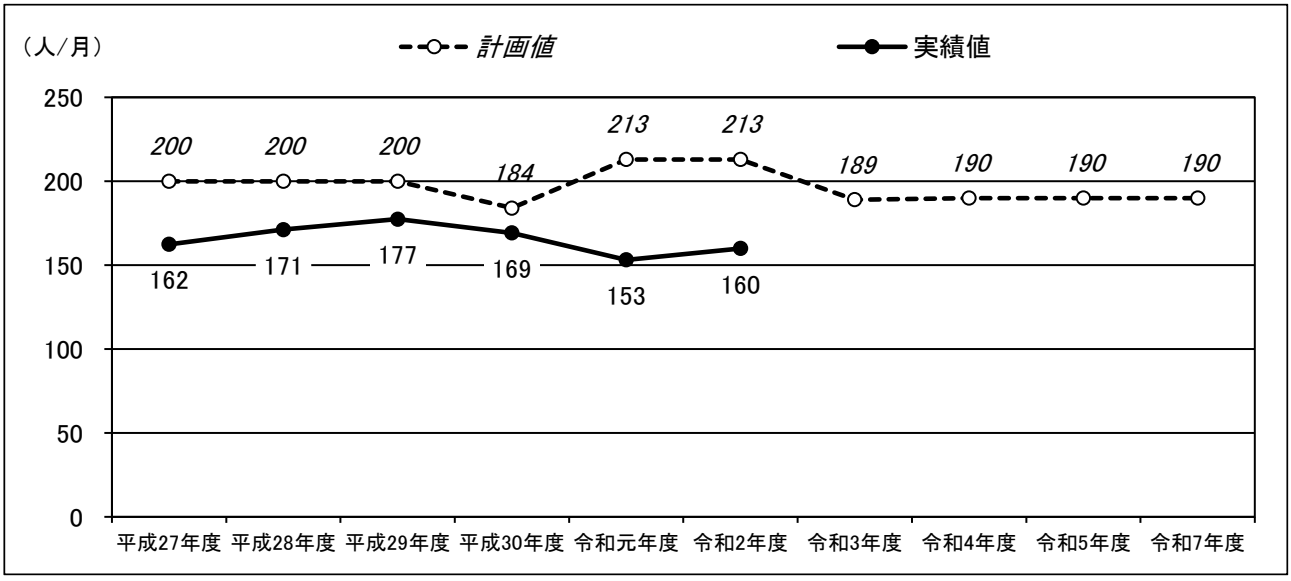

◇　介護療養型医療施設

介護療養型医療施設では、入所者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの支援や機能訓練、その他必要な医療を行うものです。

介護療養型医療施設は令和5年度末に移行期限を迎え、廃止される予定であることから、順次別の施設形態に移行（転換）することが予測されます。

介護療養型医療施設は、第7期では利用者は減少傾向にあり、また、第8期の令和5年度末で廃止予定であることから、以後の利用はなしで見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値	6	6	6	7	7	7	1	1	0	0
	実績値	6	4	7	5	2	15				

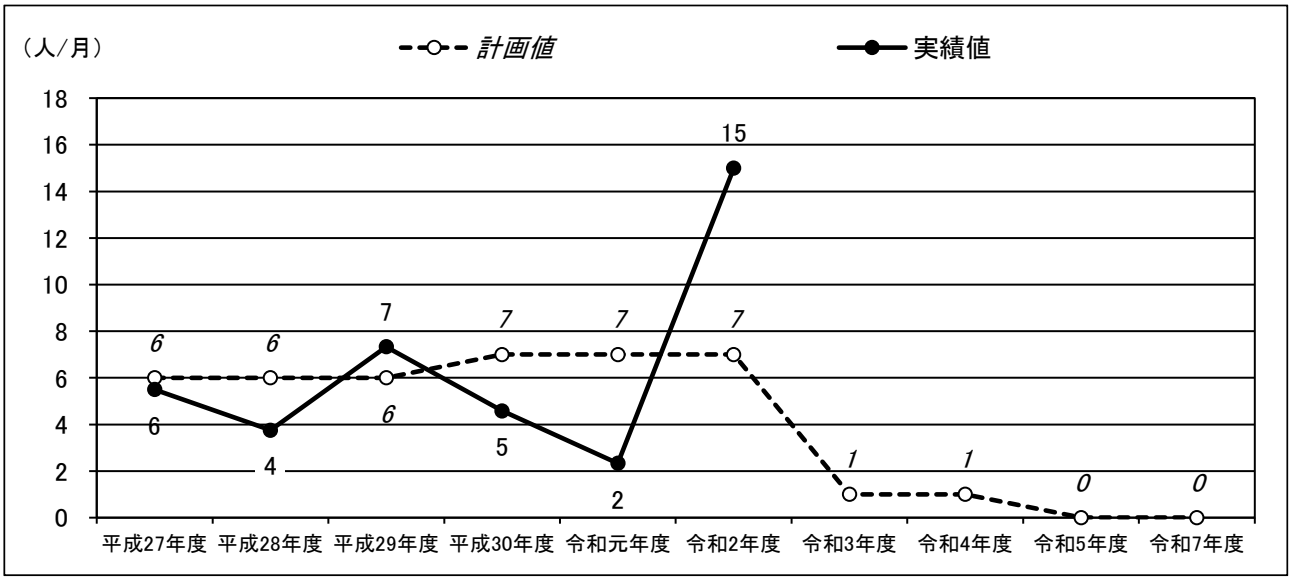

◇　介護医療院

介護医療院は、要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を一体的に提供するものです。

介護医療院は、田村市ではこれまでサービスの提供はありませんでしたが、介護療養型医療施設からの転換が見込まれることから、第８期の令和５年度では２人を見込みます。

単位：人、月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	計画値							1	1	2	2
	実績値				0	1	0				

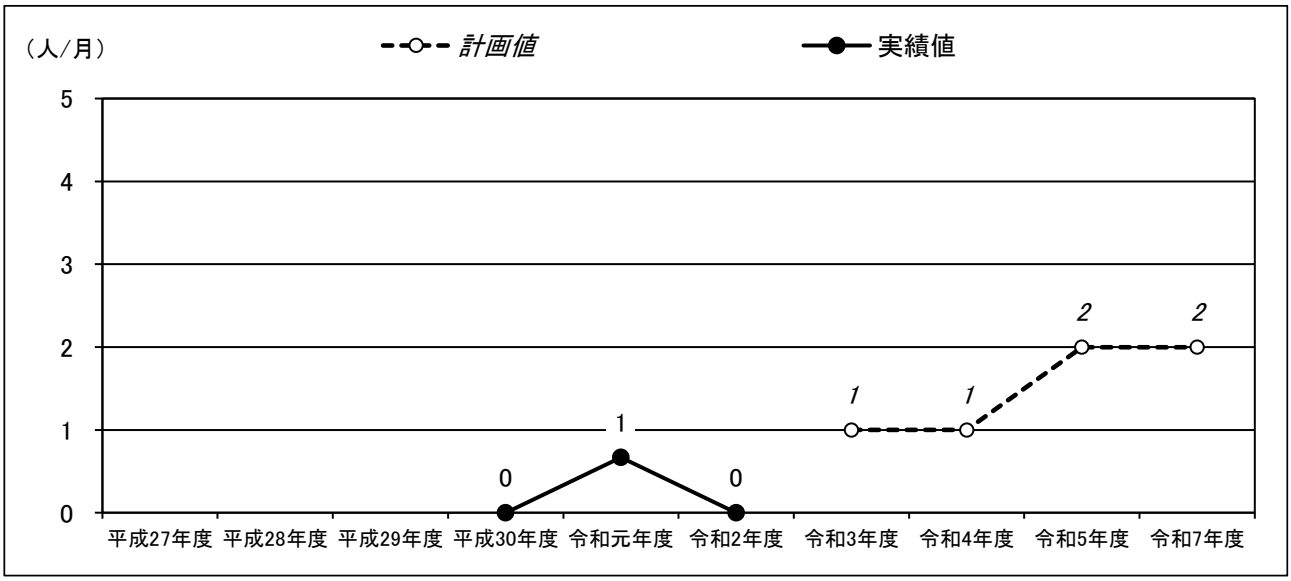

5　給付費等の見込み

◇　介護予防給付費

単位：千円

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問介護				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,615	5,618	5,618	5,618
介護予防訪問リハビリテーション	420	420	350	350
介護予防居宅療養管理指導	223	223	223	223
介護予防通所介護				
介護予防通所リハビリテーション	33,115	33,134	33,134	32,633
介護予防短期入所生活介護	2,035	2,036	2,036	1,699
介護予防短期入所療養介護(老健)	283	284	284	284
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,626	6,626	6,691	6,568
特定介護予防福祉用具購入費	549	549	549	549
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,753	3,941	3,941	3,941
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,438	5,441	5,441	5,441
(3) 介護予防住宅改修	693	693	693	693
(4) 介護予防支援	9,196	9,201	9,201	9,200
介護予防サービスの総給付費　合計	65,946	68,166	68,161	67,199

資料：地域包括ケア「見える化」システムより

◇　介護給付費

単位：千円

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	142, 425	143, 542	145, 351	141, 880
訪問入浴介護	29, 806	29, 822	30, 945	29, 822
訪問看護	89, 911	90, 464	91, 323	90, 390
訪問リハビリテーション	3, 800	4, 075	4, 663	5, 240
居宅療養管理指導	8, 017	8, 113	8, 210	8, 022
通所介護	607, 148	610, 454	613, 581	612, 405
通所リハビリテーション	166, 797	169, 749	170, 686	168, 070
短期入所生活介護	211, 177	214, 002	200, 229	202, 995
短期入所療養介護(老健)	33, 715	33, 733	34, 800	33, 733
短期入所療養介護(病院等)	266	266	266	266
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	342	342
福祉用具貸与	108, 800	108, 835	109, 265	108, 755
特定福祉用具購入費	3, 558	3, 558	3, 558	3, 558
特定施設入居者生活介護	35, 421	35, 441	35, 441	35, 441
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	16, 905	47, 866	80, 766	81, 327
夜間対応型訪問介護	1, 072	1, 609	1, 609	1, 609
地域密着型通所介護	180	359	359	359
認知症対応型通所介護	1, 438	1, 439	1, 439	1, 439
小規模多機能型居宅介護	64, 987	78, 542	170, 272	174, 574
認知症対応型共同生活介護	437, 417	474, 419	492, 738	492, 892
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	80, 096	83, 004	83, 004	83, 004
看護小規模多機能型居宅介護	64, 495	64, 432	65, 457	64, 531
(3) 住宅改修	4, 672	4, 672	4, 672	4, 672
(4) 居宅介護支援	220, 285	221, 617	223, 128	222, 182
(5) 施設サービス				
介護老人福祉施設	1, 342, 181	1, 342, 926	1, 342, 926	1, 376, 517
介護老人保健施設	654, 520	657, 918	660, 164	659, 989
介護医療院	4, 464	4, 467	8, 934	8, 934
介護療養型医療施設	3, 917	3, 920	0	
介護サービスの総給付費　合計	4, 337, 470	4, 439, 244	4, 584, 128	4, 612, 948

総給付費 （介護予防・介護給付費の合計）	4, 403, 416	4, 507, 410	4, 652, 289	4, 680, 147

資料：地域包括ケア「見える化」システムより

◇　標準給付費

単位：千円

	第8期			合　　計	令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
総給付費	4,403,416	4,507,410	4,652,289	13,563,115	4,680,147
特定入所者介護サービス費等給付額	155,135	146,090	146,702	447,927	146,419
高額介護サービス費等給付額	53,548	53,306	53,531	160,385	53,429
高額医療合算介護サービス費等給付費	6,769	6,787	6,816	20,372	6,803
算定対象審査支払手数料	3,238	3,247	3,260	9,745	3,254
審査支払手数料支払件数	55,822(件)	55,973(件)	56,209(件)	168,004(件)	56,102(件)
標準給付費	4,622,106	4,716,840	4,862,598	14,201,544	4,890,052

資料：地域包括ケア「見える化」システムより

◇　地域支援事業費

単位：千円

	第8期			合　　計	令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
地域支援事業費	228,326	228,346	228,356	685,028	218,601

資料：地域包括ケア「見える化」システムより

6　介護人材の育成・確保

田村市では、2030年（令和12年）に高齢者人口がピークを迎え、高齢者人口のピーク以降は高齢者数に大きな変化がない状態で推移していく見込みです。一方、生産年齢人口は、年々減少を続け、2040年（令和22年）には、65歳以上の高齢者1人を1人の生産年齢人口の方々が支える見込みとなっており、担い手不足等の問題がより深刻化していくと見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、介護保険サービスにおける人材の確保のみならず、地域全体で高齢者を支える体制づくりを図るため、生活支援体制整備事業との連動がますます重要となっています。

第8期介護保険事業計画においては、介護を必要とする高齢者が、十分なサービスを受けることができるよう、介護人材確保に向けた取組を強化します。また、地域全体で高齢者を支える体制づくりとして、住民ボランティアの養成・育成にも取り組みます。

① 介護資格取得費用助成金交付

介護職員として従事することを希望する方または市内介護サービス事業所に就労している方が、介護職員初任者または介護福祉士実務者の資格を取得するための研修費用に対し、助成金を交付し、介護職員の確保、就労している介護職員の資質の向上及び職場への定着を図ります。

② 介護職員初任者研修

介護を必要とする高齢者が、十分な介護サービスを受けることができるよう、介護の正しい知識と実践を習得した介護職員を養成し、介護人材不足の解消を図るため、介護職員初任者研修を開催します。

③ 保健・福祉施設従事者就職奨励金交付

市内に定住し、市内で新たに保健・福祉施設へ就職する方へ奨励金を交付し、市内の保健・福祉施設の人材確保及び市への定住促進を図ります。

④ 次代を担う介護職員交流会

市内介護事業所の介護職員が、悩みや思いを共有するため意見交換し、仲間づくり及びスキルアップを図り、引き続き、自信と意欲を持って働き続けられるよう、交流会を開催します。

⑤ 生活支援体制整備事業における担い手の養成・育成

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスＢ、通所型サービスＢを提供する住民ボランティアを養成し、地域の担い手として社会参加を推進し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを図ります。

7 感染症対策に係る体制整備

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護施設や事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備（衛生資器材の備蓄等）、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築などが必要となります。

このため、介護施設や事業所等が感染症発生時でもサービスを継続するための備えができているかを定期的に確認するとともに、介護職員や関係者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に対応できるよう、感染症に対する研修の充実等に努めるとともに、感染症発生時を含めた県・県中保健福祉事務所（保健所）、協力医療機関等と連携した支援・応援体制の構築を図っていきます。

≪感染症対策について≫

介護保険サービスの利用者は、65歳以上の高齢者及び40歳以上の特定疾病のある方です。一般的に、これらの方々は感染症に対する抵抗力が弱く、また、介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると集団発生となることも多いため、介護現場の職員は適切な感染予防対策を着実に行う必要があります。さらに、サービス類型ごとの特性、例えば、施設系サービスにおいては利用者が集団で生活する場となっていること、通所系サービスにおいては送迎があること、訪問系サービスでは利用者宅を訪問することなどを踏まえ、その特性を踏まえた対応が重要であり、また、いずれの場合においても職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。

感染対策を徹底し、感染症の発生をなくすことが目標ではありますが、仮に感染症が発生した場合には、感染拡大を防止することが求められます。2020年の新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策の重要性が再認識されたと同時に、無症状病原体保有者からも感染が起こることが明らかとなり、完全に感染症を予防することが必ずしも容易ではないことがわかりました。このため、日頃から一人ひとりのスタッフが感染防止のための対策を実施するとともに、介護施設や事業所が、感染防止を実践する組織的な体制を整備し、感染症発生時には感染拡大防止のため、適切な対応を実施することが必要です。また、感染症が発生した場合であっても、差別的にならないよう、利用者・家族・職員の人権に配慮した対応が必要です。

～　感染対策のために必要なこと　～

利 用 者	● 普段の体調と比べて変化がある場合は、かかりつけ医やケアマネジャー等への早期の連絡・相談 ● 必要に応じてサービス利用の見合わせ
介護職員	● 高齢者の特性、サービスの特性と形態に応じた感染症の特徴の理解 ● 感染症に対する基本的な知識（予防、発生時の対応、高齢者がかかりやすい代表的な感染症についての正しい知識）の習得と日常業務における感染対策の実践 ● 自身の健康管理（感染源や媒介者にならないこと等）
管 理 者	● 高齢者の特性、サービスの特性と形態に応じた感染症の特徴の理解 ● 感染対策に対する正しい知識（予防、発生時の対応）の習得 ● 介護施設・事業所内の危機管理体制の実践（感染対策委員会の開催、事業継続計画（ＢＣＰ）作成、緊急連絡網作成等） ● 介護施設・事業所内での感染対策の実践（感染対策委員会の開催、指針とマニュアルの策定、職員等を対象とした研修の実施、物品や設備整備等） ● 自治体等の関係機関との連携体制の構築（情報共有、発生時の行政への届出等） ● 職員の労務管理（職員の健康管理、職員が感染症にかかった時に療養に専念できる人的環境の整備等） ● 委託業者や実習生、ボランティア、面会等の外部者の管理

【出典：介護現場における感染対策の手引き 第1版 厚生労働省老健局 令和2年10月】

8　保険料の設定

標準給付費額に地域支援事業費を加え、介護報酬の改定や第1号被保険者の負担割合等の条件をもとに、第8期計画（3年間）における第1号被保険者の介護保険料基準額を推計します。

①　財源構成

介護保険制度では、制度を国民皆で支えあう「社会保険方式」を採用し、その財源は、40歳から64歳の第2号被保険者と、65歳以上の第1号被保険者の保険料が半分、国、県、市の公費機関が半分を負担する構造になっています。

◇　介護保険事業の財源負担の内訳

単位：%

	第１号 被保険者	第２号 被保険者	国	県	市町村
居宅給付費	23.00	27.00	25.00	12.50	12.50
施設給付費	23.00	27.00	20.00	17.50	12.50
地域支援事業 日常生活支援総合事業（介護予防事業）	23.00	27.00	25.00	12.50	12.50
地域支援事業 包括支援事業・任意事業	23.00	0	38.50	19.25	19.25

②　保険料基準額の推計

介護保険事業を運営するために必要となる費用（要介護認定者等の事務の執行に要する費用を除く。）には、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金などがあります。

○　標準給付費見込額

介護サービス給付費と介護予防サービス給付費を合わせた総給付費と、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合計し、標準給付費見込額が算出されます。

○　財政安定化基金拠出金

財政安定化基金拠出額は、保険者の介護保険財政の安定化に資する目的で都道府県に基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険財政に不足が生じた場合に、資金の交付または貸し付けを行う仕組みです。国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担します。なお、第8期計画では見込んでいません。

○　財政安定化基金償還金

財政安定化基金償還金は、財政安定化基金の貸付を受けた場合に、第1号保険料収入を財源として償還するものです。第8期計画では見込んでいません。

○　介護給付費基金の取崩金

保険料の大幅な増加を抑制し、第1号被保険者への負担を軽減するため、市でこれまで積み立ててきた介護保険事業の介護給付費基金より、第8期計画期間に３億４千万円の取り崩しを行い、財源に組み込みます。

◇　第１号被保険者の保険料の推計

		第8期				令和7年度
	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
標準給付費見込額(A)	円	4,622,105,732	4,716,840,093	4,862,598,651	14,201,544,476	4,890,052,344
地域支援事業費(B)	円	228,326,000	228,346,000	228,356,000	685,028,000	218,601,192
第1号被保険者負担分相当額(D)	円	1,115,599,298	1,137,392,801	1,170,919,570	3,423,911,669	1,195,424,927
調整交付金相当額(E)	円	238,156,987	242,894,705	250,182,633	731,234,325	251,011,467
調整交付金見込交付割合(H)	%	8.40	7.84	7.30		6.71
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)		0.8838	0.9087	0.9328		
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)		0.8599	0.8850	0.9092		0.9484
調整交付金見込額(I)	円	400,104,000	380,859,000	365,267,000	1,146,230,000	336,857,000
財政安定化基金拠出金見込額	円				0	0
財政安定化基金拠出率	%	0.0				0.0
財政安定化基金償還金	円				0	0
介護給費費基金の残高(前年度末の見込額)	円				340,000,000	0
介護給付費基金取崩額	円				340,000,000	0
審査支払手数料一件あたり単価	円	58	58	58		58
審査支払手数料支払件数	件	55,822	55,973	56,209	168,004	56,102
審査支払手数料差引額(K)	円	0	0	0	0	0
市町村特別給付費等	円	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	円				0	0
市町村相互財政安定化事業交付額	円				0	0
保険料収納必要額(L)	円				2,668,915,993	1,109,579,394
予定保険料収納率	%				99.00	99.00

③　介護保険料基準額の設定

第8期の第1号被保険者の介護保険料については、第7期と同様、標準段階を9段階とし、介護保険料基準額（月額）は、6,000円に設定します。

○　所得段階別被保険者数見込数

第8期計画（令和3年度～令和5年度）の各所得段階別の被保険者数は、次のとおり見込んでいます。

◇　所得段階別高齢者人口の見込み

単位：人

所得段階	第8期			合　　計	令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第1段階	1,806	1,816	1,826	5,448	1,836
第2段階	821	825	830	2,476	835
第3段階	670	673	677	2,020	681
第4段階	3,133	3,150	3,167	9,450	3,185
第5段階	2,375	2,388	2,401	7,164	2,414
第6段階	1,642	1,651	1,660	4,953	1,669
第7段階	1,074	1,079	1,085	3,238	1,091
第8段階	606	610	613	1,829	616
第9段階	505	508	511	1,524	514
合　　計	12,632	12,700	12,770	38,102	12,841

○　所得段階別の第1号被保険者の保険料

本市の第7期の保険料（基準額：月額6,000円）と、第8期の保険料（基準額：月額6,000円）の、各所得段階ごとの差額は、以下のとおりです。

◇　第1号被保険者の保険料

所得段階	第7期 月　額	保険料率
第1段階	2,700 円	基準額×0.45
第2段階	4,500 円	基準額×0.75
第3段階	4,500 円	基準額×0.75
第4段階	5,400 円	基準額×0.90
第5段階	6,000 円	基準額×1.00
第6段階	7,200 円	基準額×1.20
第7段階	7,800 円	基準額×1.30
第8段階	9,000 円	基準額×1.50
第9段階	10,200 円	基準額×1.70

所得段階	第8期 月　額	保険料率
第1段階	1,800 円	基準額×0.30
第2段階	3,000 円	基準額×0.50
第3段階	4,200 円	基準額×0.70
第4段階	5,400 円	基準額×0.90
第5段階	6,000 円	基準額×1.00
第6段階	7,200 円	基準額×1.20
第7段階	7,800 円	基準額×1.30
第8段階	9,000 円	基準額×1.50
第9段階	10,200 円	基準額×1.70

新旧保険料の差額
−900 円
−1,500 円
−300 円
± 0 円
± 0 円
± 0 円
± 0 円
± 0 円
± 0 円

注）新基準額に対する割合は、国が変更する可能性があります。

注）所得段階の第1段階から第3段階については、国の低所得者負担軽減策により令和元年10月から基準額に対する割合が変更となっています。

9　介護給付適正化計画

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであります。

令和2年9月に国が示した「介護給付適正化計画」に関する指針を踏まえ、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めた、「第5期介護給付適正化計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、第4期に引き続き、以下の主要5事業等を着実に実施することとし、それぞれの趣旨・実施方法等を踏まえ、より具体性・実効性のある構成・内容に見直しながら取り組むこととします。

①　要介護認定の適正化

要介護認定の区分変更または更新認定に係る認定調査の内容について、市町村職員等が訪問または書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

・　認定調査員・認定審査会委員の研修を実施し、審査判定の平準化・適正化に努めます。
・　新規の要介護認定にかかわる調査に関しては保険者である市が直接行うとともに、委託した調査に関しては市職員による点検を実施し、要介護認定の客観性・公平性を確保します。

○　目標
　・　認定調査票の全件確認

②　ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求めまたは訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

○　目標
　・　事業所へのチェックリスト送付　　年 4回
　・　事業所への訪問点検　全事業所　　1回／3年

③　住宅改修等の点検

Ⅰ　住宅改修の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を見極め、利用者の状態に応じた適切な住宅改修を行います。

Ⅱ　福祉用具購入・貸与調査

保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を見極め、受給者の身体の状況に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

目　　標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
住宅改修現地調査件数	5 件	5 件	5 件

④　縦覧点検・医療情報との突合

Ⅰ　縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し適切な処置を行います。

Ⅱ　医療情報との突合

医療担当部署（市民課）とのさらなる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確保するなど、請求内容の適正化を図ります。

・　福島県国民健康保険団体連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を行います。

・　適正な給付を確保するため、国保連介護給付適正化システムを活用して医療給付情報と介護給付情報の突合を行います。過誤請求や不正請求などが認められた場合は、過誤調整や返還を行うよう指導します。

○　目標

・　内容確認による過誤調整処理　　年 4回

⑤　介護給付費通知

保険者から受給者本人（家族を含む。）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を上げる。

○　目標

・　介護給付費通知の発送（全利用者へ通知）　　年 1回

その他、適正化の推進に際しては、以下のツールを活用して取り組みます。

【地域包括ケア「見える化」システムの活用】

国が提供する地域包括ケア「見える化」システムにおいて、指標となる全国平均、都道府県平均、市区町村との比較や時系列比較を行い、重点的に取り組むべき課題を抽出します。

【適正化システムの活用】

国保連の適正化システム及び市が独自に導入したシステムにおいて、事業者等のサービス内容等についての点検や不正請求等の発見・是正等、事業者の実情を把握します。

【地域ケア会議の活用】

地域ケア会議において、自立支援に向けた適切なケアプランの作成がされているか点検等を行い、ケアプランの点検結果を踏まえ、地域課題を把握し、適正化に向けた施策展開の検討を行います。

第 5章　計画の推進

第１節　計画の進行管理

１　ＰＤＣＡサイクルの推進

本計画の基本理念「生きがいをもって、元気で暮らせる、支えあいあふれるまちづくり」の実現に向けて、市民、地域、行政、介護保険サービス事業者、医療機関などが一体となって本計画の推進に努めます。また、施策などの実施状況の把握、点検・評価、見直し・改善のＰＤＣＡサイクルを行うことで、計画の着実な実施と対策の検討を行います。

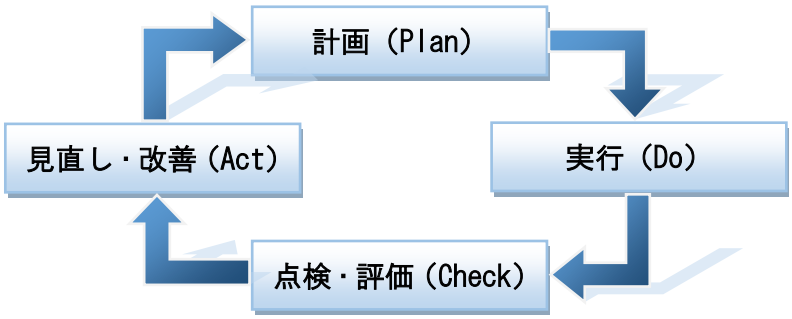

２　計画の達成状況の点検及び評価

介護サービスの利用状況、地域支援事業の実施状況等について、毎年度計画値との比較・検証を行うとともに、次期計画の策定に向けた様々な調査を行うなど、計画の進捗評価を行います。

また、計画の推進にあたっては、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムの活用などにより、地域の特性を把握し、介護給付実績などを分析しつつ、地域のニーズと課題解決に資するものとなるよう努めます。

また、計画策定後は各年度において、計画の達成状況等の点検及び評価を行います。

第２節　サービス提供体制の整備

１　サービス情報の提供

市民のみなさまに対し、福祉サービスや介護サービスの適切な利用を促進するため、必要な情報提供を行います。

- 市広報やホームページ等による広報活動の充実
- 介護保険の手引き・パンフレットの作成
- 各種研修会や講座等によるサービス内容の普及

2　相談・苦情対応体制の充実

地域包括支援センターを中心に、サービスの利用等に関する相談に、適切に対応するための体制整備に努めます。

苦情対応に関しては、苦情内容がサービス提供事業者の対応（ケアプランの変更など）や事業者との調整で対応できるものである場合、市の介護保険担当者や相談窓口担当者が、サービス提供事業者に対し連絡を行い、直接対応を行います。

また、苦情等について解決が困難な場合は、弁護士等と相談、審議・検討し、必要に応じて事業者等に指導勧告を行うなど、適切な方法により解決へ結びつけます。

3　事業者への情報提供

介護保険サービス提供事業者が連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者間の情報交換のための体制整備など、事業者相互の連携確保に関する事業、その他介護給付等対象サービスの円滑な提供を図ります。

第3節　国・県・近隣地域等との連携

1　国・県との連携

本市の保険者機能及び県の保険者支援の機能を強化していくため、国・県との連携により、地域課題を分析し、地域の実情を踏まえ、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を定め、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行います。

2　近隣地域等との連携

近隣地域等との連携は、さまざまなスケールメリットや経済的効率性・選択性の拡大など、大きな意味を持つという観点から、情報交換及び市町村との施策連携を図るなど、広域的な取り組みに努めていきます。

資　料　編

1　田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会　設置要綱

（設置）

第 1 条　高齢者福祉計画（老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8(市町村老人福祉計画)第 1 項に規定する計画をいう。以下同じ。）及び介護保険事業計画（介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条(市町村介護保険事業計画)第 1 項に規定する計画をいう。以下同じ。）の策定に関し必要な事項を検討するため、田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1)　高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること

(2)　その他計画の策定のため必要と認める事項に関すること

（組織）

第 3 条　委員会の委員は、次に掲げる者の中から 20 名以内で組織し、市長が委嘱する。

(1)　介護保険被保険者を代表する者

(2)　居宅介護サービス事業所又は居宅介護支援事業所に勤務する者

(3)　介護保険施設に勤務する者

(4)　学識経験者

(5)　公益を代表する者

(6)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、当該計画が策定された時をもって終了する。

（委員長及び副委員長）

第 5 条　委員会に委員長及び副委員長 各 1 名を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3　委員長は、会務を総理する。

4　委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　委員会の会議は、必要に応じ委員長がこれを召集し、委員長は、その議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3　委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員会は、審議のため必要があるときは、あらかじめ市長に協議して、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条　委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

（その他）

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 2 年 12 月 23 日から施行する。

2　田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会　委員名簿

［敬称略、順不同］

No.	区　　分	氏　　名	備　　考
1	介護保険被保険者を代表する者 （４名）	鈴　木　寅　喜	田村市老人クラブ連合会長
2		白　岩　美智江	介護保険第１号被保険者
3		管　野　裕　子	介護保険第２号被保険者
4		安　齋　博　勝	介護者の代表
5	居宅介護サービス事業所又は居宅介護支援事業所に勤務する者 （３名）	佐久間　早代子	船引クリニック
6		今　泉　奈　美	ＪＡ福島さくら たむらふれあいセンター長
7		遠　藤　豊　子	介護支援専門員 （田村市地域包括支援センター）
8	介護保険施設に勤務する者 （３名）	佐　川　浩　二	特別養護老人ホーム 船引こぶし荘 施設長
9		石　塚　　正	介護老人保健施設 滝根「聖・オリオンの郷」 事務長
10		清　水　崇　正	介護老人保健施設 桜美苑 事務長
11	学識経験者 （８名）	遠　藤　正　達	遠藤医院（田村医師会）
12		博　多　俊　文	博多歯科医院（田村歯科医師会）
13		松　嵜　ケイ子	【副委員長】 田村市民生児童委員連絡協議会長
14		佐　藤　貴　夫	滝根方部民生児童委員協議会長
15		松　本　静　夫	都路方部民生児童委員協議会長
16		本　田　隆　司	常葉方部民生児童委員協議会長
17		椚　山　正　広	船引方部民生児童委員協議会長
18		延　松　なおみ	田村市社会福祉協議会事務局長
19	公益を代表する者 （１名）	今　泉　清　司	【委員長】 田村市行政区長連合会長
20	その他市長が必要と認める者　（１名）	吉　田　英　一	田村市保健福祉部長

3　田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画　策定の経過

期　　日	会 議 名	協議事項
令和２年　８月　３日 (月) 於：田村市役所 １階 107 多目的ホール	委嘱状交付 第 １回 田村市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画 策定委員会	□委員長及び副委員長の互選について □高齢者を取り巻く概況及び市民アンケート調査結果について □計画の概要について □計画策定スケジュールについて
令和２年 10 月　６日 (火) 於：田村市役所 １階 107 多目的ホール	第 ２回 田村市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画 策定委員会	□計画の構成及び骨子案について □計画の基本理念について □地域支援事業について □介護保険サービスの利用実績及び見込み(計画値)について
令和２年 12 月 23 日 (水) 於：田村市役所 １階 107 多目的ホール	第 ３回 田村市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画 策定委員会	□計画の素案について □素案にかかる意見等について
令和３年　２月　９日 (火) 於：田村市役所 １階 107 多目的ホール	第 ４回 田村市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画 策定委員会	□計画策定、報告

田村市高齢者福祉計画・第８期田村市介護保険事業計画

発　　行　　田村市
編　　集　　田村市　保健福祉部　高齢福祉課
〒963-4393
福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
TEL　0247-82-1115
FAX　0247-82-6003
発行年月　　令和 3 年 3 月